

○ 府立インターネットデータセンターの見直しについて

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府総務部  （ I T 推 進 課 ）	監 査 （ 検 査 ） 実 施 年 月 日	平成22年 6 月 22 日から 平成22年 8 月 6 日まで
---------------------------------------	-----------------------------	--------------------------	-------------------------------------

委員意見

大阪府立インターネットデータセンターについては、民間において同種の施設が普及してきている状況やクラウドコンピューティングによる I T システムの整備へという社会環境の変化を踏まえて、公の施設としての必要性について根本的に見直しされたい。

また、指定管理期間が切れる平成22年度末に向け、施設のあり方の抜本的な見直しの方向性を踏まえたうえで、指定管理者の自主事業に係る料金の表示方法、次期指定管理期間における府と指定管理者の負担のあり方について、併せて検討されたい。

1 背景・現状

(1) 大阪府立インターネットデータセンターの設置について

大阪府立インターネットデータセンター（以下「府立 i D C」という。）は、国の e- J A P A N 戦略及び同重点計画に基づく、平成13年度の「地域 I T 拠点の整備—自治体ネットワーク施設整備事業」を活用し、電子自治体の推進及び I T 関連産業の振興を目的として、政府からの無利子貸付金及び地方債により総額4,333,735千円を投じて、平成15年7月に I P v 6 対応のデータセンターを整備したものである。

- 財源内訳 ○ 電気通信格差是正施設整備資金無利子貸付金 1,444,578千円  
平成17年3月29日 国庫補助金により全額償還済み
- 地方債 2,889,000千円（元利均等 3年間据置、平成34年度末償還）  
平成21年度末残高 2,252,632千円
- 一般財源 157千円

※ I P v 6 は、インターネットプロトコルバージョン6の略であり、インターネットを構築する規則に当たり、現在普及している I P v 4 ではインターネットに接続する機器に割り振られるインターネットアドレスに限界があるため、新たに構築されたものであり、理論的には有限であるが、実際は、約340億潤個（潤は兆の兆倍の単位）のインターネットアドレスを自動的に割り振ることが可能であり、事実上無限といわれている。

(2) 府立 i D C の概要

- 所在地 大阪市浪速区幸町2丁目
- 敷 地 872.52㎡（台帳価格 316,680千円）
- 建 物 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建 延床面積5,423㎡  
昭和50年建築（元富士銀行計算機センター）（台帳価格 1,966,450千円）
- 設 備 ○ 貸ラック 138ラック（他に大阪府が48ラックを自己使用）  
○ I P v 6 対応インターネット接続サービス  
○ エスクローサービス（データの保管）  
○ 開発室 12室（他に1室は大阪府が自己使用）

(3) 府立 i D C の管理運営

ア (財)関西情報・産業活性化センターへの委託（利用料金制）

平成15年4月から平成18年3月31日までは、公益法人である(財)関西情報・産業活性化センター（以下「K I I S」という。）へ管理運営委託が行われ、さらに施設・機器の維持

管理等の業務は(株)大阪エクセレント・アイ・ディ・シー（以下「(株)OE i DC」という。）に再委託されていた。

K I I Sに支払われた委託料は次のとおりである。

平成15年度 60,000千円  
 平成16年度 60,000千円  
 平成17年度 60,000千円

※ (株)OE i DCは、(株)NTT西日本、(株)NTTデータ、(株)大阪ガス、(株)新日鉄等が出資し、i DCの管理運営のために設立された企業

イ (株)OE i DCによる指定管理（利用料金制）

平成18年度からは指定管理者制度が導入され、公募の結果、(株)OE i DCが平成18年度から平成22年度までの指定管理者に選定されている。

平成21年度までの(株)OE i DCの経営収支の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委 託 料	50,101	0	0	0
利用料収入等	332,191	373,940	409,585	412,813
管理経費等	346,571	361,504	380,693	373,051
収 支	35,721	12,436	28,892	39,762

ウ 府立 i DCの利用料金

○ 基本サービスに係る利用料金

府立 i DCは公の施設であり、その利用料は条例で定められた金額を上限として、指定管理者の届出により、知事が承認のうえ告示している。

○ (株)OE i DCによる自主事業に係る利用料金

(株)OE i DCは、府立 i DCの利用者の利便向上のため、次のような自主事業を実施している。

- ・ レンタルラックオプションサービス (料金 個別見積)
- ・ コネクティビティオプションサービス (料金 料金設定あり)
- ・ システム監視サービス (料金 個別見積)
- ・ システムオペレーションサービス (料金 個別見積)
- ・ 入館許可登録追加サービス (料金 料金設定あり)

これら自主事業の料金については、一部明示されているものの、個別見積とされているものもあり、公の施設の利用者にとって分りにくい状態となっている。

(4) 府立 i DCに係る維持補修費の負担

府立 i DCの建物及び設備の維持補修については、指定管理者である(株)OE i DCとの平成18年3月28日付け基本協定において、指定管理期間中に(株)OE i DCが140,899千円を支出することとなっていたが、同年11月24日付け変更協定において101,366千円に減額されている。

また、指定管理期間以降の建物施設の維持補修及び更改には平成37年度までに1,060,682千円が必要と見積もられているが、大阪府の負担となるのか指定管理者の負担となるのか不明である。

(5) インターネットデータセンターの普及及びIT環境の変化

ア インターネットデータセンターの普及

平成22年3月22日付け日本経済新聞の記事によると、民間企業調査により、データセンターの市場規模が拡大し、地域的には東京都に集中しているが、大阪府内における同市場規模は約559億円とされている。

大阪府内におけるインターネットデータセンターの設置数自体は不明であるが、相当数のデ

ータセンターが設置されていると考えられ、その中には I P v 6 対応のものも見受けられる。

また、公の施設としてインターネットデータセンターを有している都道府県は大阪府以外に存在しない。

#### イ クラウドコンピューティング型データセンターの整備普及への取組

総務省においては、現在、地方公共団体の I T システムに係るコストを大幅に削減すべく、全国 3 か所において地方公共団体・民間事業者との連携によるクラウド型データセンターの設置に関する実証実験を行っている。

これは、大規模なデータセンターが大きな電力を消費するものであることから、電力施設に隣接して設置し、電気料金の負担の軽減を図るとともに、A S P サービスの活用により、各自治体がサーバとシステムを利用することにより、地方公共団体の I T システムコストの削減を図ろうとするものである。

## 2 受検機関の対応

府立 i D C は、設置当初は企画室が所管し、指定管理者制度導入後は商工労働部が所管していたが、平成21年度から総務部 I T 推進課に移管されたものである。

I T 推進課においては、平成22年度の指定管理期間の終了を控えて、府立 i D C に対する企業のニーズを踏まえて、公の施設として維持していくのか、また、維持していく場合の費用負担のあり方について検討を進めていくこととしている。

## 3 課 題

### (1) 府立 i D C の必要性に係る抜本的な検討

平成15年当時の状況は不明であるが、現在では、民間において多数のインターネットデータセンターが設置されており、中には I P v 6 対応のデータセンターも見受けられる。

また、今後は、独自にサーバをデータセンター内に設置することにより、A S P サービスを利用したクラウドコンピューティング方式によるデータセンターの利用へと移行していくことが予想される。

そのような I T 環境の変化を踏まえて、府立 i D C について、公の施設として設置・維持していく必要性は乏しいと言わざるを得ず、そのあり方について抜本的に見直す必要がある。

### (2) 当面の検討課題

府立 i D C について抜本的な見直しを進める必要があるとともに、平成22年度末で指定管理期間が終了することから、次期指定管理期間における指定管理者の自主事業の利用料金に係る表示方法及び府と指定管理者の負担のあり方について早急に検討することが必要である。

○ 府有財産の有効活用と一元管理について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府総務部 （財産活用課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月22日から 平成22年8月6日まで
-------------------------------	-------------------	-----------------	-----------------------------

**委員意見**

大阪府では、歳入確保のため、府有財産の有効活用に取り組むべく、府有財産の売却や貸付など、有効活用を積極的に進めているところである。

しかしながら、大阪府が所有する財産には、地方自治法に基づき管理する一般会計・特別会計の財産と、地方公営企業法に基づき管理する企業会計の財産があることなどから、これらの財産についての状況を全体的に管理している部署がない状態にある。

府有財産の有効活用を一層進めていくためには、府全体の資産状況を一元的に管理することが重要であることから、各財産管理者間における連携体制など、そのための体制づくりについて検討されたい。

**1 背景・現状**

**(1) 府有財産の有効活用について**

ア 大阪府では、これまで歳入確保のため府有財産の売却等を掲げ、積極的に取組を進めているところであり、平成14年度から平成21年度までの8年間で1,300億円の歳入を確保している。

イ 平成18年度には、府有財産現況調査を行い、

- ・ 土地又は建物に余裕があり、さらなる活用について検討が必要とされる38施設と、
- ・ 土地や建物の余裕の点検対象外とした施設のうち、特に検討が必要と考えられる22施設

の合計60施設について売却や有効活用を図るべきとし、その早期実現に向けた取組を進めているところである。

ウ また、平成21年度には、府有財産活性化推進チームを設置し、平成21年6月から8月にかけて、大阪府公有財産規則（以下、「規則」という）第2条に定める公有財産のうち、147件（約1割）を抽出し、その活用可能性を検討した結果、40件を活用可能としている。

エ さらに、上記の抽出調査案件を除く財産を対象として平成21年11月から平成22年3月にかけて各部局において自主点検調査を実施し、本年6月に活用可能財産一覧を公表している。

オ 抽出調査及び自主点検調査の結果、全調査対象財産件数1,575件のうち、活用可能財産件数は174件であり、それらの財産を売却あるいは貸付した場合に見込まれる歳入総額は104億円（売却額及び貸付については年間の貸付料収入）と試算されている。

カ なお、これまでの調査において対象とされた財産は府営住宅用地を除き、一般会計に属するものであり、企業会計に属するものについては、対象とはなっていない。

（単位：億円）

調査種別	対象財産内訳	売却・貸付想定額	合計
抽出調査	府営住宅	37	38
	その他	1	
自主点検調査	府営住宅	57	66
	その他	9	
合計	府営住宅	94	104
	その他	10	

## (2) 府有財産の管理について

大阪府が所有する財産には、地方自治法に基づき管理する一般会計・特別会計の財産と、地方公営企業法に基づき管理する企業会計財産がある。

独立採算制を採る地方公営企業では、経費を他の会計と明確に区分する必要があることから、その財産は、地方自治法の特例として、地方公営企業法に基づき管理している。

このため、大阪府公有財産規則第2条に定める公有財産には「基金に属するもの及び府が経営する企業の用に供するものを除く」とされており、企業会計財産は平成18年度の府有財産現況調査や今回の自主点検調査においてもその調査の範囲外とされるなど、企業会計財産も含めた府トータルでの府有財産の管理は行われていない状況にある。

## 2 受検機関の対応

### (1) 抽出調査及び自主点検調査による府有財産の有効活用について

調査の結果、活用可能と判断された府有財産についての売却・貸付を速やかに実行し、着実に歳入を確保するため、これら財産の活用に係る進捗管理を財産活用課が行うとともに、各財産の管理者に対する技術的支援を含めた調整を行うとしている。

### (2) 府有財産の一元管理について

これまで財産活用課においては、企業会計の財産を含め、財産管理を行う各部局との連携を図るための取組として、

- ・ 府有財産一覧表の作成
- ・ 一般会計の低未利用地の情報について、企業会計所管部局へ提供
- ・ 大阪府公有財産活用検討委員会において、企業会計所管部局とともに公有財産の処理方針を協議

といった取組を実施している。

## 3 課題

### (1) 歳入確保について

抽出調査及び自主点検調査の結果による歳入額の試算に当たっては、活用可能とした府有財産全てを売却・貸付した場合で算出している。

このため、今後、地元協議などを行っていく中で売却・貸付が困難となり、歳入試算額が確保できないことも予想されることから、今後、有効活用についての的確な進捗管理を行うとともに、その状況を府民に適切に公表する必要がある。

また、活用見込みの約9割が府営住宅用地であるが、その内訳は駐車場、空地、公園、グラウンド等、現状の用途は様々であり、売却等の実現可能性を探りながら活用に向けてより具体的な計画を策定し、着実に実行していく必要がある。

### (2) 財産管理体制について

企業会計財産は平成18年度の府有財産現況調査や今回の自主点検調査の範囲外となっている。

府有財産の有効活用については、行政目的に沿って既に活用されている、あるいは、近々活用される財産はともかく、その他の財産については、府全体での活用を図る必要がある、そのためには、各財産の管理者間における連携体制など、府有財産の有効な管理体制を構築することが必要である。

○ 所蔵美術作品の管理体制について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府府民文化部 （都市魅力創造局文化課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年7月7日から 平成22年8月25日まで
-------------------------------	--------------------------	-----------------	-----------------------------

委員意見

都市魅力創造局文化課所蔵の美術作品（以下「作品」という。）については、データベースの登録内容を十分に検証していないため、データベース上で作品ごとに割り振られた作品ID番号では保管場所・位置を特定することができず、円滑にデータベース上の作品と現物とを確認できる状況にないものが見受けられるなど、管理体制が不十分であった。

作品の保管状況も、評価額の多寡や重要性にかかわらず、材質、大きさ等ごとに作品を保管し、保管場所によっては温度・湿度の影響を受けやすい絵画等も空調機で調整することなく常温・常湿で保管している。

今後、データベースの登録内容を検証し、全ての作品の現物と照合した上で、円滑に現物確認ができ、作品の評価額や重要性に見合った保管・管理を行うなど、適切な管理体制を整えられたい。

1 背景・現状及び受検機関の対応

(1) データベースの登録内容について

現代美術センターの指定管理者（クリーン・ブラザーズ）において、都市魅力創造局文化課所蔵の美術作品（以下「作品」という。）のデータを収集・管理し、容易に検索・抽出などができるようにするため、平成18・19年度にかけて作品のデータベース化を図っている。

平成22年度に現代美術センターの運営を指定管理者から大阪府に移管し、データベースも大阪府に引き継がれている。

データベース登録作品点数（総評価額 4,534,555,586 円）

絵画	写真	版画	彫刻	工芸	書	ポスター	合計
4,120	1,481	1,335	247	99	386	111	7,779

しかしながら、昭和59年に大阪府美術家協会開催「大阪百景」展に出品された作品等104点（同年、大阪府が寄贈を受けたもの）がデータベースに登録されておらず、そのうち、24点の絵画が所在不明になっていた。（平成22年7月30日報道資料提供）

(2) データベースでの保管状況について

平成22年度事務局監査においてデータベースの登録内容を抽出・確認した中で、保管場所が、現代美術センター倉庫として登録されている作品3点中1点が、りんくう現代美術空間（RCAS）として登録されている作品2点中1点が、データベースの登録内容と異なる海岸通ギャラリー（CASO）で保管されていた。

(3) 作品の保管状況について

作品の保管状況について、データベース上、作品ごとに作品ID番号が割り振られているが、作品の作者ごとに保管されているので、作品ID番号では保管場所・位置を特定することができず、古くから在籍している現代美術センターの職員以外では現物と照合することは困難な状況にある。

また、作品の評価額の多寡や重要性にかかわらず、材質、大きさ等ごとに作品を保管しており、保管場所の1つであるりんくう現代美術空間（R C A S）では、温度・湿度の影響を受けやすい絵画等も空調機で調整することなく常温・常湿で保管されている。

りんくう現代美術空間（R C A S）作品収蔵庫保管点数

絵画	写真	版画	彫刻	工芸	書	ポスター	合計
398	3	45	64	88	374	0	972

## 2 課題

- (1) 大阪府では、指定管理者が作成したデータベースの登録内容を十分に検証しておらず、また、作品の貸出し、返却等による保管場所の移動状況をその都度適切にデータベースに反映させていないため、全ての作品が登録されているのか、どこに作品が保管されているのか正確性に欠けた状況にある。
- (2) 作品の保管状況について、古くから在籍している現代美術センターの職員以外では現物と照合することは困難な状況にあるため、業務の支障がないよう円滑に現物を確認できる保管体制に改善する必要がある。

作品の紛失・盗難を防止するためにも今後、データベースの登録内容を検証し、全ての作品の現物と照合した上で、円滑に現物確認ができ、作品の評価額や重要性に見合った保管・管理を行うなど、適切な管理体制を整えられたい。

○ 所蔵美術作品の有効活用について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府府民文化部 （都市魅力創造局文化課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年7月7日から 平成22年8月25日まで
-------------------------------	--------------------------	-----------------	-----------------------------

**委員意見**

総務部庁舎管理課をはじめ各部局で所蔵している美術作品が多数存在している。大阪府文化振興条例及び大阪府文化振興計画を推進する都市魅力創造局文化課において、大阪府全部局で所蔵美術作品がどの程度存在し、どのように管理しているのか、作品の重要性を含め適正な評価がなされているのかなど、全庁的な調査の実施を検討されたい。

また、所蔵美術作品の一部については庁舎や執務室等で展示されているが、専門的な分類を行い、芸術性が高いものについては有効活用し、より多くの府民に鑑賞機会を提供できるようにするなど、所蔵美術作品の有効活用に向けて全庁的な協議・検討をするよう努められたい。

**1 背景・現状及び受検機関の対応**

- (1) 総務部庁舎管理課をはじめ各部局では、個人、団体等から寄贈を受けたものなど所蔵美術作品が多数存在している。

大阪府文化振興条例及び大阪府文化振興計画を推進する都市魅力創造局文化課において、大阪府全部局で所蔵美術作品がどの程度存在し、どのように管理しているのか、作品の重要性を含め適正に評価されているのか把握していない。

- (2) 文化課において所蔵美術作品の所在不明が相次いでいる。

ア 病院事業局に貸出中の絵画1点が紛失（平成22年5月10日報道資料提供）

イ 所蔵絵画の一部（貸出中の絵画含む）が所在不明となっていることが判明（平成22年7月30日報道資料提供）

- (3) 所蔵美術作品の一部については庁舎や執務室等で展示されているが、より多くの府民に鑑賞機会が提供できていない。

**2 課題**

- (1) 文化課において、大阪府全部局で所蔵美術作品がどの程度存在し、どのように管理しているのか、作品の重要性を含め適正に評価されているのかなど、全庁的な調査の実施を検討されたい。

- (2) 所蔵美術作品について、専門的な分類を行い、芸術性が高いものについては有効活用し、より多くの府民に鑑賞機会を提供できるようにするなど、所蔵美術品の有効活用に向けて全庁的な協議・検討をするよう努められたい。



○ なみはやスポーツ振興基金からの経費支出について

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府府民文化部 （都市魅力創造局生涯スポーツ振興課）	監 査 （ 検 査 ） 実 施 年 月 日	平成 22 年 7 月 7 日から 平成 22 年 8 月 25 日まで
---------------------------------------	--------------------------------	--------------------------	-----------------------------------------

**委員意見**

堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）整備事業（事業総額約 57 億円）への支援をするため、生涯スポーツ社会づくりのために活用することを目的とする「なみはやスポーツ振興基金」（以下「基金」という。）を大きく取り崩し、平成 20 年度 4 億円、21 年度 6 億円合計 10 億円の補助金を支出したところであるが、基金を活用する理由や補助金額を 10 億円とする証拠書類がないなど、基金を活用した府域全体の生涯スポーツ社会づくりを進めていく中で、当該事業への支援の必要性を示す明確な根拠がなかった。

基金は府民の浄財で造成されていることから、今後、基金を取り崩すに当たっては、その理由を明確に記録に残し、大阪府のウェブページに登載するなど府民への説明責任を果たされたい。

また、NTCの利用については、一定の配慮はされているものの、堺市民が優先利用できることとなっており、大阪府が補助した主旨を踏まえ、今後、より幅広い府民利用が可能となるような働きかけを検討されたい。

**1 背景・現状及び受検機関の対応**

(1) なみはや国体の開催と、国体を契機としたスポーツ振興のため、資金を積み立てることを当初の目的として、平成 6 年度に「なみはやスポーツ振興基金」（以下「基金」という。）を創設し、基金を活用し「生涯スポーツ社会づくり」に向けた事業を展開している。（平成 9 年度時点：府 20 億円、寄附金 20 億 5 千万円 合計 40 億 5 千万円）

しかしながら、生涯スポーツ社会の実現を目的として平成 8 年 1 月に策定した「生涯スポーツ社会づくりプラン」（プラン目標年次：平成 22 年度）について、当初、定期的に「生涯スポーツ社会づくり施策関連部局連絡会議」を開催して、全庁的なプランの進捗状況や予算措置等の状況を確認・協議を行っていたが、平成 15 年 9 月以来、6 年以上、当該会議を開催しておらず、当該プランの進捗管理が適切に行われているとは言えない状況であった。

**【基金取崩しの主なもの】**

- ・ 平成 9 年度なみはや国体開催経費 20 億円
  - ・ 平成 20・21 年度堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）建設負担金 10 億円
  - ・ 地域生涯スポーツ推進協議会補助 2 億 3 千万円
- 平成 21 年度末基金残高 6 億 2 千万円

(2) 平成 18 年 10 月 31 日にNTC構想を報道発表し、想定される施設内容から試算した建設事業費 35 億円について、大阪府、堺市及び日本サッカー協会の 3 者で分担することを基本的な考え方としていた。

NTCは、平成 20 年 7 月に工事着工、平成 21 年 12 月に竣工し、建設事業費は最終約 57 億円であった。大阪府 10 億円、日本サッカー協会 5 億円及び年間 3,000 試合相当の誘致等を負担し、残りを堺市が負担することになった。

## 2 課題

N T C整備事業（事業総額約 57 億円）への支援をするため、生涯スポーツ社会づくりのために活用することを目的とする基金を大きく取り崩し、平成 20 年度 4 億円、21 年度 6 億円合計 10 億円の補助金を支出したところであるが、基金を活用する理由や補助金額を 10 億円とする証拠書類がないなど、基金を活用した府域全体の生涯スポーツ社会づくりを進めていく中で、当該事業への支援の必要性を示す明確な根拠がなかった。

基金は府民の浄財で造成されていることから、今後、基金を取り崩すに当たっては、その理由を明確に記録に残し、大阪府のウェブページに登載するなど府民への説明責任を果たされたい。

また、N T Cの利用については、一定の配慮はされているものの、堺市民が優先利用できることとなっており、大阪府が補助した主旨を踏まえ、今後、より幅広い府民利用が可能となるような働きかけを検討されたい。

○ (財) 大阪府国際交流財団の基本財産の運用について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府府民文化部 （都市魅力創造局国際交流・観光課）	監査（検査） 実施年月日	平成 22 年 7 月 7 日から 平成 22 年 8 月 25 日まで
-------------------------------	-------------------------------	-----------------	-----------------------------------------

**委員意見**

財団法人国際交流財団（以下「財団」という。）は、30 年満期である仕組債（デリバティブ組込み債券）を、平成 20 年 3 月に基本財産の運用枠を拡大させた上で、平成 20 年度に 8 億円分購入し、合計 18 億円分の仕組債を運用している。この仕組債は平成 22 年 6 月現在で 5 億円分は金利が付かない状況であり、全ての仕組債を解約すると最小でも 2 億 9,000 万円の元本割れが生じる。

また、仕組債運用枠拡大を議決した理事会は、出席理事 7 名、委任状提出理事 8 名であり、府として基本財産の寄附を求める検討がなされていた中で、府が選出した理事は委任状を提出し理事会を欠席していた。

今後、資産運用基準を改正するなど財団の運営に関する重要な事項を議決する理事会には、大阪府として理事会に出席し、その職責を果たすべきである。

**1 背景・現状及び受検機関の対応**

(1) 大阪府は、財団法人大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）の設立時に 50 億 3,200 万円を出えんし、その基本財産の運用益を主な財源として財団は事業展開しているが、基本財産のうち、帳簿価格 17 億 8,300 万円を 30 年満期の仕組債（デリバティブ組込み債券）で運用している。

この仕組債は相対取引でしか処分できず市場取引価格としての時価が形成されないことから、流動性が低い資産となっており、満期時円貨建元本保証ではあるが、金利が付かないままこの債券を満期時まで長期保有せざるを得ない可能性がある。

なお、平成 22 年 6 月現在で 5 億円分の仕組債は金利が付かない状況であり、全ての仕組債を解約すると最小でも 2 億 9,000 万円の元本割れが生じる。

(2) 大阪府において、平成 20 年 4 月に「財政再建プログラム（試案）」を、平成 20 年 6 月に「財政再建プログラム（案）」を策定し、財団の抜本的な見直しを提示し、「基本財産の府への寄附を求める」こととして方向性を示していた。

ところが、財団は、平成 20 年 3 月に基本財産の運用枠を 1 / 3 から 1 / 2 に拡大させた上で平成 20 年度に 30 年満期の仕組債を 8 億円分購入し、以前に購入していたものと合わせて 18 億円分の仕組債を運用している。

(3) 仕組債運用枠拡大を議決した理事会において、出席理事 7 名、委任状提出理事 8 名であった。府として基本財産の寄附を求める検討がなされていた中で、府が選出した理事は委任状を提出し理事会を欠席していた。

**2 課題**

今後、資産運用基準を改正するなど財団の運営に関する重要な事項を議決する理事会には、大阪府として理事会に出席し、その職責を果たすべきである。

○生活困窮者等に対する貸付事業（府かけこみ緊急資金貸付金）の債権管理について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府福祉部 （地域福祉推進室）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月14日から 平成22年8月20日まで
-------------------------------	---------------------	-----------------	------------------------------

**委員意見**

大阪府かけこみ緊急資金貸付制度の事業主体である社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の債権管理の状況を調査したところ、債権回収の可能性の著しく低い債権、いわゆる「懸念債権」は、平成21年度末における未償還残高約20億円のうち、推定で約15億円と総額のおおよそ7割を超え、借主からの償還額も年々減少傾向にある。（本制度の貸付は平成13年度で終了している。）

事業主体としての債権の管理状況・回収見通しを考慮すると、貸付原資を貸し付けている府にとっても、懸念債権の約15億円がそのまま府の債権の回収不能につながるものが危惧される。このため、府として、以下の措置を講じられたい。

- 1 適正な債権管理に向けた全庁的な対策強化を踏まえ、事業主体に対して、懸念債権を適確に把握するための作業を着実にを行うとともに、回収可能な債権については効率的な回収に努めるよう指導を強化すること。
- 2 新公会計制度の導入を目前に控え、府としての方針を立てる必要があるため、府と事業主体間で最終リスクの負担に係る双方の責任を明確にし、貸付金の返還のあり方について、早急に協議に入られたい。

**1 背景・現状及び受検機関の対応**

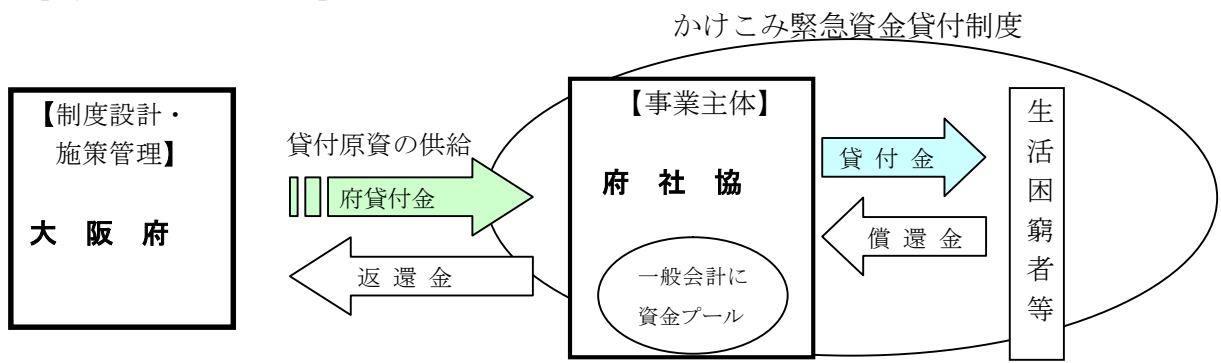
**(1) 大阪府かけこみ緊急資金貸付制度**

ア 大阪府かけこみ緊急資金貸付制度は、昭和46年度に府の単独制度として創設され、生活福祉資金貸付制度（国庫制度）では対象とならない生活困窮者等を対象に、（社福）大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）を事業主体に、府がその貸付原資を貸付金として府社協に資金供給するという事業スキームで設計されている。

**【貸付制度の概要】**

- ・実施主体 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会  
貸付業務は各市町村社会福祉協議会（社会福祉法人）に委託
- ・貸付限度額 災害、傷病その他の特別の事情により著しく生活困窮に陥った世帯（大阪市を除く）
- ・貸付限度額 1世帯当たり2万円以内（制度終了時は10万円以内）
- ・貸付条件 無担保、無保証、無利子
- ・償還条件 2か月据置き、20か月以内

**【貸付金等のフロー図】**



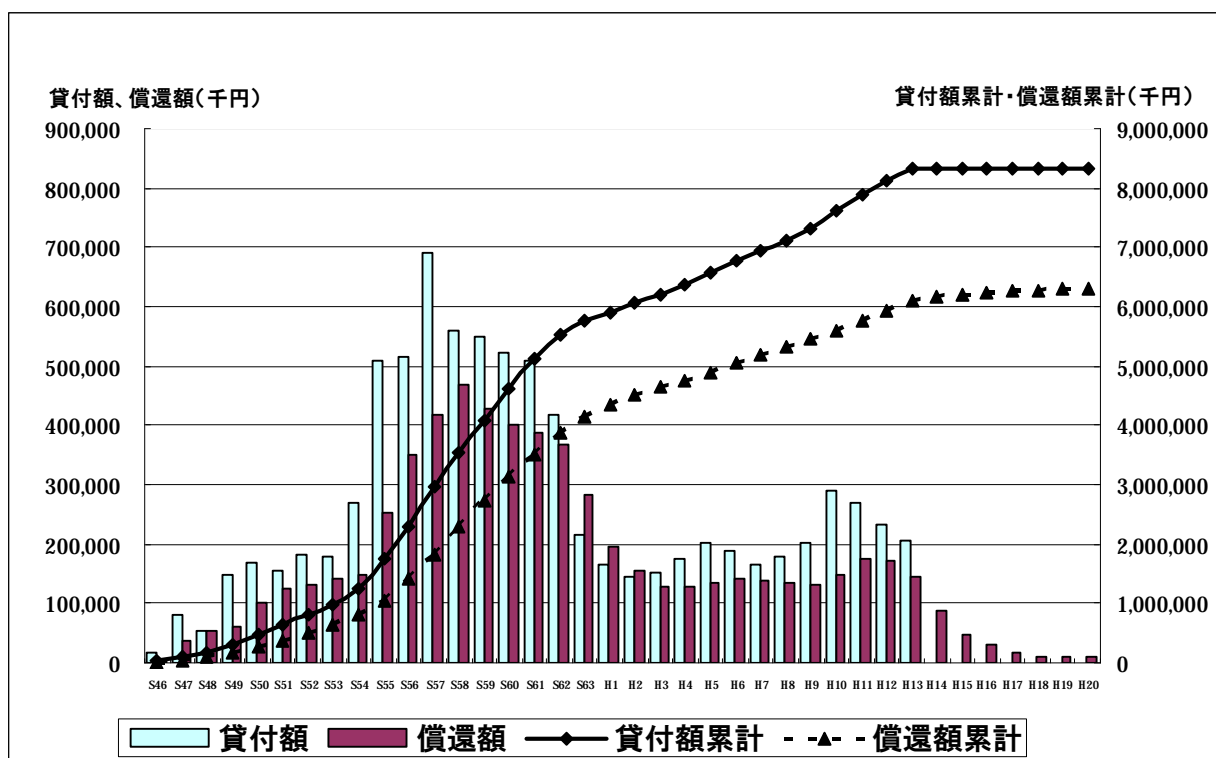
イ 以来、平成 13 年度に廃止されるまでの約 30 年間にわたり制度運営されてきたが、事業実績としては、累計で、貸付件数約 11 万件、貸付額約 83 億円と、民生委員による相談支援活動の具体的な支援ツールとして機能し、生活困窮者等に対する緊急資金援助施策として一定の成果を挙げた。

(2) 債権の管理状況

ア 府社協としての債権の管理状況・回収見通し

- ・ 平成 21 年度末現在で、借主から府社協への償還額は、累計で約 63 億円、未償還額は約 20 億円、償還率は 76% となっており、現時点において、貸付契約上の最終償還期限から約 6 年半が経過し、償還額は年々減少傾向にある。

【かけこみ緊急資金貸付金の貸付・償還状況の推移】



- ・ 現在回収中又は回収予定の債権は約 4 千万円、今後の回収努力によっては回収率を上げる可能性のある債権は約 5 億円と推定されるものの、府社協のあらましの整理によると、平成 21 年度末における未償還残高約 20 億円のうち、死亡、破産、行方不明等、債権回収の可能性の著しく低い債権、いわゆる「懸念債権」は、推定約 15 億円と総額のおおよそ 7 割を超える割合を占めている状況にある。

【債権の回収見通し】 出典：府社協の調査資料

(単位；千円)

平成 21 年 3 月末残高	A	B	C
2, 014, 496	40, 432	560, 613	1, 413, 450

A 償還中又は償還予定

B 生活保護受給者・生活困窮者又は償還不明（督促状は届くが連絡確認が取れないもの）

C 死亡・破産・行方不明・時効（援用有・無）又は未整理（申請自体に詐欺等事件性があり、督促等通知送付不可能なケース）

イ 府としての債権の管理状況

- ・ 府社協から府への貸付原資の返還は、本制度が運用されていた時期は、事業主体の府社協の貸付原資のプール資金の保有状況に応じて、府が資金供給するという制度設計になっていたため、平成13年度に制度廃止するまでの間は、府社協から府への貸付金の返還はなされていない。
- ・ 貸付契約上、府への貸付金の返還は二者間での協議事項となっており、制度廃止する際に、協議が行われた結果、借主から償還のあった資金を年度単位で返還する（前年度の2月から当該年度の1月までの12か月分を当該年度末までに返還）こととなっているが、平成21年度末までの返還総額は約2億3千万円（未貸付金残金と合わせて、約2億7千万円）である。

【借主から府社協への償還実績】

(単位：千円)

年 度	府貸付金	貸付件数	貸付額	償還額	貸付原資残額
昭和46	60,000	953	18,295	1,899	43,604
47	20,000	3,102	81,686	38,327	20,245
48	10,000	3,901	53,765	54,294	30,774
49	70,000	3,377	149,585	59,773	10,962
50	100,000	3,694	169,066	100,092	41,988
51	30,000	3,323	155,885	123,271	39,374
52	20,000	3,808	180,366	132,414	11,422
53	60,000	3,730	178,202	141,129	34,349
54	104,000	4,116	270,187	148,743	16,905
55	281,000	5,257	510,194	251,371	39,082
56	145,000	5,825	514,518	351,962	21,526
57	322,350	6,983	692,105	418,784	70,555
58	20,000	6,148	560,158	467,631	-1,972
59	138,000	6,016	549,915	427,949	14,062
60	125,000	5,672	523,739	401,066	16,389
61	125,000	5,512	510,324	389,205	20,270
62	100,000	4,540	417,013	366,055	69,312
63	0	2,368	216,842	284,162	136,632
平成元	0	1,762	163,646	196,422	169,408
2	0	1,541	143,765	153,580	179,223
3	0	1,590	151,335	128,516	156,404
4	0	1,857	175,402	128,049	109,051
5	0	2,130	201,256	135,632	43,427
6	35,000	2,026	188,060	142,615	32,982
7	23,620	1,763	166,151	137,530	27,981
8	30,000	1,885	177,254	134,771	15,498
9	50,000	2,158	202,920	130,785	-6,637
10	169,800	3,075	289,842	149,296	22,617
11	75,000	2,855	268,155	174,056	3,518
12	160,000	2,479	232,294	170,838	102,062
13	0	2,184	204,669	144,921	42,314
14	—	—	—	86,771	0
15	—	—	—	47,005	0
16	—	—	—	31,042	0
17	—	—	—	16,640	0
18	—	—	—	11,574	0
19	—	—	—	11,333	0
20	—	—	—	10,802	0
21	—	—	—	8,147	0
	2,273,770	105,630	8,316,594	6,308,452	0

償還率：75.85% = 償還額合計※(6,308,452千円) / 貸付額合計(8,316,594千円)

【府社協から府への返還実績（貸付制度廃止後～平成21年度）】  
（単位：円）

返還年度	償還額	未貸付額	返還額計
平成14	86,770,843	42,314,920	129,085,763
15	47,004,505	－	47,004,505
16	31,041,688	－	31,041,688
17	16,640,526	－	16,640,526
18	11,574,445	－	11,574,445
19	11,333,052	－	11,333,052
20	10,802,477	－	10,802,477
21	8,146,846	－	8,146,846
合 計	223,314,382	42,314,920	265,629,302

## 2 課題

府社協としての債権の管理状況・回収見通しを考慮すると、貸付原資を貸し付けている府にとって、懸念債権の約 15 億円がそのまま府の債権の回収不能につながるものが危惧される。

また、現在、府においては、債権の適正管理の強化策が講じられようとしているが、本貸付金のように、償還期限を定めていないため収入未済となっていない債権については、当該強化策の対象外となる予定であり、今後も、引続き個別債権としての適正管理が求められることとなっている。

さらに、府は、持続可能で安定的な財政運営による自治体経営の確立のため、複式簿記・発生主義という民間の企業会計の考え方を採り入れた新公会計制度を、平成 23 年度は試験運用、平成 24 年度から本格導入を目指すこととしている。

以上の府としての今後の動向を踏まえ、以下の措置を講じる必要がある。

- (1) 適正な債権管理に向けた全庁的な対策強化を踏まえ、事業実施主体である府社協に対して、懸念債権を適確に把握するための作業を着実にを行うとともに、回収可能な債権については効率的な回収に努めるよう指導を強化すべきである。
- (2) 新公会計制度の導入を目前に控え、府としての方針を立てる必要があるため、府と事業主体間で最終リスクの負担に係る双方の責任を明確にし、貸付金の返還のあり方について、早急に協議すべきである。

○ 介護サービス情報公表制度について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府福祉部 （高齢介護室）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月14日から 平成22年8月20日まで
-------------------------------	-------------------	-----------------	------------------------------

**委員意見**

介護サービス情報公表制度に係る手数料の納付は、手数料条例により、事業者は情報公表事務に係る手数料を指定情報公表センターに、調査事務に係る手数料を指定調査機関に納付しなければならないと規定されている。しかしながら、現行の納付手続は明確な根拠がないまま、指定情報公表センターが公表手数料とあわせて調査手数料も代行して徴収している。

また、介護保険法の法律改正に伴って、手数料条例に規定する介護保険法の条項の改正が必要になったにもかかわらず、所要の手続を怠っていることにより、条例に規定する内容とそれに対応する法令の条項に齟齬が生じている。

このため、手数料の納付手続の実態及び介護保険法の改正に即して、手数料条例の規定を見直されたい。

さらに、情報公表センターは過大な手数料収入により多額の繰越金を保有していることから、大阪府としてその繰越金の取扱を検討し、必要な措置を講じられたい。

**1 背景・現状**

(1) 介護サービス情報公表制度の概要

- 介護サービス情報の公表制度は、介護サービス事業者のサービス内容や運営状況を調査し、客観情報をインターネット等により公表する制度として介護保険法の改正に伴い平成18年度から始まった。
- この制度は、介護サービスの利用者等が介護サービス事業者の情報を入手し易い環境を整備し、その情報を比較することにより、主体的に介護サービス事業者を選択できるようにすることを目的としている。
- 介護サービス情報の報告の受理、調査及び公表の事務については都道府県知事が指定する者にその事務を行わせることができるとされており、大阪府では情報公表センターに大阪府地域福祉推進財団を、調査機関に大阪府社会福祉協議会ほか10機関を指定して、これらの事務を行わせている。

(2) 手数料の額及び納付手続

- 手数料の額及び納付手続は介護保険法の適用を受けて大阪府福祉行政事務手数料条例（以下「手数料条例」という。）で規定されている。
- 手数料の算定は、公表手数料については公表事務に係る人件費、データ入力や修正のための経費、公表システムの維持管理費、その他通信費、消耗品等の諸経費を積算し、調査手数料は調査員の人件費、事務処理に係る人件費、調査に係る旅費、その他印刷、通信、消耗品等の諸経費を積算したものとなっている。

(3) 情報公表センターの収支

大阪府地域福祉推進財団が指定を受けている情報公表センターの収支については次のとおりである。

（情報公表センター運営特別会計の推移）

	平成20年度	平成19年度	平成18年度
当期収支差額	△ 3,353,386	44,387,144	45,987,364
前期繰越収支差額	90,374,508	45,987,364	0
次期繰越収支差額	87,021,122	90,374,508	45,987,364



公表手数料に係る収支については平成 18 年度に大幅に剰余金が発生し、平成 19 年度も同様の剰余金の発生が見込まれたにもかかわらず、必要な手数料の改定手を怠ったため、平成 18 年度及び 19 年度の 2 年間で 1 億円近い剰余金が生じた。

(4) 条ずれの反映漏れ

- また、手数料条例においては次のとおり、規定する内容と対応する介護保険法の条項と乖離が見られる。

(大阪府福祉行政事務手数料条例)

条例の内容	条例に規定する介護保険法の条項	
	現行条項 (誤)	正しい条項
介護サービス情報の報告及び公表	法 115 条の 29	法 115 条の 35
指定調査機関の指定	法 115 条の 30	法 115 条の 36
指定情報公表センターの指定	法 115 条の 36	法 115 条の 42

- 手数料条例においては、介護保険法で規定する介護サービス情報の報告者が納付する手数料の額や指定情報公表センター等に対する手数料の納付手を定めている。
- 昨年度、介護保険法の改正に伴い、法令の条項が移動になったにもかかわらず、条例における変更を怠ったことから、条例に規定する内容と対応する法令の条項に齟齬が生じている。

2 受検機関の対応

- 手数料の納付手続は、手数料条例により事業者は情報公表事務に係る手数料を指定情報公表センターに、調査事務に係る手数料を指定調査機関に納付しなければならないと規定されているが、現行の納付手続は、事業者の負担軽減や収入確保の観点から、情報公表センターにおいて調査手数料も代行して一括徴収している。
- 手数料の額については、次のように数回にわたり見直しを行っている。

(手数料の推移)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度～
公表手数料	15,000 円	15,000 円	8,000 円	8,000 円
調査手数料	46,600 円	46,600 円	35,000 円	25,000 円

公表手数料は、電子報告システムの構築に伴い情報入力費の削減が可能となったことから見直しを行い、調査手数料は、国の手数料ガイドラインの改正などにより、平成 20 年度及び平成 21 年度に調査必要日数及び調査員数が縮減したことに伴って見直しを行った。

3 課題

- 介護サービス情報公表制度に係る手数料の納付は、手数料条例により、事業者は情報公表事務に係る手数料を指定情報公表センターに、調査事務に係る手数料を指定調査機関に納付しなければならないと規定されているが、現行の納付手続は、指定情報公表センターが公表手数料とあわせて調査手数料も代行して徴収している。
- しかも、その調査手数料の代行徴収は、手数料条例の規定によらず、明確な根拠がないまま、指定情報公表センターと指定調査機関との当事者間の手数料収納代行契約書によって行われている。
- また、介護保険法の法律改正に伴って、条例に規定する介護保険法の条文の改正が必要になったにもかかわらず、必要な手を怠っているため、条例に規定する内容と対応する法令の条文に齟齬が生じている。
- 調査手数料の見直しは、国のガイドライン等に基づいた調査必要日数や調査員数の縮減に伴うものであるが、公表手数料については、大阪府が主体的に積算を行っている。公表手数料に係る収支については平成 18 年度に大幅に剰余金が発生し、平成 19 年度も同様の剰余金の発生が見込まれたにもかかわらず、必要な手数料の改定手を怠ったため、平成 18 年度及び 19 年度の 2 年間で 1 億円近い剰余金が生じた。

め、平成18年度及び19年度の2年間で1億円近い剰余金が生じ、大阪府地域福祉推進財団は4,200万円の税金を納付することになった。

- (5) そもそも手数料は、受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収すべきであり、必要な経費と比べて過大や過小であってはならない。
- (6) 情報公表センターは、情報公表事務を処理するため大阪府から約2,000万円相当のサーバー機器の無償貸与を受け一方で、現在も多額の繰越金を保有している。このような状況を鑑み、大阪府は当該剰余金の取扱について検討し、必要な措置を講じられたい。

(参考)

大阪府福祉行政事務手数料条例

(納入義務者及び金額)

第3条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下この条において「法」という。)に基づく事務に関し、次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。

項	区分		金額(円)
12	法第115条の29第1項の規定による報告をしようとする者	情報公表事務に係る手数料	8,000
		調査事務に係る手数料	25,000

(略)

- 5 法第115条の36第1項の規定により知事が同項に規定する情報公表事務を行わせることとした者(以下この条において「指定情報公表センター」という。)に法第115条の29第1項の規定による報告をしようとする者は、第1項の表12の項に定める金額の手数料のうち情報公表事務に係る手数料を当該指定情報公表センターに納付しなければならない。
- 6 指定情報公表センターに法第115条の29第1項の規定による報告をしようとする者(法第115条の30第1項の規定により知事が同項に規定する調査事務を行わせることとした者(以下この条において「指定調査機関」という。))が行う法第115条の29第2項の調査を受ける者に限る。)は、第1項の表12の項に定める金額の手数料のうち調査事務に係る手数料を当該指定調査機関に納付しなければならない。
- 7 第2項から前項までの規定により登録試験問題作成機関、指定試験実施機関、指定研修実施機関、指定情報公表センター又は指定調査機関に納付された手数料は、それぞれ当該登録試験問題作成機関、指定試験実施機関、指定研修実施機関、指定情報公表センター又は指定調査機関の収入とする。

○ 保健所における検診業務のあり方について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府健康医療部  (保健医療室)	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月21日から 平成22年7月28日まで
-------------------------------	-------------------------	-----------------	------------------------------

委員意見

府内14か所の大阪府保健所においては、結核接触者健診等の一環として、エックス線撮影業務を実施しているが、平成20年7月に一般健康相談事業を廃止したことに伴い、平成20年度以降、業務量が大幅な減少傾向にあり、当該業務が非効率な状態で実施されている。（撮影装置の稼働状況：稼働日1日あたりの平均件数5.3件、年間要勤務日数1日あたり平均1.7件）

このため、エックス線撮影業務について、老朽化が著しい高額な機器の更新や専門職員の適正配置等の課題を踏まえ、府指定結核医療機関への委託の拡大等について、経済性、効率性、有効性の観点から早急に検討されたい。

また、検討に際しては、結核感染拡大防止対策はもとより、その費用対効果や府民サービスの利便性向上の観点から、あり方の検討会への外部の専門家の参加など、府民等から幅広く意見を徴されたい。

1 背景・現状及び受検機関の対応

(1) エックス線撮影業務の実施状況

ア エックス線撮影装置の稼働状況

- 平成20年7月に一般健康相談事業を廃止したこと等に伴い、保健所におけるエックス線撮影にかかる業務量については大幅な減少傾向にあり、平成21年度実績では、稼働日1日あたりの平均件数は5.3件、年間要勤務日数を240日と仮定した場合は、1日あたり平均1.7件となっている。

区分	平成19年度					平成20年度					平成21年度				
	実日数 (a)	件数 (b)	稼働率			実日数 (a)	件数 (b)	稼働率			実日数 (a)	件数 (b)	稼働率		
			稼働日1日あたりの平均件数 (b/a)	年間要勤務日数(c) 日数割合 (a/c)	平均件数 (b/c)			稼働日1日あたりの平均件数 (b/a)	年間要勤務日数(c) 日数割合 (a/c)	平均件数 (b/c)			稼働日1日あたりの平均件数 (b/a)	年間要勤務日数(c) 日数割合 (a/c)	平均件数 (b/c)
保健所計	1,441	15,133	10.5	42.9	4.5	1,160	8,625	7.4	34.5	2.6	1,052	5,571	5.3	31.3	1.7

イ エックス線直接撮影装置の設置状況・更新予定時期

- 各保健所におけるエックス線直接撮影装置の設置状況をみると、茨木・藤井寺の2か所を除く12の保健所で設置後の経過年数が10年を超え、15年を超えているものが3か所ある。1台当たり約800万円から1,000万円の高額な医療機器であり、府の厳しい財政事情から、順次更新するには多額の財源が必要である。

保健所	池田	豊中	吹田	茨木	枚方	寝屋川	守口	四條畷	八尾	藤井寺	富田林	和泉	岸和田	泉佐野	計
管轄市町村数	4	1	1	3	1	1	2	3	2	3	6	4	2	6	39
購入年月日	H07/05/10	H08/02/28	H07/03/28	H20/03/26	H12/03/23	H11/03/23	H09/11/26	H11/03/24	H08/08/27	H21/03/31	H08/03/08	H06/10/19	H09/12/24	H06/12/07	12台/14台 が10年以上経過
[設置後年数]	14	14	13	2	10	11	12	11	13	1	14	13	12	13	
製造中止年度	H10.12	H10.12	H10.12	○	○	H21.9	H10	H21.9	H10	○	H10	H10	H10	H18	
21年度	修理済	修理済	修理済	修理済	修理済	修理済	修理済	修理済	修理済	修理済	修理済	修理済	修理済	修理済	14台
22年度	●(18)	●(15)	●(18)	●(7)	●(15)	●(16)	●(18)	●(16)	●(18)	●(8)	●(18)	●(18)	●(18)		
① 23年度	●(18)	●(15)	●(18)	●(7)	●(15)	●(16)	●(18)	●(16)	●(18)	●(8)	●(18)	●(18)	●(18)		
② 24年度	●(18)	●(15)	●(18)	●(7)	●(15)	●(16)	●(18)	●(16)	●(18)	●(8)	●(18)	●(18)	●(18)		
③ 25年度	●(18)	●(15)	●(18)	●(7)	●(15)	●(16)	●(18)	●(16)	●(18)	●(8)	●(18)	●(18)	●(18)		
④ 26年度	●(18)	●(15)	●(18)	●(7)	●(15)	●(16)	●(18)	●(16)	●(18)	●(8)	●(18)	●(18)	●(18)		
⑤ 27年度	●(18)	●(15)	●(18)	●(7)	●(15)	●(16)	●(18)	●(16)	●(18)	●(8)	●(18)	●(18)	●(18)		

ウ 保健所における診療放射線技師の配置状況と業務内容

- 各保健所の地域保健課に各1人配置している診療放射線技師（以下「技師」という。）は、撮影業務の他に、結核感染症拡大防止対策のコーディネートや医療機関立入検査等の業務に従事している。担当課に聴取したところ、このような業務が増加し、撮影業務量は全担当業務量のおおむね3～4割程度となっているとのことであった。
- 撮影業務を行わない技師は、感染症関連業務担当として地域保健課に配置され、公衆衛生や医療知識を有した職員として、結核や難病等の公費負担申請事務等に従事し、企画調整課に配置している技師は、放射線等の専門知識を有した職員として、医療機関からの申請・届出事務等の医療業務等に従事している。

所 属		平成19年度	平成20年度	平成21年度
本 庁		8人	7人	4人
団体派遣		5人	5人	6人
保 健 所	地域保健課(撮影業務等)	14人	14人	14人
	同 (感染症関連業務)	5人	7人	6人
	放射線検診科(※藤井寺保健所)	2人	—	—
	企画調整課(医事等関連業務)	3人	2人	3人
	小 計	24人	23人	23人
	合 計	37人	35人	33人

(3) 結核の発生状況（罹患率:人口10万人対）と外部委託の状況

ア 結核患者数（府・全国比較）

大阪府における結核罹患率は、平成15年以降の推移を見ると、大阪府全体、府保健所合計とも減少傾向にあるが、平成20年時点では、それぞれ、**32.8**、**24.8**で、大阪府は全国ワースト1で推移している。

イ 各都道府県における外部委託の状況と罹患率

府健康医療部が入手した、愛知県の全国保健所におけるエックス線撮影の外部委託状況のアンケート調査結果によると、未回答の12団体を除く35団体のうち、全部委託している団体は10団体で、当該団体の罹患率は**11.6**から**22.8**と、全国平均（**19.4**）を超えるものが1団体あるが、政令市分を除外すると**19.0**となり、いずれも全国平均を下回る数値となっている。

(4) 指定医療機関への委託状況等

ア 結核感染拡大防止のための健康診断の実施・府の結核指定医療機関

- 都道府県知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、感染しているおそれのある者に対し、健康診断を受けることを勧告することができる旨規定されており、保健所の設置根拠である地域保健法とともに、保健所が結核検診を実施する上での根拠となっている。

実施方法については、国課長通知に規定され、原則的には保健所において胸部エックス線検査等の健康診断（接触者健診）を実施することとなるが、当該健診については、委託等の契約により医療機関において行う場合には、適切に健康診断を実施できる医療機関を選定することとされており、当該業務を外部委託できる根拠となっている。

- 担当課の説明によると、府においては、勤労者、学生等で日程、時間の調整がつかない場合や高齢者等で来所が困難な場合等、やむを得ない場合に、近隣の指定医療機関でも受診（委託実施）できるようにしているが、結核罹患率は減少傾向にあるものの、依然として高い数値であることに鑑み、保健所における受診を原則とする理由となっているとの説明があった。

なお、大阪府においては、以下の表に示す規模の結核指定医療機関を指定している。

保健所	結核指定医療機関数					うち診療科目に「呼吸器科」を標榜している医療機関数 ※			
	病院	診療所 (歯科以外)	薬局	歯科診療所	計	病院数	診療所数	計	結核病床を有する病院
合計	264	2,960	1,524	71	4,819	52	136	188	4病院

※大阪府医療機関情報システムによる  
平成22年7月6日現在

イ 指定医療機関への委託状況

- 府保健所が指定医療機関に結核検診を委託している状況は、平成 21 年度実績では、泉佐野保健所が委託率 31.4%と最も高く、八尾保健所が 2.0%と最も低く、保健所によって格差はあるが、保健所合計では以下の表に示すとおり平均 11.9%となっており、保健所における受診を原則としていることから、委託率は年々減少傾向にある。また、指定医療機関によっては、エックス線画像が不鮮明であるため、課題を有するケースがある。

保健所名	平成19年度					平成20年度					平成21年度				
	処理件数			委託率 (b/c)	(参考) 委託料	処理件数			委託率 (b/c)	(参考) 委託料	処理件数			委託率 (b/c)	(参考) 委託料
	直接処理 件数 (a)	委託件数 (b)	合 計 (a+b=c)			直接処理 件数 (a)	委託件数 (b)	合 計 (a+b=c)			直接処理 件数 (a)	委託件数 (b)	合 計 (a+b=c)		
合 計	6,416	1,158	7,574	15.3	5,590,968	6,140 (95.7%)	864 (74.6%)	7,004	12.3	4,120,573	5,475 (89.2%)	743 (86.0%)	6,218	11.9	3,889,191

※ 直接処理件数は、結核健診に係る件数  
※ ( )内の数字は対前年度比

(5) 外部委託と保健所直接実施とのコスト比較

健康医療部から提出されたデータをもとに、監査委員事務局において、エックス線撮影業務を外部委託する場合と、保健所において直接実施した場合のコストを比較した。仮定数値もあり粗い試算ではあるが、その結果は以下のとおりである。

ア 試算条件

- 人件費：33,600,000円

技師 14 人（各保健所当たり 1 人）×平均給与額 6,000,000円 × 40%

技師の撮影業務量は全担当業務の 4 割相当と仮定

- 備品購入費：6,400,000円

14 か所の保健所中 12 か所のエックス線撮影装置（デジタル機種）を更新（2 か所については更新後 2 年以内）し、1 台 800 万円の機器を購入、耐用年数を 15 年と仮定し、1 年間の所要額に割戻し

$$8,000,000 \text{円} \times 12 \text{か所} / 15 \text{年} = 6,400,000 \text{円}$$

- 委託料：30,112,500円

平成 21 年度全保健所における撮影件数 × 平成 22 年度診療報酬による診療料（デジタル）

$$= 5,475 \text{件} \times 5,500 \text{円} = 30,112,500 \text{円}$$

- 消耗需用費（フィルム、現像液、定着液等）

平成 21 年度全保健所配当額は、2,074,000円であるが、エックス線撮影装置がデジタル機種となれば、経費は発生しないことから除外した。

イ 試算

- 保健所において撮影業務を直接実施した場合のコスト：40,000,000円  
人件費（33,600,000円）+備品購入費（6,400,000円）
- 撮影業務を民間医療機関に全部委託した場合のコスト：30,112,500円

ウ コスト比較

撮影業務を民間医療機関に委託した場合、推定約 1,000 万円（約 25%減）の経費節減となる。

2 課題

(1) エックス線撮影業務の経済性、効率性、有効性についての早急な検討

府内 14 か所の大阪府保健所においては、結核接触者健診等の一環として、エックス線撮影業務を実施しているが、平成 20 年 7 月に一般健康相談事業を廃止したことに伴い、平成 20 年度以降、業務量が大幅な減少傾向にあり、当該業務が非効率な状態で実施され

ている。(撮影装置の稼働状況：稼働日1日あたりの平均件数 5.3 件、年間要勤務日数1日あたり平均 1.7 件)

このため、エックス線撮影業務について、老朽化が著しい高額な機器の更新や専門職員の適正配置等の課題を踏まえ、府指定結核医療機関への委託の拡大等について、経済性、効率性、有効性の観点から早急に検討する必要がある。

(2) 幅広い意見の聴取

検討に際しては、結核感染拡大防止対策はもとより、その費用対効果や府民サービスの利便性向上の観点から、あり方の検討会への外部の専門家の参加など、府民等から幅広く意見を徴することが必要不可欠である。

○ 薬物乱用防止対策について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府健康医療部  （薬務課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月21日から 平成22年7月28日まで
-------------------------------	-----------------------	-----------------	------------------------------

委員意見

薬物乱用の状況は、大麻や覚せい剤事犯の検挙者数が増加（平成21年薬物事犯検挙者数1,890人、対前年比10%増）しているなど近年大きな社会問題となっており、平成22年度健康医療部長マニフェストの中でも「薬物乱用防止対策の充実」が重点課題の一つとして掲げられている。

しかしながら、財政再建プログラム等の方針により薬物乱用防止対策に係る関係予算は年々減少（平成22年度1,763千円）している。各種団体やボランティアの協力を得て啓発活動の推進に取り組んでいるが、新たな施策展開のためには予算の確保も必要である。一方、「大阪府麻薬覚せい剤等対策本部」も専門部会など実務レベルの活動は行われているが、本部委員会議の開催実績はない状況である。

今年上半期の大麻事犯検挙・補導少年数は前年同期に比べて更に増加しており、緊急の対応が望まれるところである。

公民が一体となり府民運動としての取組を推進すべく、関係機関との連携を強化するとともに、行政の強いメッセージ、主導力を示し、更に積極的、効果的な施策を展開し、薬物乱用防止対策の充実に努められたい。

1 背景・現状

(1) 薬物乱用の実態

- ・ 府内の薬物事犯の状況は、平成21年は、薬物事犯全体の検挙者が1,890人（対前年比10%増）であり、増加傾向が続いている。
- ・ 青少年の薬物乱用状況は、覚せい剤やシンナー乱用による少年補導・検挙者数が減少傾向にあるものの、特に、大麻事犯については246人（平成21年、対前年比20%増）と著しい増加が見られ、そのうちの73%を30歳未満の若年層が占めている。

平成22年上半期（1月～6月）においては、大麻事犯による少年補導・検挙者数が22人と前年同期（15人）と比べて更に増加しており、若年層に大麻を中心とした薬物乱用が広がっていることをうかがわせる。

(2) 大阪府麻薬覚せい剤等対策本部など公民の組織連携

府では知事を本部長に「大阪府麻薬覚せい剤等対策本部」を設置するとともに、大阪薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」第三次戦略を策定（平成21年3月）し、薬物乱用防止対策を推進している。また、薬物乱用防止対策を推進し府民運動へ高めるため、民間ボランティア団体で組織される「大阪府ダメ。ゼッタイ。普及運動実行委員会」等と公民による活動連携を図っている。

(3) 部局長マニフェスト

今年度は部局長マニフェストに「薬物乱用防止対策の充実」を掲げ、府民運動の促進及び薬物乱用防止教室の開催促進のための施策を展開している。

(4) 薬務課の薬物乱用防止対策事業予算

平成20～21年度にかけて財政再建プログラムの方針によりポスターやリーフレット作成等に関する予算が減少している。（啓発方法効率化等により対応）

(当初予算額 単位：千円)

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
4,087	2,683	1,856	1,763

## 2 受検機関の対応

薬務課では予算の削減に伴い、電子媒体の活用を図るなど紙媒体の不足を補い効率的な啓発を実施するとともに、ボランティア団体等から支援を受けた啓発物品、ポスター等を活用するなど公民協働の活動を推進している。

また、学生・住民との対話集会の実施、アメリカ村等での街頭啓発、閑空やサッカー場での大型ビジョンによる啓発など費用対効果が大きいと見込まれる事業を実施した。

### (1) 薬物乱用防止教室（小学校～高校）の開催（薬務課分）

- ・開催数：平成 19 年度 50 回、平成 20 年度 86 回、平成 21 年度 137 回
- ・大阪府立高等学校薬剤師会での研修会の実施（平成 22 年 2 月 21 日）

### (2) 大学等での啓発（新入学生へのオリエンテーションなどの機会を利用）

- ・大学担当者講習会の実施（平成 21 年 2 月 23 日）
- ・平成 21 年度実施：大学（短期大学を含む） 35 回

### (3) 大学等の学園祭や青少年対象のイベントを利用した啓発

- ・大阪大学の教養授業において前期・後期各 1 コマ担当
- ・大学祭での啓発（大阪大学、大阪国際大学、四天王寺大学、大谷大学）
- ・大阪メチャハッピー祭 等

### (4) 薬物乱用防止対話集会の開催

薬物乱用や防止について学生や地域住民と対話を通して理解を深め、薬物乱用のない街づくりをめざす対話集会を開催した。

平成 19 年度	平成 20 年 1 月 23 日	大東市立文化ホール
平成 20 年度	平成 21 年 1 月 28 日	八尾市生涯学習センター
平成 21 年度	平成 21 年 12 月 11 日	箕面市立第三中学校
	平成 22 年 1 月 20 日	岸和田市立保健センター
平成 22 年度	平成 22 年 7 月 15 日	泉佐野市 泉の森ホール

### (5) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などにおける啓発事業の実施

ポスター原画募集事業：有職及び無職少年への啓発のため、一般公募した優秀作品をポスターにし、カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ等の協力を得て掲示した。

### (6) 府ホームページによる薬物の危険情報や相談機関の案内、携帯電話サイトの開設

近年、インターネットや携帯電話を介して薬物乱用が広がっているなどの実態もあることから、府のホームページによる啓発や携帯電話から薬物の危険性などに関する情報にアクセスできるよう対策を講じている。

### (7) 府とボランティア（団体）との協働活動の推進

- ・大麻乱用防止ポスターの作成、学校等への配布（平成 20、21 年度）
- ・学校における「薬物乱用防止教室の講師活動」への協力
- ・府内各地域で講習会、キャンペーン等の啓発活動を実施

- ・府からボランティア団体へ協力を依頼し、団体から寄贈された啓発物品を乱用防止活動に



(8) 年間を通じた啓発活動実績（平成19～21年度）

平成 21 年度からは啓発ポスター、リーフレット等の作成費用が減少しているが、ボランティア団体からの提供を受けるなど、全体として啓発の効果を維持するよう実施した。

	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度
啓発ポスター掲出	17,800 枚	20,200 枚	18,080 枚
府政だより等（ホームページを含む）	28 回	14 回	26 回
講習会	216 回	235 回	349 回
キャンペーン	110 回	102 回	121 回
リーフレット配布	100,721 枚	119,000 枚	113,500 枚

3 課題

- (1) 近年、薬物乱用は多様化、低年齢化が進んでおり、大麻事犯による検挙者数も増加傾向にあるなど、大きな社会問題となっている。公民が一体となり府民運動として薬物乱用防止に向け取り組むことが重要である。

薬務課の薬物乱用防止対策に係る予算が年々減少する中、各種団体やボランティアの協力を得て啓発活動の実施に努めているものの、社会全体の薬物乱用防止運動の機運を高め、効果を上げるためにも資金獲得の努力は重要である。

- (2) また、近年、インターネットを介して薬物乱用が広がっているなどの実態もあり、ホームページや携帯サイトの開設をしているが、更に実態に即応した効果的な施策展開が望まれる。

- (3) 薬物乱用防止対策を推進するには大阪府の組織だけではなく、国も含めた多くの関係機関の協力が必要であり、「大阪府麻薬覚せい剤等対策本部」が組織されている。薬務課は同本部の事務局として、公民協働の府民運動の要として、乱用防止対策全体の司令塔としての役割が課せられている。今後とも、対策本部の事務局として、組織全体を統括し、更なる施策を推進することが求められている。

- (4) 今後とも、関係機関との連携を強化して効果的な施策を展開し、薬物乱用防止対策の充実に努められたい。

○ 金融新戦略について

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府商工労働部  (金融支援課)	監査（検査） 実 施 年 月 日	平成22年6月15日から 平成22年8月25日まで
---------------------------------------	-------------------------	---------------------	------------------------------

委員意見

金融新戦略については、一定の融資実績を挙げたものの、(財)大阪産業振興機構に準備した損失補償財源33億円は、融資実施期間終了後の平成20年度に枯渇し、以後に発生する損失負担見込額として124億円は大阪府が負担しなければならない状況となっている。

また、融資額の98%を占めるポートフォリオ型融資については、融資総額、金融機関における損失発生状況等は機構において把握しているが、融資残高や融資先企業の状況については機構で把握できる仕組みとなっておらず、融資先企業の指導は金融機関が行っている。

今後、大阪府の負担を抑制するためには、金融機関へ融資先企業の経営指導を強化し、デフォルトを抑制するよう依頼するだけでなく、融資額やデフォルト率についてみれば金融機関に偏りが見られることから、金融機関ごとの状況に応じた対策を充実する必要がある。

1 背景・現状

(1) 金融新戦略事業について

大阪府では、平成16年度から、制度融資を含めた中小企業への資金供給の拡大を図る必要があるとの判断から、中小企業に対する新たな資金供給システムを構築すべく金融新戦略事業を展開した。

(2) 金融新戦略の事業内容

ア ポートフォリオ型融資

金融機関がコンピューターシステムを用いて、簡易・迅速な審査を行い、様々なランクの企業をとりまぜ、貸付債権を全体として管理する無担保・無保証融資。

プール債権のうち一定割合（約2%）を第1順位として金融機関が負担し、第1順位の割合を超えて一定割合（約4%）までの損失を第2順位として(財)大阪産業振興機構（以下「機構」という。）が損失補償を行う。

イ 成長性評価融資

中小企業の財務状況に加えて、事業計画や技術力、経営者の能力などの「成長性」評価して行う無担保・無保証融資。

機構の債務保証 機構受付企業 80%～90%  
金融機関受付企業 10%～40%

【融資実績】

	ポートフォリオ型融資		成長性評価融資	
	件 数	金 額	件 数	金 額
平成16年度	2,369件	900億円	—	—
平成17年度	5,706件	1,777億円	221件	57億円
平成18年度	6,851件	1,994億円	146件	34億円
平成19年度	3,002件	911億円	61件	16億円
計	17,928件	5,582億円	428件	107億円

ウ 基 金

金融新戦略を実施するに当たり、金融機関と大阪府から機構へ450億円の貸付が行われ、基金が創設されている。

大阪府 250億円（平成27年度までの単年度貸付）

## 金融機関 200億円の長期貸付

基金の運用益39億円と保証料収入7億円の計46億円を事業費に充てることとされ、内訳は事務費13億円、損失補償費33億円であった。

### (3) 機構の損失補償・代位弁済と大阪府の損失補償

金融新戦略は、事業実施に際して、計379億円の債務負担行為が平成16年度から平成19年度までの期間で行われているが、大阪府と金融機関の貸付による基金から捻出される損失補償費33億円の範囲内に機構の債務保証負担が収まらず、平成20年度に損失補償費は枯渇し、以後の機構の債務保証負担は全て大阪府が損失補償しなければならない状態となっている。

#### 【損失補償・代位弁済の状況】

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
成長性評価	52,717	134,420	593,714	524,013	773,477
ポートフォリオ				1,683,928	1,432,153
計	52,717	134,420	593,714	2,207,941	2,205,630
大阪府の損失補償					2,197,992

大阪府においては、平成20年度に今後の府の損失負担を精査し、債務負担行為を平成30年度まで延長するとともに、37,867,000千円から16,839,184千円に見直している。

平成20年度における府の損失補償見込み額は、

ポートフォリオ型融資 135億円 (総融資額の2.4%)

成長性評価融資 22億円 (総融資額の20%)

の計157億円から基金財源による33億円を差し引いた124億円と想定されている。

### (4) 金融新戦略融資の残高と債権管理

ポートフォリオ型融資については、融資総額、金融機関における損失発生状況等は機構において把握しているが、融資残高や融資先企業の状況については機構で把握できる仕組みとなっていない。

成長性評価融資については、企業ごとの債務保証であることから、融資残高や融資先企業の状況を把握することが可能である。

## 2 受検機関の対応

商工労働部では、厳しい経営環境にある中小零細企業の資金繰り支援として、金融機関の協力を得て、返済期間の延長による負担軽減を図っており、今後、その効果を注意深く見守っていくこととしている。

## 3 課題

金融新戦略においては、事業設計にあたって、有識者、金融機関、中小企業者による検討を踏まえて制度設計されたものであるが、基金により造成される損失補償費33億円の範囲内で機構の負担が収まらず、平成16年度から平成19年度の事業実施を終了した翌年度である平成20年度には基金による損失補償財源33億円が枯渇し、以後は全て大阪府が負担しなければならない事態となっている。

中小企業への資金供給の円滑化を図ることは、大阪府の施策として取り組むべき課題であることは明かであるが、大阪府は依然として厳しい財政状況にあり、行財政改革に引き続き取り組んでいく必要があるため、今後120億円にも及ぶ金融新戦略の損失負担は軽視できるものではない。

成長性評価融資については、機構において融資先企業の状況把握が可能であることから、損失抑制のため、適切な指導助言等の支援に努める必要がある。

一方、ポートフォリオ型融資については、融資総額、金融機関における損失発生状況等は機構において把握しているが、融資残高や融資先企業の状況については機構で把握できる仕組み

となっており、融資先企業の指導は金融機関が行っている。

金融機関へ融資先企業の経営指導を強化し、デフォルトを抑制するよう依頼するだけではなく、融資額やデフォルト率についてみれば金融機関に偏りが見られることから、金融機関ごとの状況に応じた対策を充実する必要がある。

平成 16 年度から平成 19 年度までの融資総額及び損失補償額（上位 5 社）

銀行名	融資総額		損失補償実績	
	金額(千円)	シェア	金額(千円)	シェア
A	228,193,400	40.9%	1,190,228	38.2%
B	155,566,160	27.9%	641,657	20.6%
C	83,047,281	14.9%	837,300	26.9%
D	30,664,400	5.5%	384,947	12.4%
E	26,096,500	4.7%	0	0.0%

○ ベンチャー支援事業に係る今後の補助事業のあり方について

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府商工労働部 （経営支援課）	監査（検査） 実 施 年 月 日	平成22年6月15日から 平成22年8月25日まで
<p><b>委員意見</b></p> <p>（財）大阪産業振興機構におけるベンチャー支援事業は、事実上、平成17年度に終了しているにもかかわらず、（財）大阪府研究開発型企業振興財団への平成9年度からの収支差補助が平成13年の統合後も続けられており、平成21年度は、16,534千円が支出されている。</p> <p>債務保証や直接投資などベンチャー支援事業が実施されていた当時はともかく、事業が実質的に終了してから4年が経過した現在においては、大阪府の施策目的に照らして、効果検証が十分に行われているか疑問があるとともに、その手法等の妥当性に疑義があると言わざるを得ない。</p> <p>（財）大阪産業振興機構における今後のベンチャー支援事業の効果的な事務処理を図るとともに、ベンチャー振興事業補助金の効果検証を適切に行い、そのあり方について検討されたい。</p>			
<p><b>1 背景・現状</b></p> <p>（1）大阪府におけるベンチャー支援事業について</p> <p>大阪府では、平成2年に（財）大阪府研究開発型企業振興財団（以下「FORECS」という。）を設立し、独自の技術開発をもって事業展開を図るベンチャー企業の育成に努めてきた。</p> <p>その後、平成13年4月1日には、（財）大阪府中小企業振興センターと（財）大阪府中小企業振興協会、FORECSとが統合し、（財）大阪産業振興機構（以下「機構」という。）となり事業を継続してきた。</p> <p>○ 間接VC制度</p> <p>大阪府が独自のベンチャー支援制度として実施した事業であり、国において中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（以下「中創法」という。）において、国の制度として取り入れられ、全国的に取り組みされた事業である。</p> <p>府間接VC制度（平成2年度～7年度） 99件 投資額 4,621,067千円                  国間接VC制度（平成8年度～16年度） 24件 投資額 1,068,799千円</p> <p>民間ベンチャーキャピタルの資金供給が不足するアーリーステージのベンチャー企業への投資を促すため、ベンチャーキャピタルの投資額の70%を財団が債務保証</p> <p>○ ベンチャービジネス融資支援事業（第1期・第2期）</p> <p>ベンチャー企業がアーリーステージからミドルステージに事業展開を図る際、直接投資で資金調達を図るには限界があり、民間金融機関からの資金供給を促す必要性があることから、民間金融機関からのベンチャー企業への融資に90%の債務保証を実施</p> <p>第1期 平成8年度から12年度まで 79件 融資額 4,059,000千円                  第2期 平成13年度から17年度まで 40件 融資額 1,629,720千円</p> <p>第2期ベンチャービジネス融資支援事業に係る債務保証は平成25年度まで継続</p> <p>○ 直接投資事業</p> <p>機構は、ベンチャーキャピタルや金融機関への債務保証事業にとどまらず、ベンチャー企業の支援のため、産学直投や大学発ベンチャー投資などベンチャー企業への株式投資や転換社債投資やディスクローズ投資などの直接投資を行ってきた。</p> <p>創業期直接投資支援事業 平成10年度から12年度まで 8件 115,000千円                  直接投資事業 平成13年度から16年度まで 29件 81,199千円</p>			

大学初ベンチャー支援投資事業 平成14年度から16年度まで 7件

株式投資 22,600千円

転換社債 100,000千円

## (2) ベンチャー支援事業の現状

平成16年度末の中創法の期限切れに伴い、機構が実施してきたベンチャー支援事業は平成17年度末（平成18年度は、支援企業への追加融資支援のみ）までに、終了し、現在は、債務保証業務と債務保証により求償権を取得した債権の管理及び直接投資により取得した未公開株式の処分を行っている。

○ 平成21年度末債務保証残高 14社 261,159,660円（平成25年度末期限）

○ 未公開株式 未処分 11社 56,000千円（投資額）

処分中 11社 46,100千円（投資額） 回収額 1,810,207円

処分済 10社 36,644千円（投資額） 回収額 4,842,333円

## (3) 機構におけるベンチャー支援事業に係る経費と補助金

大阪府がFORECSを設立し、平成9年度から基本財産の運用収益とFORECS会員の会費収入と事業費・事務費の収支差を大阪府の補助金により補填してきた。

その後、3法人が統合し機構が設立された後も、基本財産は機構に引き継がれるとともに、ベンチャー支援事業に係る収支差補助も引き継がれた。

当該補助金は、平成17年度にベンチャー支援事業が実質的に終了した後も同様の収支差補助の方法により平成22年度も続けられている。

その補助対象は、平成21年度で

機構の常務理事1名のほか職員1名、嘱託職員3名の人件費及び事務費総額 37,299,138円と基本財産収入・賛助会員会費収入 20,765,000円の差額 16,534千円となっている。

## (4) 既投融資先企業への支援

既投融資先企業に対して、融資先企業からの要請によるアドバイザー派遣や金融機関OBによる経営指導や情報提供などの支援は実施されている。

金融機関OBの派遣 63社 176回

アドバイザー派遣 6社 18回

## 2 受検機関の対応

商工労働部では、既投融資先企業への支援や債権管理回収業務が、効率的・効果的に実施されるよう、協議・調整を進めていくこととしている。

## 3 課題

機構におけるベンチャー支援事業では、事実上、第2期ベンチャービジネス融資支援事業による債務保証事務が平成25年度まで続くほか、機構が取得した未公開株式の処分に係る事務が残るだけとなっている。

そのような状況のもと、収支差補助が続けられていることについては、ベンチャー支援事業が実施されていた当時とはかく、事業が実質的に終了してから4年が経過した現在においては、大阪府の施策目的に照らして、効果検証が十分に行われているか疑問があるとともに、その手法の妥当性に疑義があると言わざるを得ない。

○ バイオ燃料実証事業について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府環境農林水産部 （みどり・都市環境室）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月16日から 平成22年8月11日まで
-------------------------------	---------------------------	-----------------	------------------------------

委員意見

バイオ燃料実証事業は平成21年度事業費総額（実績）10億円を超える国費充当100%の委託事業であるが、この事業内容について調査したところ、大半が2号随意契約となっている。当該契約に関する手続及び支出に関する手続を検討した結果、契約手続面で問題のあるものや、委託費の支払にあたっての検査が十分でないなど、支出の抑制をするための取組が十分になされていないものがあった。

国費充当100%の委託事業であっても、支出の抑制をするための取組を十分に行う必要がある。本事業において、府は自主的に、2号随意契約の理由の妥当性、人件費の内容の吟味も含めた検収方法及び間接経費の精算方法の妥当性の検討など事業内容の再点検を行うべきである。また、これを踏まえ、今後、適切な事務執行に努めるとともに、一層の支出の公平性・透明性の確保を図るべきである。

1 背景・現状・受検機関の対応

- (1) バイオ燃料実証事業においては、多くの事業を委託しており、その大半が2号随意契約となっている。平成21年度事業費総額（実績）1,014,550,000円のうち、以下のとおり、2号随意契約が970,414,196円であり、95.6%を占めている。

	事業内容	契約件数(件)	金額(円)
1	翻訳、通訳に関する人材派遣業務	1	5,337,878
2	データ等作成・管理に関する人材派遣業務	1	1,358,568
3	バイオ燃料の品質管理等検証業務	12	134,585,750
4	バイオ燃料の輸送	2	28,119,000
5	バイオ燃料の製造等	2	530,440,000
6	バイオエタノールの品質管理等検証業務	1	125,000,000
7	バイオエタノールの低コスト化開発実証	1	79,000,000
8	高濃度バイオ燃料対応車両のリース	4	34,721,400
9	バイオ燃料の油槽所整備業務	1	4,660,000
10	バイオ燃料に関する広報及びデータ収集等	1	19,130,000
11	バイオ燃料の分析業務	2	7,104,000
12	高濃度バイオ燃料給油所の賃借	1	957,600
	合計	29	970,414,196

- (2) 上記の2号随意契約の内容に関して、理由の妥当性及び支出内容の妥当性を調査したところ、以下のとおり、問題点が発見された。

ア 理由の妥当性について

(ア) 理由の妥当性に関して、地方自治法、地方自治法施行令、大阪府財務規則、「大阪府財務規則の運用」（昭和55年4月1日付け審第1号、財第14号）、「大阪府随意契約ガイドライン」（平成20年5月23日付け契総第1190号。以下「ガイドライン」という。）等に照らして検討したところ、上記(1)の表中1、2、3、4、8、9、10及び11に関して、それぞれ以下の問題点が発見された。

	2号随意契約とした理由（理由書要約）	左の理由の問題点
1	<p><b>【翻訳、通訳に関する人材派遣業務】</b>  この事業は、石油調達交渉時の通訳や、実証事業に係る各国の政府機関や業界、事業者が公表する文献・レポートの翻訳を行うこととされている。</p> <p>石油調達交渉時の通訳においては、石油業界特有の専門用語が多く、従来から委託している人材を確保する必要があり、また、文献・レポートの翻訳においては、石油業界やアルコール業界の専門用語のほか、排ガス等大気環境や貿易、税制等における専門用語を正確に理解できる人材を確保する必要があるとしている。</p> <p>これらの業務の複雑性を勘案し、昨年度と同様の相手先に業務を委託しなければ4月当初からの業務に多大な支障が生じるとして2号随意契約としている。</p>	<p>事業内容は、業務に一定の複雑性は認められるものの、主要な業務が通訳、翻訳であるならば、必ずしも、2号随意契約とするまでの合理性があるかどうかは疑問である。また、昨年度と同様の相手先でなければ、4月当初からの業務に多大な支障が生じるとして2号随意契約をする理由は、ガイドラインに照らして検討すると、拡大解釈していると言える。</p> <p>また、そもそもこの相手先は前年度から随意契約をしており、継続性は当該随意契約の重要な理由ではない。</p>
2	<p><b>【データ等作成・管理に関する人材派遣業務】</b>  この事業は、車両へのバイオエタノール3%混合ガソリン（以下「E3」という。）給油量等のデータのコンピュータ操作による整理・管理等や経費支出状況のチェック・帳票等の管理業務である。昨年度と同様の相手先に業務を委託しなければデータの提出期限が守れないことや、契約期間（平成21年7月末）までの業務を効率的に遂行するために、2号随意契約としている。</p>	<p>あくまでも事業内容は、データ等作成・管理に関する人材派遣業務である。また、データの提出期限があることに加え、業務を効率的に遂行するために、前期から引き続き同じ業者に委託するとして2号随意契約をする理由は、ガイドラインに照らして検討すると、拡大解釈していると言える。さらに、そもそもこの相手先は前年度から随意契約をしており、継続性は当該随意契約の重要な理由ではない。</p>
3	<p><b>【バイオ燃料の品質管理等検証業務】</b>  この事業はガソリンスタンドにおいて車両にE3の給油を行いながら、E3の品質管理に関する検証業務を行うこととされている。そのため、より多く、また、地域に偏りが生じないようにガソリンスタンドを選定する必要がある。さらに、石油の精製・元売事業者の多くが加盟する団体である石油連盟においては、独自のバイオ燃料であるエチルターシャリーブチルエーテルの販売を実施し、実証事業に対する協力を得ることが困難であることから、石油元売会社と特約契約等を締結している販売事業者でE3を扱うことが困難であるため、2号随意契約としている。</p>	<p>左の理由は、一定の理解を示すことはできるものの、実際の選定方法としては、平成19年度の事業発足当初は公用車しかE3を使用していなかったためE3を使用する公用車の拠点の近くのスタンドで石油連盟に加盟していないスタンドに協力を求め、複数のガソリンスタンドを任意に選定し、個別交渉により、受託の意向を示した業者に決定されている。また、その後の選定も任意と言える。</p> <p>したがって、この事業の委託先は任意の選定と言える。また、そもそも地域に偏りが生じないようにガソリンスタンドを選定する必要がある</p>



		ならば、広く公の募集を行う一般競争入札による方法によるべきであったと考えられ、ガイドラインに照らして検討すると、必ずしも2号随意契約とする合理性は見出せない。
4	<p><b>【バイオ燃料の輸送】</b></p> <p>この事業はE3をガソリンスタンドに配送する業務である。E3専用の輸送車両を確保しており、E3の品質を確保し安全に配送することができる唯一の事業者であるとして、2号随意契約としている。</p>	事業内容からして、事業者のみが唯一の実施者であるとは言い切れず、ガイドラインに照らして検討すると、必ずしも2号随意契約とする合理性は見出せない（なお、平成22年度は一般競争入札を実施している。）。
8	<p><b>【高濃度バイオ燃料対応車両のリース】</b></p> <p>この事業は、国土交通大臣から認定を受けた高濃度バイオ燃料対象車両を使用して公道走行試験を実施し、バイオエタノール10%混合ガソリンの実用化に向けた課題抽出等を行う。この車両(34台)を製造し、大臣認定を取得したA社が、府が示した使用予定場所から、メンテナンスの地理的な拠点を考慮し、当該車両を系列のリース会社であるB社に19台、C社に15台供給したため、それぞれB社とC社において2号随意契約をしている。</p>	2号随意契約であるにもかかわらず、それほど地理的な拠点の変わらないB社とC社からの2社からリースをすることは、特定の者でなければならぬわけではないものであり、ガイドラインに照らして検討すると、必ずしも2号随意契約とする合理性は見出せない。また、そもそも2社に車両が供給された経緯は、府が使用予定場所を示したことによるものであり、府が2社との2号随意契約をすることの正当性を主張するのは困難である。
9	<p><b>【バイオ燃料の油槽所整備業務】</b></p> <p>この事業は、E3製造所からの中継地点を設けるための油槽所の機器整備であり、石油元売事業者から協力が得られないとして、3のガソリンスタンドの契約先の一つが経営する会社と2号随意契約をしている。</p>	環境省の仕様書でこの事業者を指名されているとともに、あらたに油槽所を整備することが不合理であることを理由としているが、その決定方法としては、3のガソリンスタンドの契約先の一つが経営する会社を任意に選定しているため、ガイドラインに照らして検討すると、必ずしも2号随意契約とする合理性は見出せない。
10	<p><b>【バイオ燃料に関する広報及びデータ収集等】</b></p> <p>この事業は、委託先が、地球温暖化防止活動の啓発・広報活動を実施する機関として知事から指定された府内で唯一の機関である地球温暖化防止活動推進センターであり、他府県とのネットワークや昨年度に関連事業の受託などによりE3利用に資する広報手法について知見を有しており、最大限の成果を挙げることができる</p>	環境省の仕様書に「(他府県の)地球温暖化防止活動推進センター等も活用して広報や情報発信を行うこと」と記載があり、大阪府の指定出資法人である財団法人大阪府みどり公社に委託することが推奨されており、委託先に一定の優位性は認められるものの、基本的な活動が啓発・

	団体として、2号随意契約としている。	広報活動であることを勘案すると、ガイドラインに照らして、必ずしも2号随意契約とする合理性は見出せない。
11	<p><b>【バイオ燃料の分析業務】</b></p> <p>この事業はE3の分析業務である。E3に関する豊富な実績・知見を有しており、最大の効果を得ることができる唯一の事業者であるとして、2号随意契約としている。</p>	事業者の選定理由が「最大の効果を得ることができる唯一の事業者である」としており、随意契約の締結を認める理由を拡大解釈しており、ガイドラインに照らして検討すると、必ずしも2号随意契約とする合理性は見出せない。

(イ) 2号随意契約を締結するためには、ガイドラインにおいて解釈指針が定められており、特にそのなかで「特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難な場合」と述べられているが、(ア)の表の問題点に記載しているとおおり、必ずしも2号随意契約とする合理性は見出せないもの又は拡大解釈しているものがある。

(ウ) また、これらの2号随意契約は、見積額の妥当性の検討や価格交渉を行うなど有利な価格によって契約を締結すべきであるが、その実施状況が確認できない。

(エ) 以上のように、2号随意契約の理由に、必ずしも2号随意契約とする合理性は見出せない、あるいは拡大解釈しているものがあることや、後日に有利な価格によって契約を締結したかどうか確認ができないことは、結果的に府の支出が増大することにつながるおそれがあるとともに、支出の公平性・透明性が確保されないこととなる。

#### イ 支出内容の妥当性について

(ア) 委託先で発生する人件費に関して、委託先から送付される業務日報などに記載されている工数に応じて支払うこととなっているが、業務ごとに、作業内容とそれに対応した検収基準があらかじめ定められていなかった。業務日報のチェック、月に1度は現場に赴くなどの方法により検査しているとのことであるが、書面のチェックや業務の一定時点の検査、ヒアリングに止まっている。また、そもそも検収基準が無い状態での検査であるため、工数そのものが妥当であることの検査をしているとは言えない。このようにして支払われた人件費は以下のとおりであった。

(単位：円 (割合は%))

事業内容	支出金額	左のうち人件費	割合
バイオ燃料の品質管理等検証業務	134,585,750	68,340,522	50.7
バイオ燃料の製造等	530,440,000	74,165,298	13.9
バイオエタノールの品質管理等検証業務	125,000,000	21,262,095	17.0
バイオエタノールの低コスト化開発実証	79,000,000	15,073,558	19.0
バイオ燃料に関する広報及びデータ収集等	19,130,000	6,137,300	32.0
合計	888,155,750	184,978,773	

(イ) 委託先で発生する一般管理費に関して、一定の算式に基づき上限額を算定し、間接経費として支払うこととしている。この支払内容を調査したところ、上限額の範囲であれば、委託先の請求額を認めることとしている。以下の「間接経費の精算例1」のように、委託先の人件費やその他の経費(=直接経費)が、当初見積よりも少なくなった場合、間接経費を当初見積よりも増額して支払っているものがあつた。そもそも上限額の範囲であれば府が支出を認めることとしているが、支出の抑制という観点からは、支出方法

の見直しの検討が望まれる。

(間接経費の精算例1 (単位:円))

	直接経費	間接経費	総支出金額
(委託先D)			
見 積	36,592,143	567,857	37,160,000
精 算	36,200,130	959,870	37,160,000
差額	△392,013	392,013	0

この委託先の精算時の間接経費の上限は 3,529,713 円である。

(ウ) また、大阪府の指定出資法人である財団法人大阪府みどり公社に対しては、以下の「間接経費の精算例2」のように、総支出金額 19,130,000 円に対して、ほぼ上限一杯の 2,491,197 円を支払い、上記の委託先Dと比較すると、総支出金額が約半分であるにもかかわらず、間接経費は約 2.5 倍となり、支出方法に一貫性が無い。上限の範囲であれば府が支出を認めるということであるが、支出の抑制という観点からは、支出方法の見直しの検討が望まれる。

(間接経費の精算例2 (単位:円))

	直接経費	間接経費	総支出金額
見 積	17,859,850	2,640,150	20,500,000
精 算	16,638,803	2,491,197	19,130,000
差額	△1,221,047	△148,953	△1,370,000

この委託先の精算時の間接経費の上限は 2,495,819 円である。

(エ) なお、国と府の間接経費を精算するにあたっては、上記の委託先の精算方法と異なり、府は実費のみを請求することとしており、この観点からも間接経費の精算方法に一貫性が無いと言える。

(オ) 以上のように、委託費の支出にあたって、人件費の検査が十分に実施できていないこと、上限額の範囲であれば間接経費の支出を認めることは、府の支出が増大することにつながるるとともに、支出の公平性・透明性が確保されないこととなる。

## 2 課題

国費充当 100%の委託事業であっても、支出の抑制をするための取組を十分に行う必要があり、本事業において、府は自主的に、2号随意契約の理由の妥当性、人件費の内容の吟味も含めた検収方法及び間接経費の精算方法の妥当性の検討など事業内容の再点検を行うべきである。また、これを踏まえ、今後、適切な事務執行に努めるとともに、一層の支出の公平性・透明性の確保を図るべきである。

(参考)

#### 地方自治法

(契約の締結)

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

#### 地方自治法施行令

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

#### 大阪府財務規則の運用

##### 第 62 条関係

1 随意契約によることができる場合は、令第 167 条の 2 の規定により、次に掲げる場合に限られる。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、府が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

契約の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、おおむね次の場合が該当する。

ア 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。

イ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき。

#### 大阪府随意契約ガイドライン

##### 2 対象

[注釈]

随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではない。有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうとすべての契約方式を通じて適用される不変の大原則である。

##### 3 随意契約ができる場合（運用第 62 条関係第 1 項各号の解釈）

###### 第 2 号（令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

不動産の買入れ又は借入れ、府が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

契約の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、おおむね次の場合が該当する。

ア 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。

イ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき。

- ウ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。
- エ 府の行為を秘密にする必要があるとき。
- オ 外国で契約を締結するとき。
- カ 国（公社及び公庫を含む。）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき。
- キ 学術又は技芸の保護奨励のため、試験、研究等を行う者に対し必要な物件を売り払い、又は貸し付けるとき。
- ク 土地、建物、林野若しくはその産物等を特別の理由のある者に売り払い、又は貸し付けるとき。
- ケ 運送又は保管をさせるとき。
- コ 公債、債権又は株券の買入れ又は売り払いをするとき。

以上の運用の解釈として、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」とは、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とする業務で、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難な場合である。ただし、競争ないし比較競技により契約相手方を選定する方法は、許されると解する。

○ 箕面北部丘陵整備事業（箕面森町）について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府都市整備部 （市街地整備課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月15日から 平成22年8月4日まで
-------------------------------	----------------------	-----------------	-----------------------------

委員意見

箕面北部丘陵整備事業（箕面森町）に関して、以下の諸要因等を考慮の上、全体計画について再度精査・見直しを行うとともに、箕面北部丘陵整備事業特別会計に新公会計制度を早期に適用され、府民がより理解しやすい情報開示に努められたい。

- (1) 箕面北部丘陵整備事業は、保留地販売状況、販売単価及び生活利便施設の誘致状況等において、全体計画と乖離しつつある。府は、収入が減少した場合にも工事費の縮減等により605億円の府費負担額の枠内に収めるとしているが、605億円の枠にかかわらず、府費負担額をさらに低減させるよう努めるべきである。
- (2) 第2区域では、45ヘクタールのうち1/3の15ヘクタールについて、豊田通商株式会社から市に無償譲渡が打診されているが、譲渡理由を再度精査して、箕面北部丘陵整備事業の全体計画への影響の有無を明確に確認する必要がある。
- (3) 事業区域全体に関わる事業費（箕面森町への水道管の延伸費用等）が第1区域事業費に計上される等、区域別の厳密な原価計算が実施されていないため、当該事業費の按分方法を見直し、区域別の事業実績を適切に総括するためのデータを整備する必要がある。さらに、第3区域の基盤整備工事実施の意思決定にあたっては、今後府が負担すべき額を明確にし、慎重に判断する必要がある。

1 背景・現状及び受検機関の対応

(1) 箕面北部丘陵整備事業について

ア 箕面北部丘陵整備事業は、北部大阪都市計画事業として計画され、平成8年度から平成27年度を事業期間とする土地区画整理事業である。全体計画事業費は約840億円、地区面積は約313.5ヘクタール、計画人口は9,600人、計画戸数は約2,900戸となっている。平成13年2月の主要プロジェクト評価で事業見直し案（縮小案）が示され、平成13年8月には企業局事業の収支見通しと会計のあり方（案）が示され、府費負担額が750億円と公表された。現在は、道路事業により145億円が負担されているため、箕面北部丘陵整備事業特別会計としては府費負担額を605億円以内に収めることが大命題となっており、府として重要な問題であるという認識から、戦略本部会議にて定期的に検討されている。

イ 保留地処分計画は、583区画の第1区域住宅地を、平成21年度が月2区画、平成22年度以降平成27年度までが月5区画のペースで処分する計画となっており、当該処分により約91億円の収入を見込んでいる。また、第1区域大規模保留地としては、約44億円の収入を見込んでいる。さらに、第3区域保留地としては、約33億円の収入を見込んでいる。

ウ 保留地処分状況は、平成22年度であれば月4区画程度のペースで推移しており、計画よりは低迷している。また、保留地処分単価は鑑定評価額によっているが、地価が下落傾向にあるため、計画が84,467円/㎡のところ81,356円/㎡となっており、現在までの販売実績で約1億円の乖離が生じている。なお、平成22年10月からはPFI事業者に代わり、複数者による保留地販売を予定するなど、販売促進に向けた体制強化を図っている。

エ 第1区域にある既造成の2.4ヘクタールの大規模保留地については、現在の社会経済情勢を勘案し、処分方式から借地方式に変更してスーパーマーケット等の生活利便施設

の誘致を目指すこととしたため、約6億円の収入減となっているが、現在のところ誘致先は決定していない。

オ 第2区域は、豊田通商株式会社の造成工事が開始されており、平成24年度に約700戸の分譲が開始される予定である。なお、45ヘクタールのうち南側15ヘクタールについては、箕面市に無償譲渡が打診されているが、無償譲渡の理由は、明らかではない。

カ 第3区域は、現在未造成であり、平成24年度末に基盤整備工事実施の判断が行われる。なお、平成22年6月に西日本高速道路株式会社と新名神高速自動車道の残土受入の確認書を締結しており、平成22年度秋から残土受入が開始されるとのことである。また、府が第3区域の整備工事を実施しない場合には、西日本高速道路株式会社が必要な緑化回復措置を講じるとのことである。

## (2) 情報開示について

ア 会議資料や収支見込み等は、府のホームページにて開示している。

イ 現在、箕面北部丘陵整備事業特別会計は、公営企業会計を適用せず従来の公会計により会計処理されている。平成27年度をもって事業終了が予定されており、また、土地区画整理事業であるためとのことであるが、府が進める新公会計制度が平成24年度から運用開始予定であるため、箕面北部丘陵整備事業特別会計についても、現在適用に向けて検討中とのことである。

## 2 課題

- (1) 箕面北部丘陵整備事業は、保留地販売状況、販売単価及び生活利便施設の誘致状況等において、全体計画と乖離しつつある。府は、収入が減少した場合にも工事費の縮減等により605億円の府費負担額の枠内に収めるとしているが、605億円の枠にかかわらず、府費負担額をさらに低減させるよう努めるべきである。
- (2) 第2区域では、45ヘクタールのうち1/3の15ヘクタールについて、豊田通商株式会社から市に無償譲渡が打診されているが、譲渡理由を再度精査して、箕面北部丘陵整備事業の全体計画への影響の有無を明確に確認する必要がある。
- (3) 事業区域全体に関わる事業費（箕面森町への水道管の延伸費用等）が第1区域事業費に計上される等、区域別の厳密な原価計算が実施されていないため、当該事業費の按分方法を見直し、区域別の事業実績を適切に総括するためのデータを整備する必要がある。さらに、第3区域の基盤整備工事実施の意思決定にあたっては、今後府が負担すべき額を明確にし、慎重に判断する必要がある。
- (4) 以上の諸要因等を考慮の上、全体計画について再度精査・見直しを行うとともに、箕面北部丘陵整備事業特別会計に新公会計制度を早期に適用され、府民がより理解しやすい情報開示に努められたい。

○ 大阪府道路公社の経営状況について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府都市整備部 （交通道路室）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月15日から 平成22年8月4日まで
-------------------------------	---------------------	-----------------	-----------------------------

委員意見

府は大阪府道路公社に対して出資金（911億円）、無利子貸付金（36億円）及び債務保証（金融機関借入金264億円、政府借入金627億円等）を有しているが、公社の収支見通しは非常に厳しいものとなっており、多額の府の将来負担が予想される状況にあるものと考えられる。このような状況のもと、料金徴収期間の延長などの施策を実行するためには、従来の実態と乖離した収支見込みの公表では、十分な情報開示がなされているとは言えないため、府民への積極的かつ実態に即した情報開示に努められたい。具体的には、直近の収支見込み算定時に使用する道路交通センサスは5年以上前のデータであり直近時点までの実勢推移を反映していない可能性があること、新規の接続路線の供用が計画通りに実行されない可能性があることなど、収支見込みの前提条件及びリスク要因を合わせて開示するなどの方法が考えられる。

1 背景・現状

(1) 有料道路の各路線ごとの収支見込み

大阪府道路公社は5つの有料道路の維持・管理を行っているが、現在の状況下での各路線の収支見込みは堺泉北有料道路を除き非常に厳しいものとなっている。

各路線の料金徴収期間満了時の最新の収支見通し（平成22年7月に算定）は以下のとおりであると試算されている。また、現在の料金徴収期間が30年である鳥飼仁和寺と第二阪奈については、料金徴収期間を10年延長した場合の財源不足額の試算がなされている。

路線名	料金徴収期間	財源不足額（△） ・余裕額	10年延長時の 財源不足額（△）
鳥飼仁和寺	30年	△55億円	△37億円
堺泉北	40年	74億円	（注）73億円
第二阪奈	30年	△376億円	△112億円
南阪奈	40年	△427億円	（注）△410億円
箕面	40年	△276億円	（注）△266億円
合計	—	△1,060億円	△752億円

（注）鳥飼仁和寺、第二阪奈の料金徴収期間の延長の結果、大阪府道路公社の長期借入金が減少することに伴う支払利息の減少分だけ他路線の収支見通しも変更になっている。

(2) 公表済みの収支見込みとの乖離状況

各路線ごとの収支見込みは平成22年3月（「大阪府道路公社の経営とその将来見通し（案）」（平成20年度決算版））及び平成19年4月（「大阪府道路公社の経営とその将来見通し」）に大阪府道路公社ホームページ上で公表されており、以下のとおり財源不足は試算の都度大幅に拡大している。



路線名	平成 19 年 4 月公表値①	平成 22 年 3 月 公表値②	増減 ②-①	最新の 試算③	増減 ③-②
鳥飼仁和寺	△30 億円	△44 億円	△14 億円	△55 億円	△11 億円
堺泉北	86 億円	84 億円	△2 億円	74 億円	△10 億円
第二阪奈	△310 億円	△444 億円	△134 億円	△376 億円	68 億円
南阪奈	△129 億円	△151 億円	△22 億円	△427 億円	△276 億円
箕面	—	△197 億円	-億円	△276 億円	△79 億円
合計	△383 億円	△752 億円	△172 億円	△1,060 億円	△308 億円

(注) 平成 22 年 3 月には、10 年延長時の財源不足額（鳥飼仁和寺：△2 億円、第二阪奈：△181 億円）が合わせてホームページ上で公表されている。

### (3) 収支見込みと実績の乖離要因

各路線の予測交通量は、収支見込み作成時点における直近の「全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）」に基づく将来予測交通量を基に試算しているが、平成 19 年 4 月及び平成 22 年 3 月公表値は平成 11 年度道路交通センサスに基づいており、平成 32 年まで全国的に右肩上がりの予測となっている。しかしながら、収支見込み作成時点までの実績交通量の推移は減少傾向にあり、大幅な乖離が生じる原因となっている。

また、新規の接続路線の供用による需要見込み（ジャンプアップ）を予測交通量に織り込んでおり、南阪奈道路については京奈和自動車道（当初計画では平成 22 年度供用）の供用による需要を見込んでいたが、計画変更等による供用開始時期の延期により、大幅な乖離が生じる原因となっている。また、箕面道路については、新名神高速道路の供用予定が当初計画では平成 21 年度供用予定となっていたが、現在では平成 28 年度供用予定となっている。

参考までに、平成 22 年 3 月公表値における各路線の予測交通量データの概要は以下のとおりである。

路線名	直近年度 増減率（実績）	年間の 予測伸び率	新規の接続路線の供用による ジャンプアップ
鳥飼仁和寺	△9.3%	+0.6%	平成 22 年度に第二京阪開通に伴い 36%増、平成 33 年度に淀川左岸線開通に伴い 5.6%増を見込む。
堺泉北	△5.4%	+0.6%	—
第二阪奈	△6.0%	+0.7%	平成 23 年度に大宮道路開通に伴い 3%増を見込む。
南阪奈	+0.3%	+0.7%	平成 22 年度に京奈和開通に伴い 30%増、平成 31 年度に R169 開通に伴い 42%増を見込む。
箕面	+14.9%	+4.8%	平成 29 年度に新名神開通に伴い 109%増を見込む。

### (4) 府の将来負担の可能性

府は大阪府道路公社に対して出資金（911 億円）、無利子貸付金（36 億円）及び債務保証（金融機関借入金 264 億円、政府借入金 627 億円等）を有しており、このような状況においては、多額の府の将来負担が予想される状況にあるものと考えられる。

なお、各路線の財源不足見込額と出資額の比較は以下のとおりである。

路線名	料金徴収 期間	満了 期限	財源不足額 (△)・余裕額	出資額	差引 (出資超過額)
鳥飼仁和寺	30年	H29.2	△55億円	20億円	△35億円
堺泉北	40年	H43.3	74億円	66億円	140億円
第二阪奈	30年	H39.4	△376億円	423億円	47億円
南阪奈	40年	H56.3	△427億円	226億円	△201億円
箕面	40年	H59.5	△276億円	175億円	△101億円
計			△1,060億円	911億円	△150億円

## 2 受検機関の対応

### (1) 直近の収支見込みの算定方法

直近の収支見込みにおける各路線の予測交通量は、平成17年度道路交通センサスに基づく将来予測交通量を基に試算しており、全国的に減少傾向の予測となっている。また、南阪奈道路については、従前見込んでいた京奈和自動車道からの流入予測について、計画変更等による供用開始時期の延期や周辺の交通環境の変化による影響を見込んで、路線の将来交通量予測だけの算定としている。ただし、箕面道路については、箕面森町の開発進捗に伴う需要見込みと新名神高速道路の平成28年度供用による需要見込みを予測交通量に織り込んでいる。

なお、箕面道路について新名神高速道路が接続しないと仮定した場合のシミュレーションを依頼したところ、料金徴収期間満了後の財源不足額が276億円から575億円に拡大するとの説明を受けている。

### (2) 今後の対応方針

料金徴収期間の延長などの現行制度を活用した改善策に加え、公社路線を含めた都市圏高速道路等の一体的運営構想など、経営改善化に向けた制度改善が必要と認識しており、国や関係機関に対する提案等を行っている。

## 3 課題

- (1) 上記1(4)に記載のとおり、府は大阪府道路公社に対して出資金(911億円)、無利子貸付金(36億円)及び債務保証(金融機関借入金264億円、政府借入金627億円等)を有しているが、大阪府道路公社の収支見通しは非常に厳しいものとなっており、多額の府の将来負担が予想される状況にあるものと考えられる。
- (2) このような状況のもと、料金徴収期間の延長などの施策を実行するためには、従来の実態と乖離した収支見込みの公表では、十分な情報開示がなされているとは言えないため、府民への積極的かつ実態に即した情報開示に努められたい。
- (3) 具体的には、直近の収支見込み算定時に使用する道路交通センサスは5年以上前のデータであり直近時点までの実勢推移を反映していない可能性があること、新規の接続路線の供用が計画通りに実行されない可能性があることなど、収支見込みの前提条件及びリスク要因を合わせて開示するなどの方法が考えられる。

○ 大阪府土地開発公社が保有する未利用代替地の処分について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府都市整備部  （用地室）	監査（検査） 実施年月日	平成 22 年 6 月 15 日から 平成 22 年 8 月 4 日まで
-------------------------------	-----------------------	-----------------	-----------------------------------------

委員意見

未利用代替地の処分については第一義的には大阪府土地開発公社に責任があるが、りんくうタウン内の代替地については、現行の用途制限のままでは処分が困難なため、実態に見合った用途制限の柔軟な見直しが望まれるが、そのためには府の協力が不可欠である。また、地価が下落傾向にある状況において、公社の販売額と簿価との差額及び代替地の財源である銀行からの有利子借入に伴う支払利息は、府の負担となるものであり、代替地の早期処分は府自身にとって重要な問題である。したがって、府は、公社が早期に代替地を処分できるよう、用途制限の早期の見直しをはじめとした制限緩和に主体的に取り組まれない。

1 背景・現状及び受検機関の対応

(1) 代替地の状況について

ア 大阪府土地開発公社（以下、「公社」という。）は、昭和 35 年 11 月設立の財団法人大阪府開発協会を前身とし、昭和 47 年 6 月に設定された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき公共事業用地の取得、管理、処分等を担う専門機関として、昭和 49 年 5 月に改組した大阪府全額出資の特別法人である。公社は、公共事業用地を取得する際に、地権者の要望に基づき府との協議を経た上で代替地を取得している。代替地とは、道路等の公共事業のために必要な土地である公共事業用地を提供した地権者に対して、その土地の代わりに提供する土地のことである。地価が高騰している場合には、用地交渉において地権者は金銭補償よりも代替地を要求するため代替地が必要となってくるが、地価が下落傾向にある場合には、金銭補償が中心となるため、地価が高騰から下落に転じたバブル期前後では、地権者が要望するという前提で事前に取得していた代替地が金銭補償に変更された結果、公社の代替地残高が増加することとなった。現在は、原則として代替地を求めている地権者との間で確実に提供されることが明らかな場合に限り、公社は代替地を確保しており、新たな未利用代替地の発生が防止されているが、過去に取得した代替地の一部が処分困難な状況となっている。

なお、代替地は公社の保有資産であり、公共事業用地と異なり府に再取得の義務があるわけではなく、府としては公社の所管課として代替地が目標年度までに処分できるように管理する立場にある。

イ 公社は代替地を未利用代替地及び事業継続分の代替地の 2 つに区分している。前者は、平成 13 年度の行財政計画（案）の策定時（平成 13 年 9 月）において本来の公共事業が完了していた代替地であり、当該行財政計画（案）「負の遺産整理」に基づき、平成 23 年度を目途に計画的に処分され、処分差損は府の補助金により補てんされることとなっている。後者は、平成 13 年の行財政計画（案）の策定時には公共事業が継続していた代替地であり、処分時の差損については、必要経費として、同一事業の土地の原価に算入、府に請求される。事業継続分の代替地については、処分完了時期は明示されていないが、平成 22 年度から代替地の財源が府から公社への無利子貸付から銀行からの有利子貸付に変更となったことから、早期に売却する方針となっている。

ウ 平成 22 年 6 月末時点における未利用代替地は約 4 万平方メートル、約 43 億円であり、事業継続分の代替地は約 400 平方メートル、約 1.2 億円となっている。

エ 府では、平成 22 年度より公社と合同で「代替地処理促進チーム」を立ち上げ、公社

の販売活動を全面的に支援している。

(2) 未利用代替地の処分困難な要因について

ア 未利用代替地のうち、りんくうタウン内に存在している土地に関しては、各市町が地区の特性にふさわしい町づくりを誘導するために、都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に定められる地区計画をりんくうタウン内で策定しており、地区計画に基づき用途が制限されている。これに伴い該当する用途以外の業種の者には代替地が販売できないことになり、公社が代替地を処分する上で大きな障害となっている。

イ りんくうタウン以外の代替地に関しても、用途が農地等であり、公社が代替地を処分する上で大きな障害となっている。

ウ 府も、上記の事実について認識しており、「りんくうタウン内の未利用地の分譲を促進するため、まちづくりの基本は踏襲するものの、周辺地域との調和、良好な環境を阻害しない施設であれば、地域地区内の建築物の用途制限等が柔軟に取り扱えるよう、地元市町等の関係機関と協議・調整を進めることとしており、完売に向け精力的に取り組んでいく」とのことである。

エ 未利用代替地の簿価、時価及び用途制限に関する内訳は以下のとおりである。

所在地	面積 (㎡)	簿価 (百万円)	推定時価 (百万円)	用途制限
りんくうポート北 5-7 他 1 筆	6,649	1,309	346	製造業等
りんくう往来北 5-4	5,484	1,496	250	流通業等
りんくうポート北 3-3 他 2 筆	6,006	1,224	312	製造業等
りんくうポート北 3-3 (A)	1,501	306	81	
りんくうポート北 3-26 (B)	1,501	306	81	
りんくうポート北 3-27 (C)	3,004	612	150	
岬町多奈川東畑 1083-5 外 5	19,709	112	90	農業、製造業等
泉南市馬場 2-340	1,003	108	2	農業
泉佐野市日根野 2857	570	113	2	農業

2 課題

(1) 未利用代替地の処分については第一義的には公社に責任があるが、りんくうタウン内の代替地については、現行の用途制限のままでは処分が困難なため、実態に見合った用途制限の柔軟な見直しが望まれるが、そのためには府の協力が不可欠である。

(2) また、地価が下落傾向にある状況において、公社の販売額と簿価との差額及び代替地の財源である銀行からの有利子借入に伴う支払利息は、府の負担となるものであり、代替地の早期処分は府自身にとって重要な問題である。

(3) 以上のことから、府は、公社が早期に代替地を処分できるよう、用途制限の早期の見直しをはじめとした制限緩和に主体的に取り組まれない。

○ 大阪府土地開発公社及び不動産調達特別会計が保有する長期保有資産について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府都市整備部 （用地室、交通道路室、 河川室、公園課）	監査（検査） 実施年月日	平成 22 年 6 月 15 日から 平成 22 年 8 月 4 日まで
-------------------------------	-------------------------------------	-----------------	-----------------------------------------

委員意見

大阪府土地開発公社及び不動産調達特別会計が保有する長期保有資産について、府の予算状況等からすれば、早期に事業供用が必要・可能な部分は早期に事業供用し府民の利便性を高め、早期に事業供用が不必要・不可能な部分ではできるだけ費用の節減に努めることが肝要である。しかしながら、供用時期が未定の土地が公社保有分で 23,840 百万円、不動産調達特別会計保有分で 9,687 百万円あり、府は一定の対策を講じているものの十分とは言えず、公社保有分については年々資金経費等が累積している。よって、府は、すべての長期保有資産について、事業供用が必要・可能な部分と不必要・不可能な部分とを分類するとともに、事業供用が不必要・不可能な部分についての対応策を早急に検討されたい。また、市町へ事業を委託している部分に関しても、長期保有資産の保有状況の把握に努められ、同様に対応されたい。

1 背景・現状及び受検機関の対応

(1) 大阪府土地開発公社が保有する長期保有資産について

ア 大阪府土地開発公社（以下、「公社」という。）は、昭和 35 年 11 月設立の財団法人大阪府開発協会を前身とし、昭和 47 年 6 月に設定された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき公共事業用地の取得、管理、処分等を担う専門機関として、昭和 49 年 5 月に改組した府全額出資の特別法人である。公社では、公有地先行取得事業を主としており、公社が支出した公有地先行取得のための事務経費及び公有地先行取得の原資の支払利息である資金経費は、府が公有地を再取得する際に公社が地権者に支払った用地買収額に加算され公社に支払われるため、府の公有地の取得価額の中には、主に用地買収額、事務経費及び資金経費が含まれている。

イ このような仕組みの下においては、公社による先行取得の期間が長期間に及ぶほど、資金経費が増加するため、府は早期に公社保有資産を再取得することが望ましく、都市整備部では、都市整備部事業に係る長期保有資産解消計画（以下、「計画」という）を平成 15 年度に策定し、長期保有資産解消に努めている。長期保有資産解消計画は、毎年度、公社保有資産の状況を把握した上で、各事業の新規取得額及び再取得額、5 年以上保有資産の解消年次を設定するものであり、平成 34 年度を目標年度としている。また、新規取得資産は 4 年以内に再取得することを原則に都市整備部で予算が確保されており、新規取得資産の中には長期保有資産化しているものはない。

ウ 以上のような取組の結果、都市整備部事業資産は、平成 15 年度の計画策定時に平成 20 年度末約 725 億円（うち長期保有資産約 490 億円）であったものが、現在約 546 億円（うち長期保有資産約 377 億円）にまで縮減できている。

エ 都市整備部事業資産について、事業ごと費用の明細は、以下のとおりである。ただし、この中には市町に事業を委託している部分は含まれていない。市町への事業委託分についても、各市町の土地開発公社で用地買収が進められており、最終的には府の負担となる。なお、諸経費等には、事務経費及び資金経費が含まれており、都市整備部が再取得するまで増加していく費用である。

(百万円)

事業名	取得費	諸経費等	合計
道路改良	18,418	8,199	26,617
交通安全	1,423	243	1,666
街路	6,853	3,208	10,061
河川	1,602	361	1,963
都市河川	562	84	646
砂防	94	39	133
ダム	3,566	462	4,028
公園	2,988	674	3,662
合計	35,506	13,270	48,776

(注1) 取得費等は平成 21 年度末データ(平成 21 年度に要した諸経費等は事業別の原価計算が未了のため一律計上)。

(注2) 金額は個々に四捨五入しているため、それぞれの合計額は決算額と相違する。

オ 都市整備部事業資産の保有期間ごとの簿価は、以下のとおりである。

(百万円)

保有期間 (年)	取得年度	取得費	諸経費等	合計
20	H1	23	15	38
19	H2	2,874	1,823	4,697
18	H3	3,341	1,929	5,270
17	H4	4,106	2,337	6,443
16	H5	2,057	1,039	3,096
15	H6	1,065	483	1,548
14	H7	1,999	957	2,956
13	H8	2,088	906	2,994
12	H9	1,448	620	2,068
11	H10	949	386	1,335
10	H11	1,284	555	1,839
9	H12	985	320	1,305
8	H13	308	87	395
7	H14	128	41	169
6	H15	41	9	50
5	H16	2,013	191	2,204
4	H17	1,080	241	1,321
3	H18	542	28	570
2	H19	766	175	941
1	H20	2,487	447	2,934
0	H21	5,922	681	6,603
合計		35,506	13,270	48,776

(注1) 取得費等は平成 21 年度末データ(平成 21 年度に要した諸経費等は事業別の原価計算が未了のため一律計上)。

(注2) 金額は個々に四捨五入しているため、それぞれの合計額は決算額と相違する。

カ 都市整備部事業資産の買戻完了予定年度ごとの内訳は、以下のとおりである。

(百万円)

買戻完了予定年度	取得費	諸経費等	年度計 (注)	累計金額 (注)
H21 まで	172	69	241	241
H22 まで	1,865	458	2,323	2,564
H23 まで	3,585	466	4,051	6,615
H24 まで	1,935	340	2,275	8,890
H25 まで	6,303	870	7,173	16,063
H26 まで	875	424	1,299	17,362
H27 まで	1,163	537	1,700	19,062
H29 まで	3,195	1,888	5,083	24,145
H30 まで	3,886	2,304	6,190	30,335
H31 まで	2,169	989	3,158	33,493
H32 まで	1,177	577	1,754	35,247
H33 まで	6,362	3,226	9,588	44,835
H34 まで	2,819	1,122	3,941	48,776
合計	35,506	13,270	48,776	—

(注) 買戻完了予定年度ごとの「年度計」金額は、事業別・取得年度別の資産を買戻完了予定年度別に整理したものであり、累計金額は各年度までに買戻完了となる予定の累計金額を記載している。

キ 長期保有資産の供用予定の有無は、以下のとおりである。買戻完了予定年度は、上記カの表のように計画しているが、供用時期が未定な土地が簿価の2/3を占めている。

(百万円)

事業名	供用時期	簿価	合計
道路改良	供用予定	9,170	23,752
	供用未定	14,583	
街路	供用予定	64	8,256
	供用未定	8,192	
河川	供用予定	399	721
	供用未定	322	
砂防	供用予定	133	133
	供用未定	0	
ダム	供用予定	2,128	2,128
	供用未定	0	
公園	供用予定	0	1,423
	供用未定	※ 1,423	
合計	供用予定	11,894	36,413
	供用未定	※ 24,520	

※ うち670百万円は、買戻し完了後に貸付・売却予定である。

(注) 簿価には、事務経費及び資金経費が含まれている。

(2) 不動産調達特別会計が保有する長期保有資産について

ア 不動産調達特別会計が保有する長期保有資産のうち、事業供用予定が未定である資産の明細は、以下のとおりである。

用途	所在地	区分	面積 (㎡)	取得 年度	取得価格 (百万 円)	残存価格 (百万 円)
道路	熊取町五門西	土地	717.42	H5	798	798
道路	交野市藤が尾	土地	2,501.00	H8	350	350
街路	寝屋川市上神田	土地	917.72	H5	230	230
街路	八尾市小畑町	土地	922.65	H6	187	187
街路	八尾市桂町	土地	2,480.58	H7	488	488
街路	吹田市岸部北	土地	5,719.82	H8	838	838
街路	高槻市富田町	土地	400.19	H8	136	136
街路	八尾市小畑町	土地	1,709.59	H8	360	360
公園	吹田市春日	土地	7,501.37	H16	1,060	1,060
公園	八尾市西久宝寺	土地	4,034.00	S60, 61, H10	5,240	5,240
合計			26,904.34		9,687	9,687

イ 不動産調達特別会計とは、公共施設用地等を先行取得するために設けられた、大阪府特別会計の一つである。地方債同意等基準等により、用地取得時には特別会計において用地を取得することが原則とするものであることが規定されており、この基準等に基づき取得した用地を管理する会計である。平成 20 年度の包括外部監査においては、「実際の用地取得支出や、道路・公園建設のための事業費支出だけではなく、現在取得済みの未利用地のフェンス囲み、除草費用等の資産保全費用も発生しているのに加え、道路・公園等の事業化を早期に行わないことによる府の経済損失、未利用地を有効活用しないことによる貸付料等の収入機会の損失（機会費用）といったことが年月の経過とともに発生していることに留意しなければならない」という報告がなされている。

(3) 都市計画について

ア 都市整備部は、都市計画決定後長期間にわたり事業未着手の都市計画道路について、これからの大阪の将来都市像に沿った計画となっているかを点検・検証し、存続又は廃止の位置付けを行うために、路線の必要性を評価する方法と適切な見直しを行う手順などをまとめた「大阪府都市計画道路見直しの基本的指針」を平成 15 年 3 月に策定し、平成 19 年 2 月に見直し作業を終えている。府の都市計画道路は全体で 2,425 キロメートル、未着手路線が 932 キロメートルあり、未着手路線のうち都市計画決定後 30 年以上経過している路線が 790 キロメートル（85%）を占めており、当該見直しにより、67 路線、90.5 キロメートルを廃止している。なお、この廃止に伴って、処分された長期保有資産はない。

イ 現在も、再度のゼロベースでの見直し作業に着手しており、当年度は基本方針を策定、平成 23 年度から 25 年度にかけて順次見直すとのことである。

ウ 府営公園については、全体計画面積 1,374.4 ヘクタール、都市計画面積 1,198 ヘクタールに対して、平成 22 年 2 月 22 日時点で、950.4 ヘクタールが開設されており、全体計画に対する開設率は 69.2%となっている。

(4) 低・未利用地の有効活用に関する内部統制について

ア 現在、低・未利用地等となっている府有地については、財産活用課が管轄している。



財産活用課は、定期的に自主点検調査等を実施し、低・未利用地である場合には売却又は貸付を行っている。

イ ただし、自主点検調査等には、道路及び河川が除かれており、都市整備部の長期保有資産については、基本的に事業課に権限が一任されており、低・未利用地の有効活用に関する内部統制は機能していないといえる。なお、都市整備部では、保有する事業用地は、供用予定が数十年後あるいは未定であったとしても、供用予定がある限りは低・未利用地には該当しないという認識であり、当該認識においては、道路及び河川を自主点検調査等の対象にしたとしても低・未利用地等には該当せず、当該内部統制は機能しないこととなる。

## 2 課題

- (1) 府の予算状況等からすれば、早期に事業供用が可能・必要な部分は早期に事業供用し府民の利便性を高め、早期に事業供用が不可能・不必要な部分はできるだけ費用の節減に努めることが肝要である。
- (2) しかしながら、供用時期が未定の土地が公社保有分で **23,840** 百万円、不動産調達特別会計保有分で **9,687** 百万円あり、府は一定の対策を講じているものの十分とは言えず、公社保有分については年々資金経費等が累積している。
- (3) 具体的には、都市計画道路については、平成 15 年度から平成 19 年度にかけて未着手路線の見直しが行われたにも関わらず、依然として都市計画決定後 30 年以上経過している路線が約 **700** キロメートルあり、早期に事業供用が可能・必要な部分が特定できていない。
- (4) 府営公園についても、全体計画面積 **1,374.4** ヘクタール、都市計画面積 **1,198** ヘクタールに対して、**950.4** ヘクタールが開設されているが、大半の都市計画決定は昭和 50 年以前に行われており、現在の府の予算状況や府民感覚と乖離してきているおそれがある。
- (5) さらに、事業用地については、供用予定が数十年後あるいは未定であったとしても、供用予定がある限りは低・未利用地等には該当せず、低・未利用地の有効活用に関する内部統制が機能していない。
- (6) 以上のことから、府は、すべての長期保有資産について、事業供用が必要・可能な部分と不必要・不可能な部分とを分類するとともに、事業供用が不必要・不可能な部分についての対応策を早急に検討されたい。また、市町へ事業を委託している部分に関しても、長期保有資産の保有状況の把握に努められ、同様に対応されたい。

○ 不動産調達特別会計の道路用地及び街路用地について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府都市整備部 （交通道路室）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月15日から 平成22年8月4日まで
-------------------------------	---------------------	-----------------	-----------------------------

委員意見

府は、事業開始前に不動産調達特別会計から一般会計に公共施設用地等を買戻すことなく事業供用等しており、不動産調達特別会計と一般会計とを混同して会計管理していることから、地方自治法第209条第2項及び大阪府特別会計条例の趣旨に反している。よって、事業供用等を実施済の道路用地等については、速やかに不動産調達特別会計から一般会計に買戻されたい。

1 背景・現状及び受検機関の対応

- (1) 不動産調達特別会計とは、公共施設用地等を先行取得するために設けられた、大阪府特別会計の一つである。地方債同意等基準等により、用地取得時には特別会計において用地を取得することが原則とするものであることが規定されており、この基準等に基づき取得した用地を管理する会計である。
- (2) 地方自治法第209条第2項及び大阪府特別会計条例の趣旨からすれば、不動産調達特別会計が保有する公共施設用地等を一般会計において事業供用するためには、事業開始前に不動産調達特別会計から一般会計に当該公共施設用地等を買戻さなければならない。
- (3) 不動産調達特別会計において先行取得した道路用地及び街路用地について確認したところ、以下のとおり、事業開始前に不動産調達特別会計から一般会計に買戻すことなく事業供用等しているものがあつた。

用途	所在地	区分	面積 (㎡)	取得 年度	取得価格 (百万 円)	残存価格 (百万 円)	備考
道路	貝塚市港	土地	2,411.33	H4	428	428	供用済み
道路	高槻市前島	土地	1,848.24	H5	506	506	一部供用済み
道路	貝塚市港	土地	2,510.97	H5	370	370	供用済み
道路	高槻市前島	土地	6,707.04	H6	1,076	1,076	一部供用済み
道路	大阪狭山市池之原	土地	4,809.50	H6	974	974	一部供用済み
道路	岸和田市三田町	土地	1,286.01	H7	170	170	供用済み
街路	池田市	土地	818.02	H4	744	744	供用済み
街路	池田市	土地	791.17	H5	500	500	供用済み
街路	吹田市南正雀	土地	559.2	H5	212	212	事業中
街路	池田市神田	土地	798.49	H6	330	330	供用済み
街路	吹田市南正雀 摂津市正雀本町	土地	2,893.16	H6	700	700	事業中
街路	寝屋川市対馬江東 町	土地	3,991.83	H6	1,000	1,000	供用済み
街路	門真市下島町	土地	1,190.95	H7	428	428	供用済み
街路	松原市天美我堂	土地	356.92	H7	66	66	事業中
合計			30,972.91		7,504	7,504	

(注1)「供用済み」とは、道路管理者である府が路線の指定、又は認定、及び区域決定という行政行為を経て道路用地の権原も取得し、公共の用に供している状態である。

(注2)「一部供用済み」とは、4車線ある道路であれば、2車線のみ供用が開始されている場合等である。

## 2 課題

- (1) 府は、地方自治法第209条第2項に基づいて大阪府特別会計条例を公布し、不動産調達特別会計を設置しているが、その目的は、事業又は事務に関する会計を適正に行うためである。しかし、府は、事業開始前に不動産調達特別会計から一般会計に公共施設用地等を買戻すことなく事業供用等しており、不動産調達特別会計と一般会計とを混同して会計管理していることから、地方自治法第209条第2項及び大阪府特別会計条例の趣旨に反している。
- (2) よって、事業開始前に不動産調達特別会計から一般会計に公共施設用地等を買戻すことなく事業供用等しているものについては、速やかに不動産調達特別会計から一般会計に公共施設用地等を買戻しされたい。

○ 運転手職員の効率的運用について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府都市整備部 （都市整備総務課）	監査（検査） 実施年月日	平成 22 年 6 月 15 日から 平成 22 年 8 月 4 日まで
-------------------------------	-----------------------	-----------------	-----------------------------------------

委員意見

都市整備部には公用車の運転を主たる業務としている職員（運転手職員）が存在する。都市整備部本庁所属の運転手職員（7名）の稼働率が低いことから、より効率的な運用方法を検討されたい。

1 背景・現状及び受検機関の対応

(1) 都市整備部における運転手職員

都市整備部には公用車の運転を主たる業務としている職員（以下、「運転手職員」という。）が、本庁に7名、港湾局本局に3名、阪南事務所に1名（土木事務所等の出先機関を除く。）存在する。運転手職員の業務内容は以下のとおりである。

- ・現場視察に赴く職員の送迎
- ・国等の機関からの訪問者の送迎
- ・業務作業や各種訓練に係る機材の運搬
- ・公用車の清掃等

なお、本庁の運転手職員7名の所属・職種は下記のとおりであり、年齢は 37 歳から 60 歳である。

所属	グループ名	職種	人数
事業管理室 （兼務：交通道路室）	技術情報グループ	自動車運転手	1名
事業管理室 （兼務：交通道路室）	技術情報グループ	土木建設員	1名
事業管理室 （兼務：都市整備総務課）	技術情報グループ	土木建設員	2名
八尾土木事務所 （兼務：河川室）	総務・契約グループ	土木建設員	1名
港湾局 （兼務：用地室）	総務グループ	土木建設員	1名
寝屋川水系改修工営所 （兼務：河川室）	総務グループ	土木建設員	1名
		合計	7名

(2) 運転手職員の稼働状況

都市整備部本庁所属の7名の運転手職員に係る「平成 21 年度分の公用車稼働状況」に基づき、これらの運転手職員の稼働日数（公用車を運転した日数）を算出したところ、平成 21 年度の1か月当たり平均稼働日数は 11.4 日であり、1か月の総稼働日数（約 20 日）に対する稼働率は 50%強である。

## 2 課題

上記のとおり都市整備部本庁所属の運転手職員（7名）の稼働率が低いことから、より効率的な運用方法を検討されたい。

○ 不動産鑑定士の選任方法及び選任数について

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府都市整備部 （用地室）	監査（検査） 実 施 年 月 日	平成 22 年 6 月 15 日から 平成 22 年 8 月 4 日まで
<p><b>委員意見</b></p> <p>取得する用地価額の決定のための不動産鑑定士の選任にあたっては、競争性・透明性を確保するため、他の地方公共団体における適用事例も勘案した上で、随意契約ではなく競争入札に付すこと、あるいは、随意契約による場合でも府に登録された不動産鑑定士の中からより競争性・透明性をもって選任する仕組みを構築することを検討されたい。</p> <p>また、不動産鑑定士の選任数は、価格算定が著しく複雑で困難なものを除き、現状の 1 物件につき原則 2 名以上から 1 名のみとすることにより費用削減を図るとともに、府職員が鑑定評価に関する知識及び評価ノウハウを習得し、不動産鑑定士による鑑定評価の妥当性を検証していくことを検討されたい。なお、少額の土地取引については、特に検討が必要である。</p>			
<p><b>1 背景・現状</b></p> <p>(1) 取得する用地価額の決定方法</p> <p>取得する用地価額については、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼するとともに、大阪府財産評価審査会の答申を得たうえで決定している。</p> <p>(2) 不動産鑑定士の選任方法</p> <p>取得する用地の不動産鑑定評価業務の委託において、従事する不動産鑑定士の選任については、大阪府随意契約ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）第 2 号（又は第 1 号）が適用されている。これは、中央用地対策連絡協議会（以下、「協議会」という。）が定める「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について」において不動産鑑定士評価に対する基本報酬額が定められているため、当該委託契約は競争入札に適さないものとして、随意契約によっているものである。</p> <p>しかしながら、不動産鑑定報酬に関しては、協議会において基本報酬が定められているものの、自由化されており、一律の報酬基準は存在しない。そのため、不動産鑑定士の選任が競争入札に適さないということは言えないと考えられる。また、他の地方公共団体において、不動産鑑定士の選任に関して、競争入札方式を採用している事例も見受けられる。</p> <p>(3) 不動産鑑定士の選任数</p> <p>不動産鑑定士個人においても経験や能力がそれぞれ異なること、さらに、府職員においても専門的な評価能力がないことから、1 名のみ不動産鑑定士の評価結果では用地価額評価の妥当性を判断しかねるとの理由により、不動産鑑定士の選任を 1 物件につき原則 2 名以上とし、それぞれに不動産鑑定報酬を支払っている。</p> <p>平成 21 年度において、不動産鑑定報酬として合計 52 百万円が支払われているが、仮に物件ごとに 1 名のみ鑑定評価とした場合には、25 百万円の費用削減効果が認められる。</p> <p>他方で、不動産鑑定士の選任を 1 名のみとした場合には、府職員が鑑定に関する知識及び評価ノウハウを習得していくことにより、府職員自身が不動産鑑定士による鑑定評価の妥当性を検証していく必要があると考えられる。</p> <p>なお、平成 21 年度において、以下のとおり、50 万円未満の少額の土地取引に対して不動産鑑定士の鑑定評価を利用している事例があった（鑑定評価額は 2 名合計）。</p>			

茨木土木事務所	面積 6.14 m <sup>2</sup>	買収金額 247,335 円	鑑定報酬額 657,300 円
鳳土木事務所	面積 6.19 m <sup>2</sup>	買収金額 25,379 円	鑑定報酬額 304,500 円
岸和田土木事務所	面積 16.24 m <sup>2</sup>	買収金額 488,824 円	鑑定報酬額 304,500 円

## 2 受検機関の対応

- (1) 用地買収は府民の財産権の侵害に関わる重要な私権の制限であることから、通常の土地取引よりなお一層、慎重な価格算定が必要とされるという認識のもと、府に登録された約150の不動産鑑定士の中から、地域精通者を中心とした業者選定を行っている。
- (2) 競争入札に付した場合には業者決定まで相当期間を要し、交渉時期を逸するなど用地買収に支障をきたす可能性があり、また、費用面では、現在は非宅地であっても一番安価な「宅地」の報酬で依頼していることや、買収物件全ての鑑定を行うのではなく、標準地の鑑定価格から複数の買収物件を職員が比準することにより評価する手法をとっていることにより、現在の方法でも一定の費用削減効果が得られているとの認識である。
- (3) また、標準地の価格算定について、特別な資格のない府職員では不可能ではないかとの認識である。

## 3 課題

- (1) 取得する用地価額の決定のための不動産鑑定士の選任にあたっては、競争性・透明性を確保するため、他の地方公共団体における適用事例も勘案した上で、随意契約ではなく競争入札に付すこと、あるいは、随意契約による場合でも府に登録された不動産鑑定士の中からより競争性・透明性をもって選任する仕組みを構築することを検討されたい。
- (2) また、不動産鑑定士の選任数は、価格算定が著しく複雑で困難なものを除き、現状の1物件につき原則2名以上から1名のみとすることにより費用削減を図るとともに、評価の妥当性を確保するために、府職員が鑑定に関する知識及び評価ノウハウを習得していくことにより、不動産鑑定士による鑑定評価の妥当性を検証していくことを検討されたい。第一義的には不動産鑑定士による鑑定評価を行うものであり、府職員はその妥当性をチェックする機能を備えるよう努め不動産鑑定士の評価結果と府職員の評価結果に大幅な乖離が生じた場合のみ、複数の不動産鑑定士を選任することが、評価の妥当性確保及び費用削減のために有益な方法であると考えられる。なお、少額の土地取引については、特に検討が必要である。

○ 地下河川事業等の事業評価について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府都市整備部  (河川室)	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月15日から 平成22年8月4日まで
-------------------------------	-----------------------	-----------------	-----------------------------

委員意見

地下河川事業は、これまで1,610億円の事業費を投入し、1兆82億円の寝屋川流域総合治水対策事業費の16%にあたるが、現況の治水能力は64 m<sup>3</sup>/s に止まっており、これは寝屋川流域の治水能力計画2,700 m<sup>3</sup>/s のわずか2.4%に過ぎない。終末ポンプ場が建設されていないため、調節池としての暫定利用に止まっており、地下河川本来の機能が発揮されていないことによるものである。

また、地下河川事業の完成までには今後20～30年の期間及び1,422億円の事業費を要すると見込まれている。

このような課題があるにもかかわらず、寝屋川流域総合治水対策の全体に係る事業評価は行われているものの、地下河川事業について個別には点検評価されていないことから、地下河川事業の課題を広く府民に明らかにするとともに、事業の費用対効果の十分な検証を踏まえた事業のあり方を検討されたい。

また、都市小河川改修事業（城北川）に関する補助事業についても個別に事業評価が行われない状況の下、付帯工事の工法・工期の見直し等が必要になる可能性が認識されている。このため、個々の補助事業ごとに、状況変化が判明する都度、事業の評価を実施することとされたい。

1 背景・現状

- (1) 地下河川事業は、寝屋川流域における治水対策として河川改修や遊水地、貯留施設とともに昭和63年度より整備が図られてきている。
- (2) 寝屋川流域総合治水対策は昭和32年八尾市で起きた62.9mm/時、311.2mm/日の戦後最大の降雨実績に対応するため、治水施設の処理能力や所要事業費が計画されており、地下河川事業の進捗状況は次のとおりである。

(寝屋川流域治水施設計画及び地下河川事業の進捗)

	寝屋川流域全体の治水処理計画 (a)	うち地下河川の計画 (b)	地下河川の占める割合 (%) (b/a)	現況の地下河川の治水進捗 (c)	寝屋川流域全体に対する地下河川の治水進捗 (%) (c/a)
治水能力 (m <sup>3</sup> /s)	2,700	430	15.9	64	2.4
事業費 (億円)	10,082	3,032	30.1	1,610	16.0

- (3) 総事業費1兆82億円のうち、地下河川事業は3,032億円の事業費を予定し、これまで1,610億円の事業費を投入してきた。治水能力については流域における全体治水能力2,700 m<sup>3</sup>/s のうち、地下河川の計画は430 m<sup>3</sup>/s であるが、現在の進捗は64 m<sup>3</sup>/s に止まっている。

- (4) 地下河川は、河道や下水道等に対応できない雨水を流域外に放流することによって、浸水被害を軽減する重要な役割を担っているが、現状では下流部の都市計画道路事業が進捗していないため、地下河川が築造できず、また、終末ポンプ場が造られていないため、調節池の利用に止まっている。



- (5) また、都市小河川改修事業（城北川）は、寝屋川流域総合治水対策の一環として、河床切下げ及び護岸嵩上により、河積を確保し、寝屋川から洪水を分派して上流部の浸水を軽減するものであり、総事業費540億円を見込んでいる。

## 2 受検機関の対応

- (3) 南部地下河川は、全体計画13.4kmのうち、11.4 kmが完成し、残りの区間についても事業着手の目処がついているが、今後完成までに15年～20年程度の期間、350億円の事業費を要する見込みである。
- (4) 一方、北部地下河川は、全体計画11.2kmのうち、2.0 kmが完成し、さらに上流の4.6km区間の工事に着手しているが、残りの下流4.6km区間の事業着手について未だに目処が立っていない。地下河川は都市計画道路等幹線道路の地下に整備するため、都市計画道路の整備が進まないと事業の進捗が図れない状況にある。
- (5) そのため、北部地下河川事業では大阪市の都市計画道路の事業認可の目処が立たない現状を鑑みて、地上の所有権等の権限が及ばない大深度地下使用法の適用を視野に入れて検討している。
- (6) なお、現在、南部地下河川で55万 $\text{m}^3$ 、北部地下河川で9万 $\text{m}^3$ の貯留施設として暫定的に供用することで、過去に浸水被害を起こした降雨と同規模の雨が降っても、被害は大幅に軽減されている。
- (7) また、大阪府は都市小河川改修事業（城北川）の実施に際し、大阪市に対し事業費の3分の1を補助し、平成21年度の補助金支給実績及び平成22年度の補助金予算はともに70百万円である。

## 3 課題

- (7) 地下河川事業は、これまで1,610億円の事業費を投入し、1兆82億円の寝屋川流域総合治水対策事業費の16%にあたるが、現況の治水能力は64 $\text{m}^3/\text{s}$ に止まっており、これは寝屋川流域の治水処理計画2,700 $\text{m}^3/\text{s}$ のわずか2.4%に過ぎない。終末ポンプ場が建設されていないため、調節池としての暫定利用に止まっており、地下河川本来の機能が発揮されていないことによるものである。
- (8) また、地下河川事業の完成までには今後20～30年の期間及び1,422億円の事業費を要すると見込まれている。
- (9) このような課題があるにもかかわらず、寝屋川流域総合治水対策の全体に係る事業評価は行われているものの、地下河川事業について個別には点検評価されていないことから、地下河川事業の課題を府民に広く明らかにするとともに、事業の費用対効果の十分な検証を踏まえた事業のあり方を検討されたい。
- (10) 北部地下河川事業を進展させるため、大深度地下の利用も検討されているが、事業の費用対効果を十分に検証した上で取り組むことが必要である。
- (11) また、都市小河川改修事業（城北川）に関する補助事業（総事業費540億円）についても個別に事業評価が行われない状況の下、付帯工事の工法・工期の見直し等が必要になる可能性が認識されている。このため、個々の補助事業ごとに、状況変化が判明する都度、事業の評価を実施することとされたい。

○ ガントリークレーンのあり方、運用方針について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府都市整備部  （港湾局）	監査（検査） 実施年月日	平成22年7月14日から 平成22年8月4日まで
-------------------------------	-----------------------	-----------------	-----------------------------

**委員意見**

堺泉北港コンテナターミナルにあるガントリークレーン（荷役機械）の稼働率が極めて低く、以下のとおり維持管理費用さえも賄えない状況にある。

ガントリークレーン使用料収入（歳入）	10 百万円
点検等維持管理費用（歳出）	42 百万円
ガントリークレーン設備の年間負担額	150 百万円
差引収支	△182 百万円

ガントリークレーンの耐用年数を迎えるにあたって、維持管理・改修費の増加が予想され、府営港湾の多大な負担となることから、休止も含めて、今後のガントリークレーンの在り方、運用方針を明らかにされたい。

1 背景、現状及び受検機関の対応

(1) ガントリークレーンの概要

堺泉北港コンテナターミナルにあるガントリークレーン（荷役機械）の設置は平成9年に実施されている。これは、阪神大震災により神戸港が機能しなかったことを契機に、大阪府営港湾が大阪湾諸港の中で補完的役割を担えるように堺泉北港に整備・設置されたものである。

泉北6区港湾施設 工作物 多目的クレーンB	数量2	価格 1,720,100,000 円
泉北6区港湾施設 工作物 多目的クレーンA	数量1	価格 880,650,000 円
ガントリークレーン	3基合計	(2,600,750,000 円)

(2) ガントリークレーンの稼働状況

荷主企業と荷物輸送の契約をした船会社が、港運業者にガントリークレーンのオペレーターを依頼しているが、一荷主企業の貨物の取り扱いになっていることから、上記3基のガントリークレーンの稼働時間は過年度から低調な状態が続いている

平成21年度 1年間の稼働時間（3基合計）	277 時間
平成21年度 1年間の稼働時間（1基当たり）	92 時間

上記稼働に対応する平成21年度の歳入額（港湾整備事業特別会計：使用料収入）は10,589,156円となっている。

(3) ガントリークレーンの維持管理費用について

平成21年度のガントリークレーンに関する歳出（特別会計）は下記のとおりである。

（委託料）

施設管理費 保守点検業務（日常点検・月点検）	23,625,000 円
施設管理費 点検整備業務（年点検整備 クレーンB）	6,982,500 円
施設管理費 点検整備業務（年点検整備 クレーンA）	3,090,000 円
港湾施設費 点検整備業務（年点検整備 クレーンA）	3,000,000 円

（工事請負費）

港湾施設費 クレーンB No.2 走行用インバータ盤補修	4,200,000 円
港湾施設費 クレーンB 零相コンデンサ取付	1,491,000 円
ガントリークレーンに関する歳出（維持管理）合計	(42,388,500 円)

ガントリークレーンに関する維持管理費用としては、毎年の日常点検・月点検と2年に1回の法定点検、点検に付随する補修から構成されている。今後、耐用年数（17年）を迎えるにあたって、ガントリークレーンの躯体そのものの更新は必要ないが、ワイヤーロープの交換、電気設備系の更新に関する支出が想定されている。

- (4) ガントリークレーンに関する収支状況について上記(1)に記載のとおり、ガントリークレーン3基合計の取得価額は約26億円であり、耐用年数（17年）を基に1年間当たりの負担額を計算すると約1億50百万円となる。

当該負担額を加味した平成21年度のガントリークレーンに関する収支状況は、下記に示すとおり、マイナス1億82百万円となる。

ガントリークレーン使用料収入（歳入）	10百万円
点検等維持管理費用（歳出）	42百万円
ガントリークレーン設備の年間負担額	150百万円
差引収支	△182百万円

なお、1時間当たりの使用料収入は38,288円であるが、1時間当たりの運転コストは、(42百万円+150百万円)÷277時間=約690,000円と計算され、極めて非効率な稼働状況となっている。

## 2 受検機関の対応

上記の状況を踏まえ、3基あるガントリークレーンの内、1基（クレーンA）については休止しており、これに伴いクレーンAに関して最低限の法定点検を実施することとすることから、ある程度の維持管理費の縮減が見込まれている。

また、平成22年8月に堺泉北港－青島（中国）航路の開設に伴い、コンテナ取扱量の増加が見込まれており、また、集荷・創貨を目的として、神戸港－堺泉北港を結ぶ内港フィード航路の誘致等の取組が行われている。

## 3 課題

- (1) ガントリークレーンの1基を休止することによって、点検費用等の維持管理費の縮減がなされるとしても、ガントリークレーン設備の年間負担額（上記1(4)に記載）を考慮すると、収支均衡するまでには、ほど遠い状況にある。なお、稼働率を向上すれば収支の改善につながることは明らかであるが、下記に示すとおり、フル稼働の状況でなければ投資回収にならない点には充分認識されたい。

点検等維持管理費用	42百万円
ガントリークレーン設備の年間負担額	150百万円
合計（年間支出負担額）	192百万円
収支均衡稼働時間（3基合計）	5,014時間
＝年間支出負担額（192百万円）÷1時間あたり使用料収入（38,288円/時間）	

- (2) 荷捌き地、ガントリークレーン等が属する特別会計は、平成21年度において、資金収支上黒字を計上しているが、ガントリークレーンにのみ着目すると、大幅な稼働率・収支面の改善が見込めない状況にある。

神戸港、大阪港との補完的役割（大阪湾諸港内での地理的な分散化によるリスク管理）を担う目的でガントリークレーンを維持していくとしても、ガントリークレーンの耐用年数を迎えつつある中で、維持管理・改修費の支出の増加が予想され、府営港湾の多大な負担となることから、休止を含めて、今後のガントリークレーンの在り方、運用方針を明らかにされたい。

○ 港湾施設・設備の老朽化対策について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府都市整備部  (港湾局)	監査（検査） 実施年月日	平成 22 年 7 月 14 日から 平成 22 年 8 月 4 日まで
-------------------------------	-----------------------	-----------------	-----------------------------------------

委員意見

港湾施設・設備に関する老朽化対策は今後の府営港湾運営にとって重要事項であるため、新公会計制度の導入も見据え、「都市整備部中期保全計画」にアセット・マネジメント（設備別・場所別の設備台帳を整備した上での、耐用年数に応じた更新・維持改修計画等）の観点を取り入れられたい。

また、新規港湾施設整備に関する事業継続の必要性和既存港湾施設に対する老朽化対策とを一体にして考えられたい。

1 背景・現状及び受検機関の対応

(1) 港湾施設の整備について

堺泉北港、阪南港の港湾設備については、昭和 30 年代から昭和 40 年代に整備されたものが多く、今後数年間で、港湾設備自体の耐用年数を迎えるものが多くなることが想定される。

なお、第 1 次～第 9 次港湾整備長期計画及び社会資本整備重点計画による実施済の事業費累計額は下記のとおりとなっている。

- ・堺泉北港 事業費 1,137 億円 取扱能力 14,837 千トン
- ・阪南港 事業費 810 億円 取扱能力 2,840 千トン

上記のとおり堺泉北港・阪南港に対して多額の事業費が投入されており、港湾施設が老朽化していく中、現状の港湾施設能力を維持する限り、多額の改修費・維持管理費に関する支出が必要になると予想される。

このような状況のもと、安全性・競争力の確保の観点から、港湾設備の老朽化対策が大阪府営港湾の経営にとって重要な課題であると言える。

(2) 堺泉北港・阪南港の改修費について

港湾の既存施設を有効活用し、施設の延命化を図る目的の港湾施設改修費（一般会計）に関する平成 21 年度、平成 22 年度の予算額は下記のとおりである。

- ・平成 21 年度当初予算 港湾施設改修費 161,785 千円  
港湾建設費（補修） 281,785 千円
- ・平成 22 年度当初予算 港湾施設改修費 140,710 千円  
港湾建設費（補修） 227,470 千円

上記(1)での記載のとおり過去において投入された事業費から判断して、現状の港湾施設を維持していく上での改修費は相当な金額になるものと推測されるが、事業費縮減の中、上記予算額で対応されている。

(3) 大規模改修工事の必要性

現状、大規模修繕（鋼矢板の錆劣化に対する更新工事等）の必要性について、都市整備部・港湾局内で認識されており、安全性を確保した上で、かつ、十分な競争力を保ちながら港湾施設の改修維持管理をしようとするれば、10 年間で 80 億円が必要との試算がなされているが、現状の港湾施設改修・補修は上記(2)で記載したとおり必要最低限の改修にとどまって

いる。なお、都市整備部として平成 19 年度に「都市整備部中期保全計画」を策定し、その中で劣化状況の調査を実施し、要補修箇所は把握されている。

(4) 堺泉北港・阪南港の整備計画について

港湾計画に基づく係留施設の整備進捗率は、現段階、堺泉北港（堺 7-3 区、堺 2 区、汐見沖地区）の外貿岸壁で 84%、同内貿岸壁で 83%、阪南港（阪南 2 区）の外貿岸壁で 62%となっており、港湾計画における、港湾施設の事業費としては、堺泉北港で 430 億円、阪南港で 180 億円が想定されている。

なお、現状の継続事業としては平成 23 年度完了予定の堺泉北港（汐見沖地区）の-11m岸壁整備のみであり、その他の事業化については、今後の貨物需要、資金計画等を勘案して判断するとされている。

(5) 大阪府財政構造改革プラン〈素案〉について

なお、平成 22 年 8 月に公表された「大阪府財政構造改革プラン〈素案〉」において以下の事項が明らかにされている。

- ・施設の長寿命化、維持管理費の平準化及びライフサイクルコストの縮減を着実にするため、予防保全の観点をもっと重視した「維持管理の戦略」を策定する。
- ・建設に関しては、継続地区のみとし、新規着工は原則休止（ただし、取扱貨物量の回復方策、海岸の津波・高潮対策に関する事業のみを実施）とする。
- ・維持管理については、港湾・海岸施設の長寿命化を図りつつ、機能確保のための最小限の必要経費を計上するとともに、維持管理費に関するコスト削減を図る。

## 2 課題

港湾施設・設備に関する老朽化対策は今後の府営港湾運営にとって重要事項であるため、新公会計制度の導入も見据え、「都市整備部中期保全計画」にアセット・マネジメント（設備別・場所別の設備台帳を整備した上での、耐用年数に応じた更新・維持改修計画等）の観点を取り入れられたい。

また、新規港湾施設整備に関する事業継続の必要性和既存港湾施設に対する老朽化対策とを一体にして考えられたい。

○ 延滞利息の管理について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府都市整備部 （港湾局）	監査（検査） 実施年月日	平成 22 年 7 月 14 日から 平成 22 年 8 月 4 日まで
<p><b>委員意見</b></p> <p>現行の取扱いでは、収入未済が発生しても債務者が元本部分を納入した時点で、延納利息が調定されることになっている。府の債権総額を網羅的に把握し管理するため、また、債務者に正確な収入未済金額を通知するために、時の経過とともに延納利息を適切に管理するよう、取扱方法を検討されたい。</p>			
<p><b>1 背景・現状及び受検機関の対応</b></p> <p>(1) 経緯</p> <p>港湾用地を借用した個人に対する港湾用地貸付料（港湾整備特別会計）のうち、平成 13 年度発生分の一部と、平成 14 年度以降発生の使用料が回収されていない。当該貸付料に係る収入未済額の合計は平成 21 年度末時点で 3,292,500 円である。</p> <p>なお、平成 20 年 9 月に 10 万円納入されたため、債権の時効は成立していない。</p> <p>(2) 延納利息計上に係る取り扱い</p> <p>現行の取扱いでは、債務者が元本部分を納入した後、納入金額、納入日、延納利息利率を手入力し、延納利息を計算することによって、延納利息に係る納入通知書を出力することになっている。</p> <p>したがって、債務者が元本部分を納入せず、延滞利息金額を調定しない限り、府の債権としても計上されない状態である。</p> <p>(3) 延納利息金額について</p> <p>上記(1)で示した収入未済金額には延納利息が含まれていないため、延納利息を試算したところ、約 120 万円となった（別表参照）。</p> <p>一部納入された平成 13 年度の収入未済額に係る延納利息（約 12 万円）は財務会計システム上計上されているものの、それ以外の平成 14 年度以降の延納利息は計上されていない。</p> <p>(4) 受検機関の対応</p> <p>港湾局担当者は、滞納者に対して延納利息が存在する旨の説明を行っている。しかし、債務者が元本部分を納入しない限り正確な延納利息金額を算出できないことから、延納利息の金額について債務者に通知できていない。</p> <p><b>2 課題</b></p> <p>(1) 現行の取扱いでは、収入未済が発生しても債務者が元本部分を納入した時点で、延納利息が調定されることになっている。</p> <p>(2) 債務者に対しては収入未済金額の総額を通知し、督促や交渉を実施すべきである。しかしながら、正確な延納利息を把握できていないため、債務者に対して収入未済金額の総額を通知できない状況である。</p> <p>(3) 府の債権総額を網羅的に把握し管理するため、また、債務者に正確な収入未済の総額を適時に通知するために、時の経過とともに延納利息を適切に管理するよう、取扱方法を検討されたい。</p>			

## 別表 延納利息の試算

(単位：円)

年度	納期限	収入未済額	延滞利率	経過年数	利息計上後収入未済額	延納利息金額
H13	2002/2/28	159,800	10.75%	8	361,682	201,882
H14	2003/2/28	259,800	10.75%	7	530,940	271,140
H15	2003/9/1	245,100	10.75%	6	452,278	207,178
H15	2004/3/1	245,000	10.75%	6	452,094	207,094
H16	2004/8/31	230,300	5.00%	5	293,928	63,628
H16	2005/2/28	230,300	5.00%	5	293,928	63,628
H17	2005/8/31	215,600	5.00%	4	262,063	46,463
H17	2006/2/28	215,500	5.00%	4	261,942	46,442
H18	2006/8/31	200,800	5.00%	3	232,451	31,651
H18	2007/2/28	200,800	5.00%	3	232,451	31,651
H19	2007/8/31	186,000	5.00%	2	205,065	19,065
H19	2008/2/29	186,000	5.00%	2	205,065	19,065
H20	2008/9/1	181,600	5.00%	1	190,680	9,080
H20	2009/3/2	181,600	5.00%	1	190,680	9,080
H21	2009/8/31	177,200	5.00%	0	177,200	0
H21	2010/3/1	177,100	5.00%	0	177,100	0

延納利息合計	1,227,046
--------	-----------

○ 不動産鑑定士の選任方法及び少額取引の評価方法について

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府都市整備部  (港湾局)	監査（検査） 実 施 年 月 日	平成 22 年 7 月 14 日から 平成 22 年 8 月 4 日まで
---------------------------------------	-----------------------	---------------------	-----------------------------------------

委員意見

土地の売買及び貸付取引における不動産鑑定士の選任にあたっては、競争性・透明性を確保するため、他の地方公共団体における適用事例も勘案した上で、随意契約でなく競争入札に付すこと、あるいは、随意契約による場合でもより競争性・透明性をもって選任する仕組みを構築することを検討されたい。

また、少額の取引についてまで不動産鑑定士の鑑定評価を実施することは、費用対効果の面から必ずしも必要ないと考えられるため、今後、少額の取引に関する取引価額の決定にあたっては、簡易鑑定の利用、あるいは、府職員が自ら対応する等、費用削減の観点から簡略化できる方法を検討されたい。

1 背景・現状及び受検機関の対応

(1) 不動産鑑定評価の実施時期について

不動産鑑定評価を実施するのは、5年に1度の周期で実施する不動産貸付の賃料更新時(大阪府公有財産規則第16条に基づくもの)と、全ての不動産の売買時及び貸付時である。  
当該不動産鑑定評価に際して、港湾局では、少数の不動産鑑定事務所と不動産鑑定契約を結んでいる。

(2) 不動産鑑定士の選任方法について

土地の売買及び貸付取引に関する不動産鑑定評価業務の委託において、従事する不動産鑑定士の選任については、大阪府随意契約ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）第2号（又は第1号）が適用されている。これは、中央用地対策連絡協議会（以下、「協議会」という。）が定める「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について」において不動産鑑定士評価に対する基本報酬額が定められているため、当該委託契約は競争入札に適さないものとして、随意契約によっているものである。

しかしながら、不動産鑑定報酬に関しては、協議会において基本報酬が定められているものの、自由化されており、一律の報酬基準は存在しない。そのため、不動産鑑定士の選任が競争入札に適さないとは言えないと考えられる。また、他の地方公共団体において、不動産鑑定士の選任に関して、競争入札方式を採用している事例も見受けられる。

(3) 少額の土地取引に関する不動産鑑定士の利用について

平成 21 年度において、少額の土地取引に対して不動産鑑定士の鑑定評価を利用している事例があった（下記土地 2 件の土地評価に対し、鑑定料は 319 千円）。

・ 府が買った土地の面積 103.78 m<sup>2</sup> 評価額 271 千円（1 平米あたりの評価単価 2,610 円）

・ 府が売った土地の面積 125.04 m<sup>2</sup> 評価額 322 千円（1 平米あたりの評価単価 2,620 円）

土地の売買時及び貸付時の不動産鑑定士による鑑定評価は法律や条例で強制されているわけではないが、合理的な金額であることを証明しなければならないという認識のもと、府職員では証明が困難であるとの理由で今回の事例のような少額取引についても不動産鑑定士を利用している。



なお、港湾局における少額の土地取引に関する不動産鑑定士の利用については、今回のみ（近年においてもない）である。

## 2 課題

- (1) 土地の売買及び貸付取引における不動産鑑定士の選任にあたっては、競争性・透明性を確保するため、他の地方公共団体における適用事例も勘案した上で、随意契約でなく競争入札に付すこと、あるいは、随意契約による場合でもより競争性・透明性をもって選任する仕組みを構築することを検討されたい。
- (2) 取引価額の合理性に関する説明責任があるとはいえ、費用対効果の面を勘案すると、少額の土地取引についてまで不動産鑑定士の鑑定評価を実施することは必ずしも必要ないと考えられる。今後、今回事例と同様の少額の取引に関する取引価額の決定にあたっては、簡易鑑定の利用、あるいは、府職員が鑑定に関する知識及び評価ノウハウを習得し、府職員が自ら対応する等、費用削減の観点から簡略化できる方法を検討されたい。

○ 手数料收受について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府住宅まちづくり部 （建築指導室）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月17日から 平成22年7月30日まで
-------------------------------	------------------------	-----------------	------------------------------

**委員意見**

大阪府住宅まちづくり部では、手数料收受を伴う申請者からの申請書確認業務において、担当者のチェックが不十分であったことにより、過大に手数料を收受する事実が発生していた。

「收受誤りが発生するリスク」を事前に認識し、そのようなリスクが発生しないような内部統制（チェック体制）の整備を徹底していれば防げるものであったと考えられるため、今後、見直しを図られたい。

また、同事例の中で過大收受分（証紙にて收受）を受け取っておき、同じ申請者の同一建築物の検査申請に充当する事実が発生しており、本来は、過大收受部分を一旦、返還すべきであった。

今後、このような処理を行うことのないよう、コンプライアンス意識の向上及び公金に対する意識啓発への取組の徹底が課題であり、速やかに対応されたい。

**1 背景・現状及び受検機関の対応**

**(1) 建築確認検査手数料收受に係る不適正事例と内部統制上の問題点**

建築基準法にて定められた建築物（一定規模以上・一定用途の建築物や都市計画区域内などの建築物）を建築しようとする場合、建築主は建築確認を受けて、確認済証の交付を受けなければならないが、大阪府住宅まちづくり部にて、これに係る確認申請書等の審査、確認を実施している。この際に、一定の手数料を收受している。

この手数料は、確認対象物件の「申請延べ面積」によって決定されることになるが、平成21年度に提出された申請書で、別添されている工事図面で確認すべき延べ面積を、誤って認識（面積を過大認識）したため、手数料の過大收受が発生していた。

なお、業務の性質上、申請時の図面確認による面積と、実際の建築工事時の対象面積との間に若干の誤差が発生することはあるものの、本件は、申請段階で図面を丁寧に確認しておけば、過大收受を防ぐことが可能であり、単純なチェック不足であるといえる。

**(2) 手数料過大收受分の処理の問題点**

手数料收受後に当該手数料が過大であることが判明したが、過大收受部分を返還することなく、過大收受部分相当額を同申請者の同一建築物の検査手数料に充当する処理を行っていた。

本来、このような過大收受部分については、大阪府が受け取る権利はなく、一旦申請者に返還した上で、次回申請時には本来收受すべき額を收受すべきであった。

**【過大収受の詳細内容】**

日時	内容	大阪府の対応
平成 21 年 4 月 2 日	本来収受すべき手数料は 19,000 円であるのに、工事図面チェック誤りにより 25,000 円分を収受（証紙による収受）。	申請者側に、返還手続について説明を行ったところ、申請者より過大分は次回申請に充当して欲しい旨の強い依頼があったこと、及び、平成 21 年 7 月に同申請者と取引があることがわかっていたことを考慮し、過大収受部分を返還する対応はしなかった。
平成 21 年 7 月 7 日	本来収受すべき手数料は 22,000 円分であったが、前回の手数料過大収受を考慮し、16,000 円しか収受しなかった（証紙による収受）。	

平成 21 年度の監査委員意見の中でも、「手数料等として徴収する現金の受け払い時に受領誤り等から生じた現金（過誤納金）を簿外で保管し、徴収金の不足が発生した際に補てんしていた事案」が存在していたが、本件については現金ではなく証紙収入ではあるものの公金であることに変わらず、不適切な処理により手数料収受を行っていた事実は変わるものではない。

**2 課題**

(1) 内部統制の課題

大阪府においては、業務上における「不正」や「単純な誤り」を防ぐための内部統制を構築する動きを展開しているところであるが、上述してきた事例では、「手数料に係る収受誤りが発生するリスク」を事前に認識し、そのようなリスクが実際に発生しないような内部統制（チェック体制）の整備を徹底しておけば防げるものであったと考えられるため、今後、見直しを図られたい。

(2) 過大収受分の処理の課題

公金の収受事務におけるコンプライアンス意識の向上及び公金に対する意識啓発への取組の徹底が課題であり、今後、このように処理されることのないよう、速やかに対応されたい。

(参考)

**大阪府財務規則**

**(歳入の調定)**

**第 22 条** 歳入徴収者は、歳入を調定しようとするときは、年度、会計、科目、所属、金額、納期限、納入義務者等を誤っていないか、その他法令又は契約に違反する事実がないかを調査の上調定伺書を作成し、これを決定しなければならない。

**会計事務の手引**

第 3 章 収入

第 2 節 収入の手続

2 収納の方法

(1) 証紙による収入

3 証紙の貼付額が納入すべき額を超過していた場合

証紙の貼付額が納入すべき額を超過していた場合、そのこと自体は歳入の誤納・過納とはいえません。

しかし、仮に証紙で納付された手数料が過納であれば、地方公共団体には返還義務があるため、過納分の返還請求があった場合は、歳出予算（償還金、利子及び割引料）から支出することによって、還付することになります。

○ 駐車場使用料の滞納対策について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府住宅まちづくり部 （住宅経営室）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月17日から 平成22年7月30日まで
-------------------------------	------------------------	-----------------	------------------------------

**委員意見**

府営住宅駐車場使用料の滞納時の取扱いについては、滞納発生から強制解約を行うまでの期間が概ね5カ月から8カ月であり、預かっている保証金が3カ月分であることから、強制解約後に約2カ月分から5カ月分の滞納債権が残ることとなる。

また、強制解約後の督促は1度しか実施されておらず、回収余地のある債権については回収努力が不足している。さらに、未回収債権については、不納欠損処理基準を有していないため、何ら処理が行われていない。なお、平成22年6月30日現在における滞納債権は、170百万円となっており、そのうち解約者に係る債権は68百万円となっている。

駐車場使用料を完納している使用者との公平性の観点から、使用料の滞納発生額抑制と回収率向上の両面からより効率的な対策を検討するとともに、回収不能と判断される債権については新公会計制度の導入にあわせて、不納欠損処理を行う等の処理を検討されたい。

**1 背景・現状及び受検機関の対応**

**(1) 滞納金額の発生について**

府営住宅駐車場使用料については、大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）に収納事務を委託している。

公社では、四半期毎に4カ月以上の滞納者に催告通知を発送し、なお支払わない駐車場使用者については、強制解約を実施している。

滞納発生から強制解約までの期間は強制解約手続きを四半期毎にしか実施しないことから幅があり、概ね5カ月～8カ月である。強制解約時には滞納金に3カ月分の保証金を充当するため、強制解約後の滞納金は最大約5カ月分となる。

なお、平成22年6月30日現在における滞納債権は、170百万円（7,656件）となっており、そのうち解約者に係る債権は68百万円（1,835件）となっている。

保証金は大阪府営住宅条例により3カ月分と定められているため、発生額抑制のためには強制解約までの期間短縮等が課題となる。しかし、同時に強制解約者の無断駐車問題も発生するため、その防止策も考慮する必要がある。

**(2) 強制解約実施後の督促について**

強制解約後は、残債権に対して一度督促を行うのみであり、支払いをせずに引き続き府営住宅に入居している駐車場使用料の滞納者もいる。

**(3) 未回収債権について**

強制解約後は債権が少額かつ多数件となっているため、費用対効果の面もあり債務者毎の追跡調査を実施しておらず、不納欠損処理基準も有していない。

## 2 課題

- (1) 強制解約後の督促が一度しかなく、追跡調査を実施していない点は、債権回収努力としては不十分であると思える。これは、使用料を完納している使用者と比し、公平性に欠ける。ただし、同時に少額債権の回収にどの程度のコストをかけるかという点は十分に考慮する必要がある。
- (2) 債権の計上と追跡調査は本来一体不可分であるべきである。実質的に回収不能である債権を不納欠損処理せずに計上し続ける限り、今後も追跡調査を行い続けなければならないという認識を持つべきである。
- (3) 以上の諸要因を考慮の上、滞納金額の発生抑制及び回収率の向上を3Eの観点及び公平性の観点から検討されたい。また、不納欠損処理についても新公会計制度の導入にあわせて、実施されたい。

○ 府営住宅に係る家賃決定方針について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府住宅まちづくり部 （住宅経営室）	監査（検査） 実施年月日	平成 22 年 6 月 17 日から 平成 22 年 7 月 30 日まで
-------------------------------	------------------------	-----------------	------------------------------------------

**委員意見**

大阪府では、府営住宅に係る「耐震改修工事」について、府営住宅入居者の安全を確保するため、耐震基準が改正されたことにより、既存不適格となった建物の機能を回復するものとして、その工事費用は、家賃に反映していない。

しかし、「耐震改修工事」により「耐震機能が向上」し、府営住宅入居者の利便性が一定向上しているため、当該工事費用の一部について家賃への反映を検討されたい。

今後、入居者を含めた府民に対し、大阪府の家賃決定方針を分かりやすく公表し、その説明義務を果たされたい。

**1 背景・現状及び受検機関の対応**

**(1) 府営住宅の耐震化工事について**

大阪府住宅まちづくり部では、「府民の居住におけるセーフティネット」としての役割を果たすため、府営住宅の建設事業等を実施してきた。大阪府においては現在、約 380 団地、13 万 8 千戸のストックを有するに至っている。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正が契機となり、現行の耐震基準を満たさない府営住宅の建替事業や耐震改修事業（以下、建替事業及び耐震改修工事をあわせて「耐震化工事」という。）を順次進めているところである（目標は、平成 27 年までに全体ストックの 9 割以上を耐震化）。

※ 以上の事業は「大阪府営住宅ストック総合活用計画」の中に織り込まれており、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間の目標値を立てた上で、実施されている。

**(2) 府営住宅に係る家賃決定方針**

府営住宅における入居者の家賃については、収入区分に応じて設定された家賃算定基礎額に、応益係数である「市町村立地係数」、「規模係数」、「経過年数係数」及び「利便性係数」を乗じて算定される。このうち、「市町村立地係数」、「規模係数」及び「経過年数係数」については、国が政令等により定めるものであり、府が裁量により決定することができる項目は「利便性係数」のみとなっている。

「利便性係数」は、公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して事業主体が定める数値であり、大阪府では、「便所が水洗化されていない住戸」や「浴室が設置されていない住戸」等の個別の建物設備の状況に応じて「利便性係数」を算定している。

すなわち、「利便性が向上する場合」には「家賃に反映」することを前提として考えられてきた。

### (3) 工事内容と家賃決定方針の関係について

#### ア 前提

上述した家賃決定方針を踏まえ、「改良的な工事（工事により建物機能の追加・向上をもたらすもの）」については、その実施により住民の利便性が向上すると考え、家賃に反映されることになる。具体例としては「中層エレベーター設置工事」や「高齢者向け改善工事」が該当する。

これに対し、「維持的な工事（現在の機能維持を図るもの）」については、あくまでも機能維持であり利便性が向上するわけではないと考え、家賃には反映させていない。例えば、通常の「計画修繕」はこれに該当する。

#### イ 耐震改修工事の取扱い

上記の考え方からすると、耐震改修工事は耐震機能の追加として、「改良的な工事」に該当するとも考えられるが、大阪府住宅まちづくり部では家賃に反映させていない。

なぜならば、公営住宅入居者の安全・安心を確保することは、行政本来の責務であるという政策的な考え方が背景に存在し、また、耐震基準が改正されたことにより、既存不適格となった建物の機能を回復するものであるから、耐震改修工事はあくまで維持的な工事であると考えられているためである。

#### ウ 家賃決定方針の説明について

耐震改修の工事費用について、公営住宅の入居者に負担させないということは、一般の公金が投入された結果、入居者以外も負担していることになる。すなわち、家賃をどのように決定しているかは、公営住宅入居者だけでなく、一般の府民に対し分かりやすく説明することが必要であると考えられる。

## 2 課題

府営住宅に係る工事内容と家賃決定方針の関係については、「建物機能の追加等により住民の利便性向上をもたらす改良的な工事」であるか、「あくまでも機能維持で住民の利便性向上をもたらさない維持的な工事」であるかを区分し、前者について家賃に反映、後者について家賃に反映しないことを原則としている。「耐震改修工事」については、「耐震機能が向上」するものの、一定の府営住宅入居者の安全を確保することは行政の責務であるとして家賃に反映していない。

工事費用について、公営住宅の入居者に負担させないということは、一般の公金が投入された結果、入居者以外も負担していることになるため、この費用の一部について家賃への反映や、府民に対する大阪府の家賃決定方針の分かりやすい開示等を検討されたい。

○ 府立高等学校における ICT 環境の整備と活用について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府教育委員会事務局 （教育総務企画課、高校教育課、 学校総務サービス課）	監査（検査） 実施年月日	平成 22 年 5 月 25 日から 平成 22 年 8 月 27 日まで
-------------------------------	----------------------------------------------	-----------------	------------------------------------------

委員意見

府立高校では、複数のネットワークが個別に並存している中で、新たにパソコンを整備した結果、教員数を大幅に上回る教員業務用パソコンが配備され、不経済なものとなっている。また、業務内容によってパソコンを使い分ける必要があり、教員の業務の効率性が阻害されている。

システム統合にはライセンス契約の制約やリース期間のずれなど課題もあるところであるが、経済性、効率性の観点から府立高校のあるべき ICT 環境について検討されたい。

また、業務面、教育面ともに機器の有効活用を図る必要があることから、技術知識や活用方法の具体例などの面で、教育委員会事務局が主体的にノウハウの集約・蓄積・提供等を行われたい。

事案の内容等

1 背景・現状

(1) 府立高校における教員業務用パソコンについて

ア 教員業務用パソコンの配備状況

- ・ 府立高校において、教員が教材作成、成績管理、情報共有など諸業務に使用するパーソナル・コンピュータ（以下「教員業務用パソコン」という。）は、教員数 8,410 人に対して 14,281 台（1人当たり 1.7 台）と、教員数を大幅に上回る台数が存在している。
- ・ このような状況が生じている原因は、平成 21 年度に実施された「府立高等学校 ICT 環境整備事業」（以下「ICT 整備事業」という。）によって、新たに 8,502 台の教員業務用パソコンが整備されたことによるものである。
- ・ 一般的には、教員 1 人に 1 台あれば十分と考えられることから、教職員数を上回る 5,871 台、購入金額 561,655 千円相当（1 台当たり購入費用 95,666 円×5,871 台）のパソコンを整備したことは、不経済であると言わざるを得ない。

【表 1 教員業務用パソコンの整備状況（ICT 整備事業前後の比較）】

	事業前 (H21.3.1 現在)	事業による購 入	事業後	教員数 (H21.5.1 現在)
台数	5,779 台	8,502 台	14,281 台	8,410 人
教員 1 人当たり台数	0.7 台/人	—	1.7 台/人	—

〔府立高等学校 ICT 環境整備事業とは〕

- ・ 文部科学省の学校 ICT 環境整備事業（平成 21 年度補正予算に計上。緊急経済対策に伴うもの）により、学校にパソコン、校内 LAN、LAN 仕様の教室、プロジェクタ、スクリーン等を整備。

※ ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）

- ・ 府立高校では、教育用のパソコンを含めて 17,743 台のパソコンを、購入（購入総費用 1,697,396 千円。1 台当たり 95,666 円）により整備。表 1 の 8,502 台は、そのうち教員業務用パソコンとして整備した台数。5 年間の保守契約が付いている。



イ 個別に並存する諸システム

- ・ ICT整備事業によって 8,502 台もの教員業務用パソコンを整備したのには、次の経緯がある。
  - (ア) ICT整備事業前には、教員業務用パソコンは、「SSC（総務事務サービスセンター）ネットワーク」、「出欠管理システム」ごとにそれぞれパソコンが配備されていた。また、教員が教材作成や文書作成を行うために別途パソコンが配備されていた。
  - (イ) ICT整備事業では、新たに「校内LAN」（個々の高校の校内に限定したネットワーク）を整備し、校内LANにつながるパソコンを概ね教員1人1台体制で整備した。

【表2 府立高校における教員業務用パソコンの利用形態】

利用形態	ネットワーク名	用途	外部接続	機器の導入経緯
ネットワークに接続	SSCネットワーク	サービス関係の入力・承認等	○	既存（リース）
	出欠管理システム	生徒の授業への出欠等を記録	×	既存（リース）
	校内LAN	教材作成、成績管理、情報共有など	×	ICT整備事業で整備（購入）
単体利用	—	教材作成、文書作成など	×	既存（リース・購入）

- ・ たとえば、知事部局の事務職員には1人1台のパソコンが配備され、そのパソコンでSSCネットワーク利用、文書作成、表計算、インターネット、電子メール等が利用可能である。それと比べ、府立高校の教員業務用パソコンは次の点で問題点が存在する。
  - (ア) 諸システムがバラバラに整備されているため、サービス関係の入力の際はSSCのパソコン、出欠管理を行う際には出欠管理用パソコン、教員間の情報共有のためには「校内LAN」接続のパソコンというように、業務に応じてパソコンを使い分ける必要がある。煩雑であり、高い業務効率が達成できる状況とは考えられない。
  - (イ) 「校内LAN」は個人情報の流出防止等のため外部に接続していない。インターネット閲覧や外部とのメール機能がないパソコンとなっており、業務利用に十分な機能を持った機器とは言いがたい。
- ・ (ア) の問題点は、ICT整備事業を行う前の段階から内在していた課題であり、本来は、早い時期に、府立高校のあるべきICT環境を検討したうえでネットワークやパソコンを整理・統合するなど整合性のある環境を整備しておくべきであったと考えられる。
- ・ ICT整備事業は、平成21年度中に実施する必要があったため、このような検討・整理・統合等の作業を事業決定後に急に実施することは困難であったことは理解できるが、今後もこのような状況を放置しておくことは好ましくない。システム統合にはライセンス契約の制約やリース期間のずれなど課題もあるところであるが、可能な限り早期に、府立高校のICT環境のあり方について抜本的検討を行うことが必要である。
- ・ なお、上記の諸システムは教育委員会事務局内でそれぞれ所管グループが異なる。この検討に当たっては、主体的に検討を進める担当部署の明確化が必要と考えられる。

#### ウ ICT整備事業パソコンのリプレースに向けて

- ・ ICT整備事業で整備したパソコンは、5年間の保守契約付きの買取りで整備した。

このパソコンは教員業務用パソコン 14,281 台のうち 8,502 台と大きな部分を占めており、保守期間満了後の保守のあり方や機器更新は重要な課題である。

- ・ ICT整備事業で整備したパソコンを同じ台数で一時にリプレースするとすれば、教育用パソコンを含めて 17 億円相当の金額がかかることとなる。このことも視野に入れて、上記の検討を行うべきである。

### (2) 機器の利活用の推進

#### ア 校内LANの活用について

- ・ 校内LANは整備が行なわれて間もないこと、また、利用のためのソフトウェア（グループウェアなど）の利用ノウハウが校によってバラツキがあることから、各学校での活用状況に差が生じている。多額の費用を投じて整備した機器であるので、有効に活用する必要がある。
- ・ グループウェアの管理者向けの技術知識、活用方法の具体例などの面で、教育委員会事務局の支援が必要と考えられる。

#### イ 教育面での活用について

- ・ ICT整備事業によって教育用パソコンの整備も進んでおり、各校には「LAN教室」、「LAN仕様の教室」、「普通教室の情報コンセント」等、多様なICT利用環境が整備されている。これらは、その特性に応じて授業等に有効に活用していく必要がある。
- ・ 今後、各教科に応じた指導法、教材の作成方法、ソフトウェアの操作方法などのノウハウの集約・蓄積・提供等により活用の促進を図ることが必要である。

#### ウ 教育委員会事務局の取組状況

- ・ 教育委員会事務局では、上記ア、イに関して次の取組を進めているところであるが、今後より一層、教育委員会事務局が主体となって、活用ノウハウの集約・蓄積・提供等により各校の支援を行っていくべきである。

(ア) 情報教育の推進の実践事例等について夏期研修や年度末に発表会を行う。

(イ) 平成 22 年度には「緊急雇用基金」を活用した「学校ICT教育充実支援事業」を実施。各校を巡回して、ネットワークをより有効に活用するための校内研修を実施するほか、ネットワークの設定等に関するマニュアルの作成、配布などの支援を行う。

## 2 課題

- (1) 府立高校では、複数のネットワークが個別に並存している中で、新たにパソコンを整備した結果、教員数を大幅に上回る教員業務用パソコンが配備され、不経済なものになっている。また、業務内容によってパソコンを使い分ける必要があり、教員の業務の効率性が阻害されている。

システム統合にはライセンス契約の制約やリース期間のずれなど課題もあるところであるが、経済性、効率性の観点から府立高校のあるべきICT環境について検討すべきである。

- (2) 業務面（校内LANなど）、教育面（LAN教室、情報コンセントなど）ともに、機器の有効活用を図る必要がある。そのためには、技術知識や活用方法の具体例などの面で、教育委員会事務局が主体的にノウハウの集約・蓄積・提供等を行う必要がある。

○ 免許関係事務及び講習に係る受託契約について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府警察本部  (交通部運転免許課、交通総務課)	監査（検査） 実施年月日	平成 22 年 5 月 28 日から 平成 22 年 8 月 20 日まで
-------------------------------	---------------------------------	-----------------	------------------------------------------

**委員意見**

運転免許等に係る事務及び講習の委託のうち、7 業務（委託金額年間約 12 億円）については（財）大阪府交通安全協会に随意契約で委託している。

免許関係事務及び講習の委託については、平成 17 年に国（警察庁）から「一般競争入札を行うことが望ましい」との方針が示されており、既に一部の道県では一般競争入札を実施している。府としても、競争性を確保するとともに契約の透明性を高めるため、早急に検討を進め、可能なものから順次、一般競争入札を行うこととされたい。

**1 背景・現状及び受検機関の対応**

(1) 免許関係事務・講習の委託状況

ア 免許関係事務・講習の委託状況

- ・ 道路交通法（以下「法」という。）及び同法施行規則（以下「施行規則」という。）では、次の条文に定める免許関係事務・講習の全部又は一部を委託できることとしている。

事務の委託根拠・・・法第 108 条第 1 項、施行規則第 31 条の 4 の 2

講習の委託根拠・・・法第 108 条の 2 第 3 項、施行規則第 38 条の 3

- ・ 大阪府警では、これらの業務のうち、表 1 の事務及び講習について、財団法人大阪府交通安全協会（以下「安全協会」という。）に随意契約で委託している。その委託料は年間約 12 億円（平成 21 年度）となっている。

【表 1 安全協会に随意契約で委託している免許関係事務及び講習】

免許関係事務・講習		委託料（平成 21 年度）	委託の根拠法令
事務	運転免許の更新連絡業務	28,870,104 円	道路交通法第 108 条第 1 項
	取消処分者講習適性検査業務	909,300 円	
講習	更新時講習	778,273,995 円	道路交通法第 108 条の 2 第 3 項
	違反者講習（社会参加型）	63,502,706 円	
	停止処分者講習	217,946,400 円	
	原動機付自転車講習	81,159,519 円	
	安全運転管理者講習	33,238,620 円	
計		1,203,900,644 円	

イ 随意契約の理由

(ア) 免許関係の事務

- ・ 法第 108 条第 1 項、施行規則第 31 条の 4 の 2 においては、「免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人」に免許関係事務を委託できる旨規定している。
- ・ 表 1 に掲げる免許関係事務について、「免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する」と府公安委員会が認定しているのは安全協会のみであり、これにより同契約は安全協会しか実施できないこととなっている。その随意契約理由は「法令により特定のものでなければ実施することができない」と記載されている。

- ・ しかしながら、表1の業務の中には、府内の自動車教習所など、安全協会以外でも実施できるものが含まれていると考えられる。「免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する」法人の認定に当たっては、該当する法人が安全協会以外にないか十分に検討したうえで行うべきであったと考えられるが、公募等の手続は行っていない。

(イ) 免許関係の講習

- ・ 表1に掲げる免許関係の講習についても、上記(ア)と同様の理由で随意契約をしている。
- ・ これらの業務についても、府内の自動車教習所など、安全協会以外でも実施できるものが含まれていると考えられるため、公募等により、該当する法人が安全協会以外にないか十分に検討したうえで認定を行うべきであったと考えられる。

(2) 国の方針

- ・ 運転免許等の事務・講習の委託については、国（警察庁）から次の通知が出されており、すでに平成17年には一般競争入札の方向性が示されている。

「免許関係事務の民間委託の見直しについて」（平成17年1月27日付け）

- ・ 免許関係事務の委託契約の方法については、一般競争入札を行うことが望ましい。
- ・ 講習実施の委託についても、上記に準じた見直しを実施すること。

「事業仕分けの評価結果等を踏まえた更新時講習業務の委託等に関する対応について」（平成22年6月23日付け）

- ・ 更新時講習業務の委託について、原則として、平成23年度中に一般競争入札等の競争性の確保された契約方法を導入することとされたい。また、他の交通警察関係業務全般についても、同様に民間委託等の一層の見直しを行うこととされたい。

(3) 他道県の状況

- ・ 一部の道県警察では、表2のとおり一般競争入札を既に実施、あるいはその入札手続を進めている状況である。

【表2 免許関係事務及び講習にかかる一般競争入札の実施状況（例示）】

免許関係事務・講習	一般競争入札を実施等している都道府県
運転免許の更新連絡業務	北海道、愛知県、三重県、奈良県
更新時講習	北海道、三重県、奈良県、鳥取県、宮崎県
違反者講習（社会参加型）	三重県、奈良県、鳥取県、宮崎県
停止処分者講習	三重県、奈良県、鳥取県、宮崎県
原動機付自転車講習	北海道、愛知県、三重県、奈良県、宮崎県
安全運転管理者講習	北海道、鳥取県、宮崎県

(4) 受検機関の対応と今後のあるべき方向性

- ・ 受検機関の対応状況について確認したところ、次の状況であった。
  - ア 委託業務の見直し、一般競争入札化等を検討し、平成22年度には「運転免許の更新連絡業務」の更新連絡書（はがき）の印刷と発送等の業務を分離し、はがきの印刷を一般競争入札化した。
  - イ 平成22年6月23日の通知を受けて、更新時講習をはじめとして、その他の委託業務についても一般競争入札の実施に向けて検討をしているところであり、現在、委託できるものと委託できないものとの仕分けを行っている。
- ・ 以上のとおり、大阪府警では、免許関係の事務及び講習の委託のうち、多くの業務で一般競争入札を実施するに至っていない状況にある。
- ・ 免許関係の事務及び講習については、その業務内容等により、一般競争入札が可能なもの

のと困難なものがあり、各業務ごとにその見極めを行わなければならない。しかしながら、そのことを考慮しても、国から一般競争入札に係る方針が示された平成 17 年から 5 年間の取組状況はスピード感に欠けていると言わざるを得ない。早急にこの検討を実施し、可能な限り一般競争入札を実施すべきである。

- ・ なお、一般競争入札を実施する前提として「免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人」等の認定要件を定め、公募する手続が必要と判断されるので、その検討・準備も早急に行う必要がある。

## 2 課題

- ・ 免許関係事務及び講習の委託のうち、7 業務（委託金額年間約 12 億円）については（財）大阪府交通安全協会に随意契約で委託している。
- ・ 免許関係事務及び講習の委託については、平成 17 年に国（警察庁）から「一般競争入札を行うことが望ましい」との方針が示されており、既に一部の道県では一般競争入札を実施している。府としても、競争性を確保するとともに契約の透明性を高めるため、早急に検討を進め、可能なものから順次、一般競争入札を行う必要がある。

(参 考)

### [事務の委託の根拠]

道路交通法第 108 条 公安委員会は、政令で定めるところにより、この章に規定する免許に関する事務（免許の拒否及び保留、免許の条件の付与及び変更、運転免許試験及び適性検査の結果の判定並びに免許の取消し及び効力の停止に係る事務その他の政令で定める事務を除く。次項において「免許関係事務」という。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

道路交通法施行規則第 31 条の 4 の 2 法第 108 条第 1 項の内閣府令で定める法人は、免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とする。

### [講習の委託の根拠]

道路交通法第 108 条の 2 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

（第 1 号～第 13 号 略）

2 （略）

3 公安委員会は、内閣府令で定める者に第 1 項第 1 号、第 3 号から第 9 号まで若しくは第 11 号から第 13 号までに掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

道路交通法施行規則第 38 条の 3 法第 108 条の 2 第 3 項の内閣府令で定める者は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。

○ 運転免許試験場における行政財産使用許可について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府警察本部  （交通部運転免許課、 総務部施設課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年5月28日から 平成22年8月20日まで
-------------------------------	--------------------------------------	-----------------	------------------------------

委員意見

運転免許試験場の食堂及び自動販売機の一部は、現在、公募を行うことなく使用許可されているが、既に公募された自動販売機と使用料に不均衡が生じている。これらは猶予期間において平成25年4月から公募することとしているが、より早期に公募を実施するよう検討されたい。また、現在のところ公募の予定がない売店、写真室についても公募による許可申請者選定を検討されたい。

さらに、来所者利用施設全般のあり方について、利用者利便性の向上、府有財産の有効活用による収入確保の観点に留意しつつ検討を行うこととされたい。

証紙販売や技能試験使用車両については、府が直接執行する場合とのコスト検証を行う等、最も経済的、効率的な業務実施方法について検討されたい。

1 背景・現状及び受検機関の対応

(1) 運転免許試験場における行政財産使用許可のあり方について

- 財団法人大阪府交通安全協会（以下「安全協会」という。）は、運転免許試験場において、利用者のための諸施設（食堂、自動販売機、売店、写真室、証紙販売など）の経営を行っている。これは、行政財産である運転免許試験場の土地・建物の使用許可（地方自治法第238条の4第7項）を受けて実施しているものである。
- 行政財産使用許可期間はいずれも平成21年4月1日から平成25年3月31日（4年間）であり、この許可に際して使用許可申請者の公募は行っていない。また、食堂と証紙売場は10分の5の使用料減免を行っている。

【表1 安全協会への行政財産使用許可（来所者利用施設・平成21年度）】

試験場	使用目的	面積(㎡)	使用料(円)	減免率	許可期間
門真	食堂	184.02	2,179,170	5/10	平成21年4月1日 ～ 平成25年3月31日
	厨房、事務室、売店、写真室	269.24	6,376,650	—	
	自動販売機（15台）	11.64	258,400	—	
	証紙売場	73.28	867,820	5/10	
	公衆電話（2台）	—	7,770	—	
光明池	食堂	128.68	538,750	5/10	
	厨房、事務室、売店、写真室等	274.07	2,294,770	—	
	自動販売機（7台）	4.92	121,800	—	
	自動販売機（2台）	1.84	38,100	—	
	証紙売場	24.17	101,220	5/10	

(注1) 光明池の自動販売機2台は土地の使用許可。それ以外は建物の使用許可。

(注2) 厨房、事務室は食堂に隣接しているもの。

ア 食堂、厨房、事務室

- ・ 食堂、厨房及び事務室については、現在の許可（平成 21 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）を行う際には許可申請者の公募を実施していない。平成 25 年 4 月以降の使用許可から公募を実施する予定となっている。
- ・ 受検機関によれば、この方針は大阪府総務部財産活用課と協議のうえ決定したとのことである。しかしながら、使用許可者に対する猶予期間として一定の期間が必要なことは理解できるものの、平成 25 年 3 月までの 4 年間にもわたる長期の期間が必要であったか疑問である。

イ 自動販売機

- ・ 自動販売機については、門真運転免許試験場で 37 台（うち安全協会設置 15 台、安全協会以外の事業者設置 22 台）、光明池運転免許試験場で 11 台（うち安全協会設置 9 台、安全協会以外の事業者設置 2 台）が行政財産使用許可を受けて設置されている。
- ・ 現在の許可（平成 21 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）を行う際には、安全協会以外の事業者が設置したもの（以下「他事業者設置分」という。）については許可申請者の公募を行っており、行政財産使用料は 1 台当たり年間 38 万円程度となっている。一方、安全協会設置分は公募を行っておらず、行政財産使用料は 1 台当たり年間 1 万 7 千円程度にとどまっている。

【表 2 運転免許試験場内の自動販売機の状況】

（単位：台、

円）

	安全協会が設置			安全協会以外の事業者が設置		
	総数	使用料	1 台単価	総数	使用料	1 台単価
門真運転免許試験場	15	258,400	17,227	22	7,498,860	340,857
光明池運転免許試験場	9	159,900	17,767	2	1,713,600	856,800
計	24	418,300	17,429	24	9,212,460	383,853

- ・ 受検機関によれば、安全協会設置分は、食堂とあわせて平成 25 年 4 月から公募による許可申請者の選定を行うこととしているとのことである。そして、この方針は大阪府総務部財産活用課と協議のうえ決定したとのことである。
- ・ しかしながら、この方針には次の点で疑問がある。
  - (ア) 食堂と自動販売機をあわせて平成 25 年 4 月から公募することは、警察署内の食堂・自動販売機と同じ取扱いとなっている。しかし、警察署に比べて格段に多くの利用者が来所する運転免許試験場では食堂の経営は成り立ちやすいと考えられる。そもそも食堂と自動販売機の公募方針を一致させる必要があったのか疑問である。
  - (イ) 安全協会設置分の設置場所について確認したところ、食堂と一体的に運営されている自動販売機は門真で 15 台中 4 台、光明池では 9 台中 5 台に過ぎない。残り 15 台は食堂以外の場所に設置されており、その設置場所も他事業者設置分と比較して遜色のない場所である。安全協会以外の民間事業者は 1 台年間約 38 万円も負担しながら設置している一方、わずか約 1 万 7 千円の低廉な使用料で多数の自動販売機を設置させるのは公平性に欠けると考えられる。少なくともこの 15 台は現在の許可（平成 21 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）を行う際に公募すべきであったと考えられ、早急に公募が必要である。

ウ 売店、写真室

- ・ 売店、写真室は、厨房、事務室とあわせて行政財産使用許可を行っており、現在の許可（平成 21 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）を行う際には許可申請者の公募を実施していない。また、受検機関によれば、今後の公募予定は次のとおりとのことである。

る。

(ア) 現在のところ、公募によって許可申請者の選定を実施する予定はない。

(イ) 府全体の方針は、「公有財産規則第 22 条第 1 号及び第 6 号を適用して使用許可を行う場合は、原則として『公募』により使用許可の申請者を選定する」(平成 19 年 6 月 1 日付け総務部長通知)となっている。売店及び写真室については同条第 7 号を適用していることから公募の対象とされていない。

- ・ しかしながら、売店、写真室は運転免許試験場の利用者のための施設であり、食堂等と設置趣旨は同様であることから、適用条文が異なることだけをもって公募の対象外とすることは適当ではない。
- ・ 府有財産の一層の有効活用を図るため、公募による許可申請者の選定の実施に向けて検討を行う必要がある。

#### 大阪府公有財産規則

第 22 条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第 238 条の 4 第 7 項の規定により、その使用を許可することができる。

- 1 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。
- 2 ～ 5 (略)
- 6 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。
- 7 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。

#### エ 証紙売場

- ・ 安全協会は、大阪府証紙売場として門真運転免許試験場では 3 か所、光明池運転免許試験場では 2 か所について行政財産使用許可を受けている。現在の許可(平成 21 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)を行う際には、許可申請者の公募を行っていない。また、行政財産使用料は、10 分の 5 の減免を行っており、門真約 87 万円、光明池約 10 万円、合計約 97 万円となっている。
- ・ 安全協会は府から証紙売りさばき手数料として年間約 5,712 万円(平成 21 年度)の収入を得る一方、証紙売場の行政財産使用料は年間約 97 万円であり、その差額は約 5,615 万円にのぼっている。
- ・ 受検機関によれば「府警が直接販売する場合と現行の方法との費用比較は行ったことはない」とのことであるが、府財政が厳しい中、上記 5,615 万円と府警が直接販売する場合の人件費・その他諸経費とのコスト比較を行いどちらが優れているか検証すべきである。
- ・ また、類似施設であるパスポートセンターの収入印紙売場は行政財産使用料を減免していない。両者のバランスの面から、運転免許試験場の減免の必要性についてもあわせて検討する必要がある。

【表 3 証紙売場にかかる行政財産使用料と証紙売りさばき手数料】

	証紙売りさばき 手数料(a)	行政財産使用料 (b)	(a) - (b)
門真運転免許試験場	39,113,539 円	867,820 円	38,245,719 円
光明池運転免許試験場	18,002,787 円	101,220 円	17,901,567 円
計	57,116,326 円	969,040 円	56,147,286 円

(注) 行政財産使用料は減免後の額。

#### オ 施設の総合的なあり方検討

- ・ 食堂、自動販売機、売店、写真室、証紙売場など、運転免許試験場への来場者のた



めの施設については、現況を前提とした公募化を行うだけでなく、「どんな施設が来所者にとって利便性が高いのか」、「府の行政財産を活用していかにより多くの収入確保を図るか」に留意しながら根本から検討すべきである。たとえば、コンビニエンス・ストアやコーヒー・チェーン店等を含め様々な業態を比較・検討したり、民間から広く提案を募るなどにより、よりよい施設を目指すべきである。

- ・ また、上記の証紙売場についても、証紙売場単体では公募に適さないかもしれないが、たとえばコンビニエンス・ストアと証紙売場を一体運営することとすれば公募対象になり得る可能性もある。
- ・ これらの点を含め総合的に、検討を行うべきである。

## (2) 技能試験用車両のあり方について

- ・ 運転免許試験の技能試験で使用する車両については、次の状況となっている。
  - (ア) 大阪府がリースで導入している大型バス2台を除く四輪 27 台、二輪 26 台は安全協会の車両を使用している。
  - (イ) 安全協会の車両について、安全協会との間には貸借等の契約関係はない。車両に対して「技能試験においては、公安委員会が提供し、又は指定した自動車を使用するものとする」(道路交通法施行規則第 24 条第 7 項)に基づく指定を行っている。
  - (ウ) 技能試験の受験者は、安全協会の車両を利用するに当たって、府の条例に準じた車両使用料を安全協会に直接支払っている。なお、利用料金は府の条例に準じた金額となっており、受験者の負担は、府の車両であっても安全協会の車両であっても同じである。
- ・ 受検機関からは、この状況について次の説明があった。
  - (ア) 安全協会の車両を指定することは、府の予算措置に関わらず車両の更新等を行うことができる等のメリットがある。
  - (イ) 大型バス2台を府(公安委員会)が提供しているのは安全協会から購入予算がないことを理由に車両提供を断られたことによる。
  - (ウ) 安全協会が要している費用は把握しておらず、全ての車両を府(公安委員会)が提供する場合と現行の方法とのコスト比較はこれまでに行ったことはない。
- ・ 技能試験用車両については、府(公安委員会)が全ての車両を提供し受験者から使用料を徴収する場合と現行の方法について、収支検証を行う等、最も経済的、効率的な実施方法を検討するべきである。

【表 4 安全協会所有の技能検定車両】 (単位：台)

	門真運転免許試験場	光明池運転免許試験場	合計
大型自動車	3		3
中型自動車	3	3	6
けん引自動車	1		1
大型特殊自動車	1		1
普通自動車	10	6	16
(四輪計)	(18)	(9)	(27)
大型自動二輪	5	4	9
普通自動二輪	9	8	17
(二輪計)	(14)	(12)	(26)
合計	32	21	53

## 2 課題

- (1) 運転免許試験場の食堂及び自動販売機の一部は、現在、公募を行うことなく使用許可されているが、既に公募された自動販売機と使用料に不均衡が生じている。これらは猶予期

間において平成 25 年 4 月から公募することとしているが、より早期に公募を実施するよう検討する必要がある。また、現在のところ公募の予定がない売店、写真室についても公募による許可申請者選定を検討する必要がある。

- (2) これを含めて運転免許試験場の来所者利用施設全般のあり方について、利用者利便性の向上、府有財産の有効活用による収入確保の観点に留意しつつ検討を行うべきである。
- (3) 証紙販売や技能試験使用車両については、府が直接執行する場合とのコスト検証を行う等、最も経済的、効率的な業務実施方法について検討する必要がある。

○ 放置車両確認事務の委託契約について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府警察本部 （交通部駐車対策課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年5月28日から 平成22年8月20日まで
-------------------------------	-----------------------	-----------------	------------------------------

委員意見

放置車両確認事務委託の落札率は高止まりしており、価格面での競争が働いていない状況にある。このため、次回契約期間（平成25年1月～）に向けて、「価格点と技術評価点の得点配分」、「価格点の計算方法」の両面において再検討を行い、価格競争が入札結果に一層反映される仕組みに改めることとされたい。

また、技術評価点に係る評価項目については、本事業の業務遂行能力の評価に関係の薄い項目や価格競争を制限する項目が設けられており、また、評価結果にもその精度を検証すべき点が認められるので、「個々の評価項目」及び「評価方法」を改めて精査することとされたい。

1 背景・現状及び受検機関の対応

(1) 放置車両確認事務委託の現状

- ・ 放置車両確認事務は、制度を実施している34警察署を8ブロックに分けて、総合評価一般競争入札により委託している。
- ・ 平成21年7月実施の直近の入札結果は表1のとおりであり、落札率は95.3%から100.0%、特に6ブロックでは98%以上と、高止まりしている。

【表1 直近の入札結果の概要】（契約期間：平成22年1月4日～25年1月3日）

ブロック	落札者	落札金額 (円)	落札率	総合評価		より低額での入札者	より低額での入札者		入札者数
				価格点	技術評価点		価格点	技術評価点	
淀川	A	376,302,000	98.6	35.21	43.00	C	35.22	40.60	6(2)
		381,623,000					376,153,070		
都島	A	207,562,000	95.3	35.71	41.70	D	36.56	17.10	6(2)
		217,878,000					195,218,680		
曽根崎	B	671,204,000	100.0	35.00	45.60	C	35.52	40.70	2(0)
		671,204,000					648,159,329		
西	C	393,938,439	98.6	35.22	40.80	E	35.50	31.80	5(1)
		399,667,000					386,300,000		
南	C	688,493,095	98.6	35.22	42.20	E	36.00	31.80	4(1)
		698,505,000					651,938,000		
生野	C	407,053,700	98.6	35.22	40.80	-	-	-	4(1)
		412,973,000					-		
天王寺	C	369,727,522	99.2	35.12	42.00	D	35.60	17.10	5(2)
		372,584,000					357,680,000		
浪速	C	586,024,504	97.9	35.32	40.80	D	35.90	15.30	6(2)
		598,595,000					360,200,000		
							562,679,000		

(注1) Aは伸和サービス（株）、Bは（財）大阪府交通安全協会、Cは（株）東洋エージェント。

(注2) 「入札者数」欄の（ ）内は無効のもの（内数）。

- ・ 8ブロックのうち7ブロックでは、落札者より低い価格で入札した業者が存在しており、落札者は価格面では2位以下であったにもかかわらず技術評価点で高評価を受けたことにより総合評価で1位となっている。  
特に「曾根崎署他」ブロックでは予定価格と入札価格は同額（落札率 100%）であり、価格面の競争が全く働いていない。
- ・ 価格点については最低 35.00 点から最高 36.56 点とわずか 1.56 点の点差しか生じていないのに対し、技術評価点では最低 15.30 点から最高 45.60 点まで 30.30 点もの点差が生じており、技術評価点の結果が入札結果を大きく左右している。

## (2) 総合評価一般競争入札制度の概要

- ・ 放置車両確認事務に係る総合評価一般競争入札の評価方法は、価格点（50 点満点）と技術評価点（50 点満点）の合計点数の最も高い者を落札者としている。

### ア 価格点について

- ・ 価格点の計算式は次のとおりである。  

$$\text{価格点} = 35 \text{ 点} + (15 \text{ 点} - (15 \text{ 点} \times \text{入札価格} \div \text{予定価格}))$$
- ・ この計算式では、予定価格と同額で入札しても 35 点（基準点 35 点）が得られる。また、予定価格の 9 割で入札の場合は 36.50 点、同 8 割の場合は 38.00 点、0 円入札の場合は 50.00 点となる。つまり、価格点は 15 点の範囲内では動かさない仕組みになっている。
- ・ 本件委託は「価格点 50 点 + 技術評価点 50 点 = 100 点」の得点配分とされているものの、実質的には「価格点 15 点 + 技術評価点 50 点 = 65 点」となっている。
- ・ 府警の説明では「本業務は人件費が約 70% を占める業務であるため、50 点  $\times$  0.7 = 35 点を基準点として設定している。人件費は本業務に必須の部分であり、これが安価になり過ぎれば適正な業務執行体制が確保できなくなり、業務不履行の可能性さえある。」とのことである。しかしながら、この考え方は「人件費部分では価格競争を行わない」ことを示している。「大阪府委託役務関係業務に係る総合評価一般競争入札実施基準」で規定している「入札価格に対する得点配分が技術・提案等に対する得点配分を下回らないこととし、実質上の得点配分も原則として同様とする」に抵触していないか、関係部署と協議しながら改めてチェックする必要がある。
- ・ また、価格点がわずか 1.56 点の点差（最低 35.00 点、最高 36.56 点）しか生じないような計算方法が妥当かどうかについても改めてチェックすべきである。
- ・ 本業務は契約総額約 37 億円（3 年間）にのぼり、価格面での競争が働けば府の財政に与える効果も大きい。価格点と技術評価点の得点配分、価格点の計算式の両面において再検討を行い、価格競争が入札結果に一層反映される仕組みに改めるべきである。

### イ 技術評価点について

- ・ 技術評価点は、「公平性」「適正性」「確実性」の 3 つの観点から評価指標を設定し、各々の評価指標に基づき評価を行い、その合計を算出している。
- ・ 技術評価点の評価指標を個別にみると、たとえば「当該法人又はその事業の公共性の有無について（配点 2 点以内）」や「社会貢献・地域貢献活動の実績（配点 1.5 点以内）」等の項目がある。府警は「本業務は不利益処分的前提となる業務であり、適正に執行できる業者を選定する必要がある」と説明しているが、その要素を斟酌したとしても、これらの項目は本事業の業務遂行能力の判断の評価項目とすることには疑問がある。そのような項目に価格点では挽回困難な大きな点数が配分されている。
- ・ また、「従事者に対する給与体系及び給与条件（配点 2 点）」の項目もあり、「最も

低廉な統括責任者に対する月額給与支給額が 25 万円以上の場合、加点する (0.5 点以内)、「統括責任者及び駐車監視員に対する定期昇給制度があれば加点する (0.5 点以内)」等とされている。これは、高い給与水準の業者が高い入札価格を提示しても、価格点での不利を、結果として技術評価点でカバーできる仕組みになっている。

【表2 技術評価の評価項目と配点】

評価項目			配点	
大分類	中分類	小分類		
公平性	公平中立性	利害関係公共性(4)	4	4
適正性	責任性	遂行体制(5)、業務計画(2)、指導教育体制(5)	18	33
		業務監査(4)、賞罰制度(2)		
	信頼性	組織理念(2)、社会貢献(2)	4	
確実性	リスク耐性	情報管理(5)、トラブル対応苦情処理(6)	11	13
		駐車管理(△6)・・・減点項目	△6	
	安定性	財務基盤(2)、雇用基盤(2)、組織基盤(5)	9	
	確実性	業務基盤(4)	4	

さらに、技術評価点については、次の状況が認められる。

- ・ 各評価項目の積上げで算定されることから比較的得点差が生じやすい (最低 15.30 点、最高 45.60 点、得点差 30.30 点)。
- ・ 同一の業者であっても各ブロックでの技術評価点に差異が生じている (たとえば、A業者は「淀川署他」ブロックで 43.00 点、「都島署他」ブロックで 41.70 点)。
- ・ 府の入札で技術評価点が低い業者が、他府県では本事業を受託している事例がある。これらの業者は、本事業の業務遂行能力を有すると推測される。
- ・ 技術評価点については、個別の事業者名をマスキングして審査するなど厳正に評価しているところではあるが、結果として上記の課題が生じているので、個々の評価項目及び評価方法を改めて精査するとともに、価格点との得点配分を見直すべきである。

## 2 課題

放置車両確認事務は住民に対する不利益処分の前提となる業務であり、高い業務執行体制が必要である。よって、価格面だけでなく技術面も評価する総合評価一般競争入札制度を採用していることは妥当なものと考えられる。

また、府警においては「落札者決定基準を定めようとするとき」や「落札者を決定しようとするとき」には、外部の有識者で構成される総合評価委員会の意見を聴取していること等、公正さを担保することもこれまで行われてきている。

しかし、より一層競争性を確保するため、以下の点の検討を行う必要がある。

- (1) 放置車両確認事務委託の落札率は高止まりしており、価格面での競争が働いていない状況にある。このため、次回契約期間 (平成 25 年 1 月～) に向けて、「価格点と技術評価点の得点配分」、「価格点の計算方法」の両面において再検討を行い、価格競争が入札結果に一層反映される仕組みに改めるべきである。
- (2) 技術評価点に係る評価項目については、本事業の業務遂行能力の評価に関係の薄い項目や価格競争を制限する項目が存在している。また、評価結果にもその精度を検証すべき点がある。よって、個々の「評価項目」及び「評価方法」を改めて精査すべきである。

(参考)「放置車両確認事務」とは

- ・「放置車両確認事務」は、道路上に放置された放置車両の確認、放置車両確認標章の取付け、その他これに付随する事務を行うものである。平成 18 年 6 月の道路交通法の改正により、放置違反金制度が創設され、放置車両確認事務等の関連規定が整備された。
- ・大阪府警では、平成 18 年 6 月の制度導入時、大阪市内の 27 警察署において放置車両確認事務が民間委託された。平成 22 年 1 月からは大阪市外の 4 市 7 警察署が加えられており、現在、合計 34 警察署（大阪市内 27 警察署、大阪市外 7 警察署）の管内を次の 8 ブロックに分けて放置車両確認事務の委託がされている。

(契約単位のブロックと所属警察署)

ブロック	所 属 警 察 署
淀川ブロック	淀川、東淀川、西淀川、吹田、豊中、豊中南
都島ブロック	都島、旭、鶴見、城東
曾根崎ブロック	曾根崎、天満、大淀
西ブロック	西、港、福島、此花
南ブロック	東、南
生野ブロック	東成、生野、東住吉、平野、布施
天王寺ブロック	天王寺、阿倍野、住吉
浪速ブロック	浪速、西成、大正、住之江、堺、北堺、西堺

○ 電子申請サービスのあり方について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府警察本部 （警務部警務課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年5月28日から 平成22年8月20日まで
-------------------------------	---------------------	-----------------	------------------------------

委員意見

府警が運用している電子申請・届出サービス（6手続）は利用件数当たりの運用コストが高い状況にある。特に「安全運転管理者等の届出」は別途の機器賃借（年間費用約1,646万円）を行って実施しているにもかかわらず利用がほとんどない状況である。よって、電子申請・届出サービスのあり方について、コスト削減やサービス廃止も含めた検討を行うこととされたい。

なお、今後、新規に電子申請手続の導入を検討する場合には、追加で発生する費用や労力負担を見極めるとともに、他府県の状況も参考にしながら可能な限り正確な利用見込みを算定するなど、経済性・効率性・有効性の観点に留意しつつ慎重に検討を行うこととされたい。

1 背景・現状及び受検機関の対応

(1) 電子申請・届出サービスとは

- 電子申請・届出サービス（以下「電子申請サービス」という。）とは、警察署等の窓口へ書類を持参又は郵送することにより行っている申請・届出等の手続を、自宅等のパソコンから情報入力しインターネット経由で送信する方法により手続可能にするものである。自宅等にいながらいつでも申請・届出できるものであり、申請・届出者の利便性向上を目的としている。
- 府警では、平成19年3月に、警察官（巡査）採用選考申込手続で運用を開始し、現在はこれを含め6手続で電子申請サービスを実施している。

【表1 府警の電子申請・届出サービス実施状況】

番号	手続名称	開始年度 (平成)	利用状況(件)			
			年度(平成)	19年度	20年度	21年度
1	警察官(巡査)採用選考申込	18年度	電子申請件数	348	128	949
			総申請件数	8,626	2,864	8,360
2	安全運転管理者等に関する届出	20年度	電子申請件数	—	7	2
			総申請件数	—	3,646	3,522
3	職員(行政B)ガイダンス申込	20年度	電子申請件数	—	12	19
			総申請件数	—	34	70
4	職員(技術系)採用選考申込	20年度	電子申請件数	—	70	141
			総申請件数	—	191	332
5	警察官業務説明会申込	21年度	電子申請件数	—	—	187
			総申請件数	—	—	602
6	警察採用セミナー申込	21年度	電子申請件数	—	—	112
			総申請件数	—	—	480
合計			電子申請件数	348	217	1,410
			総申請件数	8,626	6,735	13,366

(注) 「電子申請件数」は、「総申請件数」の内数。

## (2) 電子申請サービスの利用状況

- ・ 電子申請サービスによる申請・届出件数は表1のとおりである。
- ・ 平成21年度の状況をみると、警察官や職員の採用選考申込（表1のNo.1、4）はそれぞれ949件（総件数に占める割合11.4%）、141件（同42.5%）であり、採用関係の説明会等（No.3、5、6）もそれぞれ19件（同27.1%）、187件（同31.1%）、112件（23.3%）であり、相当件数利用されている。一方、安全運転管理者等に関する届出（No.2。以下「安全運転管理者等届出」という。）については、2件（同0.1%）とほとんど利用がない状況である。
- ・ 安全運転管理者等届出は、平成20年度から電子申請サービスで届出可能となった手続であるが、20年度、21年度ともに総届出件数は多い状況（3,646件、3,522件）であるものの、電子申請サービスの利用は極めて低調な状況（7件、2件）が続いている。

[安全運転管理者等届出制度とは]

- ・ 一定台数以上の自動車の使用者（専業主等）は、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるため「安全運転管理者」やそれを補助する「副安全運転管理者」を選任しなければならない。届出の手続としては「選任届」「解任届」「届出事項の変更届」がある。
- ・ 安全運転管理者等届出に係る電子申請サービスの利用が低調な理由としては、次の要因が考えられる。
  - ア 安全運転管理者等は一定台数の自動車を使用する事業所等が選任・届出するものである。自動車を使用する事業所等にとって警察署に行き届出を行うことはあまり大きな負担ではなく、電子申請サービス利用のニーズがもともと多くないと推測される。
  - イ 「選任届」の場合、通常の届出方法で警察署に2回（申請時と管理者証受領時）行く必要があるところ、電子申請サービスを利用した場合は1回（管理者証受領時）行くだけになる。回数は減るものの1回は来署する必要があるため、利用者の負担軽減度合いはそれほど大きくないと思われる。
  - ウ 安全運転管理者等届出に係る電子申請サービスは、既に安全運転管理者等を選任している事業所等を対象としており、初めて申請を行う事業所等は電子申請を利用できない。
  - エ 添付書類の電子送信のためには、読取りのための機器（スキャナー等）が必要である。

## (3) 電子申請サービスの運用にかかるコスト

### ア 運用にかかるコスト

- ・ 電子申請サービスにかかるコストとしては、当初の開発・導入に要した経費として63,160千円、その後の運用経費として年間63,739千円（平成21年度）がかかっている。
- ・ 運用経費のうち、機器賃借料16,459千円は、専ら安全運転管理者等届出のために必要な機器設置費用（府内各警察署に配備している専用端末費用）である。
- ・ 平成21年度の届出1件当たりのコストを算出すると約45千円（63,739千円／1,410件）となっている。利用者にとって利便性が向上することや、警察官・警察職員の確保のように府警にとっても積極的に取り組むべき業務であるということ勘案したとしても、この金額は高額と言わざるを得ない。特に、安全運転管理者等届出に要している機器賃借料16,459千円は1件当たりになると、8,230千円（16,459千円／2件）にもなる。



【表2 電子申請の運用費用（平成21年度）】

項目	金額（千円）	備考
機器等賃借料	62,464	
うち共通部分	46,004	契約期間H19.3.1～24.2.29 契約金額230,021千円
うち安全運転管理者分	16,459	契約期間H20.3.1～24.2.29 契約金額65,838千円
回線使用料	464	
消耗品等	812	
合計	63,739	

- 安全運転管理者等届出は極めて高コストであることから、利用状況が好転しない場合には、機器の賃借期間（平成24年2月29日まで）を視野に入れつつ、コスト削減やサービス廃止も含めてあり方の検討を行う必要がある。
- 一方、人事委員会で実施している行政職（大学卒程度）や社会人の採用試験は平成21年度から電子申請による申込みにより一元化されており、申込窓口一元化やデータ入力省力化等による事務軽減効果を生んでいる。幅広く申込者を募るという意味では電子申請・紙申込書の並存の意義も認められるところであるが、人事委員会の例も参考にしながら、警察の採用関係の電子申請サービスは今後どうあるべきかを検討すべきである。また、機器賃借料等のコスト削減の検討も行うべきである。

イ 新規の手続導入の検討に当たって留意すべき点

- 上記のように1件当たりのコストが多額にのぼるのは、利用件数が少ないということもあるが、年間数千万円もの機器賃借料を費やしながら電子申請サービスの利用メニューが採用関係と安全運転管理者等届出だけであり、少ないことも影響している。
- サーバーなど賃借中の機器を有効活用するという観点、また、府民の利便性向上の観点からは電子申請サービスのメニューを拡大することも想定し得るが、追加経費が必要な手続を安易に実施すれば安全運転管理者等届出のような状態にもなりかねない。
- 検討に当たっては、追加で発生する費用や労力負担を見極めるとともに、他府県の状況も参考にしながら可能な限り正確な利用見込みを算定するなど、経済性・効率性・有効性の観点に留意しつつ慎重に検討を行う必要がある。

(4) 受検機関のこれまでの対応

ア 運用中の6手続について

- 現在運用中の電子申請サービス（6手続）については、インターネット等で広報を行い利用促進を図ってきた。

イ 新規の手続導入の検討状況

- 警察への申請・届出等は、銃砲、風俗営業等に係る許可・届出等のように府民の安全、安心に直結するものが多く、内容確認を慎重に行わなければならない。また、本人と対面して審査しなければならないものもある。さらに、個人認証が必要な手続の場合、申請者にとって手間や機器等の購入経費を要するという課題もある。
- 府警としては、当面、個人認証を必要としない手続で、利用件数が見込めるものについては新規手続の導入を検討することとしている。
- 現在導入の候補として想定されている手続は「遺失届出」及び「施設占有者からの拾得物品に係る提出書の届出」程度であり、新規に電子申請システムを導入し得る手続はあまりない状況である。

## 2 課題

- (1) 府警が運用している電子申請サービス（6手続）は利用件数当たりの運用コストが高い状況にある。特に安全運転管理者等届出は別途の機器賃借を行って実施しているにもかかわらず、利用がほとんどない状況である。よって、電子申請サービスのあり方について、機器の賃借期間（平成 24 年 2 月 29 日まで）を視野に入れつつ、コスト削減やサービス廃止も含めた検討を行う必要がある。
- (2) 今後、新規に電子申請手続の導入を検討する場合には、追加で発生する費用や労力負担を見極めるとともに、他府県の状況も参考にしながら可能な限り正確な利用見込みを算定するなど、経済性・効率性・有効性の観点に留意しつつ慎重に検討を行う必要がある。